

高崎健康福祉大学

令和4年度 点検・評価報告書

目次

序章	1
第1章 理念・目的.....	3
第2章 内部質保証.....	8
第3章 教育研究組織.....	18
第4章 教育課程・学習成果	23
第5章 学生の受け入れ	55
第6章 教員・教員組織	64
第7章 学生支援	73
第8章 教育研究等環境	85
第9章 社会連携・社会貢献	98
第10章 大学運営・財務.....	106
第1節 大学運営.....	106
第2節 財務.....	115
終章	120

序章

本学は、人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げて、健康福祉学部医療情報学科（開学当時：健康情報学科）、社会福祉学科（開学当時：保健福祉学科）および健康栄養学科の1学部3学科の体制で平成13年4月に開学した。以降、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、同理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科を次々と開設し、平成31年4月からは新たに農学部生物生産学科を加えた5学部8学科体制になった。また大学院については、健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻修士課程、保健福祉学専攻および食品栄養学専攻博士前・後期課程、薬学研究科薬学専攻博士課程、保健医療学研究科看護学専攻、同理学療法学専攻修士課程を設置しており、令和4年4月より農学研究科生物生産学専攻博士前期・後期課程を新たに設置し4研究科7専攻体制となった。

これまで大学には人材育成機能の強化を目指した現教育システムの定期的な見直しが求められてきた。しかし社会構造の変化の速度は増すばかりで、これに対応するために大学にはスピード感をもった対応が求められている。このような社会の要請に応えるべく、本学も自らの意思に基づき大学改革のための方策を、PDCA サイクルを意識しつつ、教育研究活動や運営に関する自己点検活動を展開してきた。まず平成21年に公益財団法人大学基準協会による第1回目の大学評価を、平成28年には第2回目の大学評価を受審している。さらに自主的な取り組みとして、大学評価を受審した年度から数えて2年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度に本書点検・評価報告書をそれぞれ作成してきた。そして本書は大学基準協会が行う大学評価の目的に沿い、大学の教育研究活動の質を社会に対し保証し、継続的な改善・向上を図り、本学がもつ社会的に存在する意義・理由について明示することを目的に作成した。

これまで2回の大学基準協会の認証ではいずれも「大学基準に適合している」との評価結果を得た。しかしながら平成28年の評価に対する対応について改善報告書を提出したところ、今後の改善経過について再度報告を求める事項ではないもののいくつかの指摘をいただいている。それらに対しての対応や、現在も改革すべき課題として残っているものについては問題点として記載し、今後の課題として改めて認識し対応を促すこととした。

令和元年の末に発生した COVID-19 のパンデミックは多くの人命を奪い、大きな社会的損失をもたらしたが、一方でリモートでの人的交流や在宅勤務など、ICT（情報通信技術）の革新的進歩も相まって働き方や組織のあり方などが大きくかつ急激に変化した。教育現場に目を向ければ、入学したにもかかわらずほとんど登校することができない新入学生の発生や学生の社会的孤立、アルバイトの減少や保護者（保証人）の失職に伴う教育費や生活費の不足などは大きな社会的問題にもなった。本学も例外なく大きな影響を受けたところで、感染拡大防止を目的にオンライン授業や LMS などの導入とその活用が進み、学習者と教育者のつながり方が大きく変化した。また COVID-19 により、新しい学習スタイルへの不慣れや不適應による学習の遅れ、学生間・対教員との対面による交流の減少、学生やその保護者（保証人）の経済的損失などによる修学困難など、これまで経験したことがない様々な問題にも直面した。これらに対して本学がどのような対策をとり、その効果がどのようなものであったかは、本書を執筆することで振り返ることができたのではないかと

序章

と考えている。

FD・自己点検委員が学内関係各部署と連携を取りながら全学で取り組んだ本書を、学内全教職員が熟読し、自らの教育、研究、地域貢献、学生支援活動等を振り返り、今後の向上のための参考とすること、また一方で地域社会に対しては、本報告書を公表することで、本学の諸活動に対する理解が一層進むことを切に願うものである。

令和5年3月
高崎健康福祉大学
学 長 石田朋靖

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<大学の理念・目的の適切な設定>

高崎健康福祉大学は、高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学付属附属幼稚園を配する学校法人高崎健康福祉大学の中核的組織として、人間理解と人間尊重を基調として、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、平成13年(2001年)に開学した(根拠資料1-1【ウェブ】)。本学の沿革は、創設者である須藤いま子が、昭和11年(1936年)に群馬県高崎市嘉多町において開設した須藤和洋裁女学院に始まり、私立須藤和洋裁学院(昭和24年(1949年))、群馬女子短期大学(昭和41年(1966年))を経て今日に至る。法人として平成28年(2016年)に80周年を迎えた歴史を有する。須藤いま子は、群馬女子短期大学の教育理念として「感謝・奉仕・融和」を掲げたが、本学はその理念を「自利利他」の精神として受け継いだ。この「自利利他」は「人の喜びを自分の喜びとすること」であり、これを受け入れやすく「健大精神」として学生および教職員に示している。この健大精神は建学の精神として周知している。

本学は、「高崎健康福祉大学学則」および「高崎健康福祉大学大学院学則」において、建学の理念と精神を踏まえた各学部・研究科の目的を、次のように適切に定めている(根拠資料1-2【ウェブ】～1-3【ウェブ】)。

開学当時、健康福祉学部(健康情報学科、保健福祉学科、健康栄養学科)の1学部(3学科)から出発した本学は、その後、建学の精神の一層の具現化を目指して、平成18年度に看護学部看護学科(現：保健医療学部看護学科)、薬学部薬学科、平成22年度に保健医療学部理学療法学科、平成24年度に短期大学部児童福祉学科を人間発達学部子ども教育学科に改組、平成31年に農学部生物生産学科の新設を経て、現在は健康福祉学部(医療情報学科、社会福祉学科、健康栄養学科)、薬学部(薬学科)、保健医療学部(看護学科、理学療法学科)、人間発達学部(子ども教育学科)、農学部(生物生産学科)の5学部(8学科)体制に発展した。

また、平成17年以降、研究科についても順次整備し、健康福祉学研究科(医療福祉情報学専攻、保健福祉学専攻、食品栄養学専攻)、薬学研究科(薬学専攻)、保健医療学研究科(看護学専攻、理学療法学専攻)、農学研究科(生物生産学専攻)の4研究科(7専攻)を擁している。

本学では、学部における学科ごとに、また研究科における専攻ごとに、それぞれに特色のある領域をカバーしていることに対応して、学部における学科ごとに、また研究科にお

第1章 理念・目的

ける専攻ごとに、建学の理念と精神を踏まえた人材育成その他の教育研究上の目的を適切に定めている（根拠資料 1-4【ウェブ】～1-6【ウェブ】）。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学の学部・研究科の構成は、食・医療・福祉・健康・教育分野を網羅し、いずれも「人間理解と人間尊重を基調として、自利利他の精神のもとに、人類の健康と福祉に貢献する」ための人材育成を目的としている。したがって、大学の理念・目的と学部・研究科の目的は明確に連関している。

こうした建学の理念や精神を体現した人材を育成し、もって社会に貢献するため、本学は高等教育機関としての社会的責任を、第一に「社会の発展のために有為な人材を養成すること」、第二に「研究活動によって学術・学問の発展に寄与するとともに、社会をリードし社会を支えていくこと」、第三に「地域社会に存在する大学として地域の人々の知的関心や好奇心に応え、開かれた大学であること」と認識している。

本学が設定する理念「人類の健康と福祉に貢献する」と設置の目的である「人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する」は、超高齢社会を迎えた我が国の現状や、人材を社会に送り出すことで国民の食・医療・福祉・健康・教育分野において広く寄与することができるため、これらは高等教育機関としてふさわしいと評価できる。さらに各学部学科および研究科が掲げる目的は、本学の理念や設置の目的を鑑みて設定されていることから、これらは連関している。さらに食・医療・福祉・健康・教育分野に関する専門家、国家資格職種を養成する食・福祉・健康・教育の総合高等教育機関という本学の特徴は、地方に位置する大学としては極めて特徴的な存在であるといえる。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学は、建学の理念と精神を踏まえた学部・研究科の目的を、「高崎健康福祉大学学則」および「高崎健康福祉大学大学院学則」に適切に明示している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。その上で、各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的については、人材養成に係る目的、および学部・学科等の教育研究上の目的として、それ

第1章 理念・目的

それぞれ適切に明示している（根拠資料 1-4【ウェブ】～1-6【ウェブ】）。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

本学の理念・目的、ならびに各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的については、教職員、学生、ならびに社会に対して周知を図るため、大学ホームページ、履修ガイド、大学院生ハンドブックに掲載し、学内外に広く公表している（根拠資料 1-3【ウェブ】～1-5【ウェブ】、1-7-1,p10、1-7-2,p10、1-7-3,p10、1-7-4,p10、1-7-5,p10、1-8-1,p20、1-8-2,p20、1-8-3,p19、1-8-4,p20）。また、本学の紹介についても、ホームページをはじめ、受験者向けパンフレットに掲載し、広く公表している（根拠資料 1-9-1【ウェブ】、1-9-2、1-9-3）。さらに令和 5 年度からは、新入生を対象に自校教育の場として「健大で学ぶ Well-being」を開講し、本学で学べる学問や養成する専門職についての理解を深める科目を新設した。この自校教育科目を通じて大学の理念や目的について新入生に深い理解や共感を得ることが期待される（根拠資料 1-10）。

以上のように、本学は理念・目的および各学部・研究科における人材育成その他の教育研究上の目的は適切に規定し、それらを公表している。その詳細は基礎要件確認シート「1. 大学の理念・目的の公表」の通りである。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

広く社会に向けて「人類の健康と福祉に貢献する」という建学の理念を実現するため、学部（学科）・研究科（専攻）の拡充を計画してきた。その結果、現在は 5 学部（8 学科）・4 研究科（7 専攻）を擁し、食・医療・福祉・健康・教育分野における充実した教育環境を活かすとともに、各分野のスペシャリストを養成する総合大学として多くの人材を輩出してきた。

その上で、学校法人として将来を見据えた中期計画を策定し、大学として①教育の理念の特色の可視化および広報戦略の見直し、②永続性を有する大学、③教育の質的転換、④大学質保証、⑤財政基盤の確立という基本戦略を 5 つ掲げている。中期計画の対象期間は令和 2 年 4 月から令和 8 年 3 月であり、すでに実現できている内容も含まれている。その一方で、COVID-19 の対応が最優先課題となった影響もあって、令和 4 年度以降に対応する項目もある。中期計画についてはホームページに掲載して、学内外関係者がいつでも閲覧できるように公開している（根拠資料 1-11【ウェブ】）。

これまで平成 21 年に公益財団法人大学基準協会による第 1 回目の認証評価大学評価を、平成 28 年には第 2 回目の大学評価を受審しているが、これらの評価はきわめてよい省察の機会となっており、本学の中期計画の立案において良好な影響を与えている。これまでボランティア・活動市民センターや農学部の開設、訪問看護ステーションなどの付帯組織の

第1章 理念・目的

充実など、計画に基づいて着々と事業を拡張していった。現在の中期計画についても、入学定員の充足、充実した教職員など根拠資料である大学基礎データで示すように、十分な財政基盤を持って計画を立案しており、その実効性は極めて高いと考えている。

(2) 長所・特色

本学は5学部8学科・4研究科7専攻で構成され、その多くが国家資格や国家資格に準ずる公的資格、あるいはこれら資格の受験資格や任用による資格の取得が可能なカリキュラムを有している(表1-1)。こうした修学上の明確な目標は、本学学生の向学心を高めることに直結しており、高いレベルの向学心は国家試験等の合格率に現れている。同時に、食・医療・福祉・健康・教育分野を広くカバーできる体制が構築できたことによって、人類の健康と福祉に貢献する総合大学として人材育成その他の教育研究上の目的を達成することが可能となった。

表1-1 各学科・専攻における主な取得可能資格・免許(受験資格・任用資格を含む)

学科・専攻	主な取得可能資格・免許(受験資格・任用資格を含む)
医療情報学科	診療情報管理士、医療事務管理士、医療情報技師、情報処理安全確保支援士、基本情報技術者、応用情報技術者、司書
社会福祉学科	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、児童指導員、身体障害者福祉司、初級障がい者スポーツ指導員、司書、児童福祉司、知的障害者福祉司
健康栄養学科	管理栄養士、栄養士、栄養教諭一種、フードスペシャリスト、NR・サプリメントアドバイザー、食品衛生監視員、食品衛生管理者
薬学科	薬剤師、麻薬取締官(員)、向精神薬取扱責任者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、建築物環境衛生管理技術者、水道技術管理者、放射性物質による障害防止主任者、船舶に乗り込む衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者、医学部外・化粧品又は医療機器の製造(輸入販売)所の責任技術者、毒物劇物取扱責任者、薬事監視員、麻薬管理者、治験コーディネーター(CRC)、環境衛生監視員、衛生管理者(第1種)、外国製造医薬品等の国内管理者
看護学科	看護師、保健師、養護教諭一種
理学療法学科	理学療法士、健康運動指導士、健康運動実践指導者
子ども教育学科	幼稚園教諭一種・二種、保育士、小学校教諭一種・二種、中学校教諭一種・二種(英語)、特別支援学校教諭一種・二種(知的障害者、肢体不自由者、病弱者)、司書教諭、社会福祉主事、児童福祉司、認定ベビーシッター、レクリエーション・インストラクター

第1章 理念・目的

生物生産学科	食品衛生監視員、食品衛生管理者、HACCP 管理者、食の6次産業化プロデューサー
食品栄養学専攻	栄養教諭専修
看護学専攻	助産師

本学の盤石な財政基盤の確立とより良質な人材を社会へ輩出するという本学の責任を果たすためには、中期計画にある新学科増設・定員増は推進すべき点である。

本学は、国家資格ならびに国家資格に準ずる公的資格の取得を特色としてきた従来の校風に、農学部と農学研究科が設置されたことも加わって、「人類の健康と福祉に貢献する」総合大学としての包括性を十分に備えてきた。学部・研究科が拡充される中で、建学の理念や精神を反映した人材育成その他の教育研究上の実績は、本学学生の向学心を高く維持することに貢献してきたが、今後ともこうした成果を教育の質的な充実につなげていく。

(3) 問題点

本学の理念・目的および学部・研究科の目的については、学則やホームページ等で公開している。それらが教職員・学生へどのくらい周知できているかについての詳細な調査を令和4年度の「学生生活・満足度調査」や3つのポリシー点検会議（第2章で説明）などを通じて進めてきているが、まだ年数が浅いこともあり、継続して確認をする必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、「人類の健康と福祉に貢献する」ことを建学の理念に掲げ、「自利利他」の精神のもとで人間の理解と尊重を基調とする教育を実践してきた。こうした理念や精神を体現した人材を育成し、もって社会に貢献するため、開学から今日まで学部・研究科の拡充に努めてきた。その結果、今日では5学部8学科・4研究科7専攻を擁し、食・医療・福祉・健康・教育分野をカバーする総合大学へ成長した。

学部・研究科の拡充に伴って本学が提供する教養・専門領域も拡張したが、各学部・研究科の目的はすべて建学の理念と精神を反映した教育方針に収斂されており、本学学生の向学心を高く維持することに貢献している。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方としては、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」第2条に内部質保証の定義を「第2条 内部質保証については、公益財団法人大学基準協会が示す、内部質保証に準拠する。」と記載している（根拠資料2-1）。

高崎健康福祉大学内部質保証システム体系図

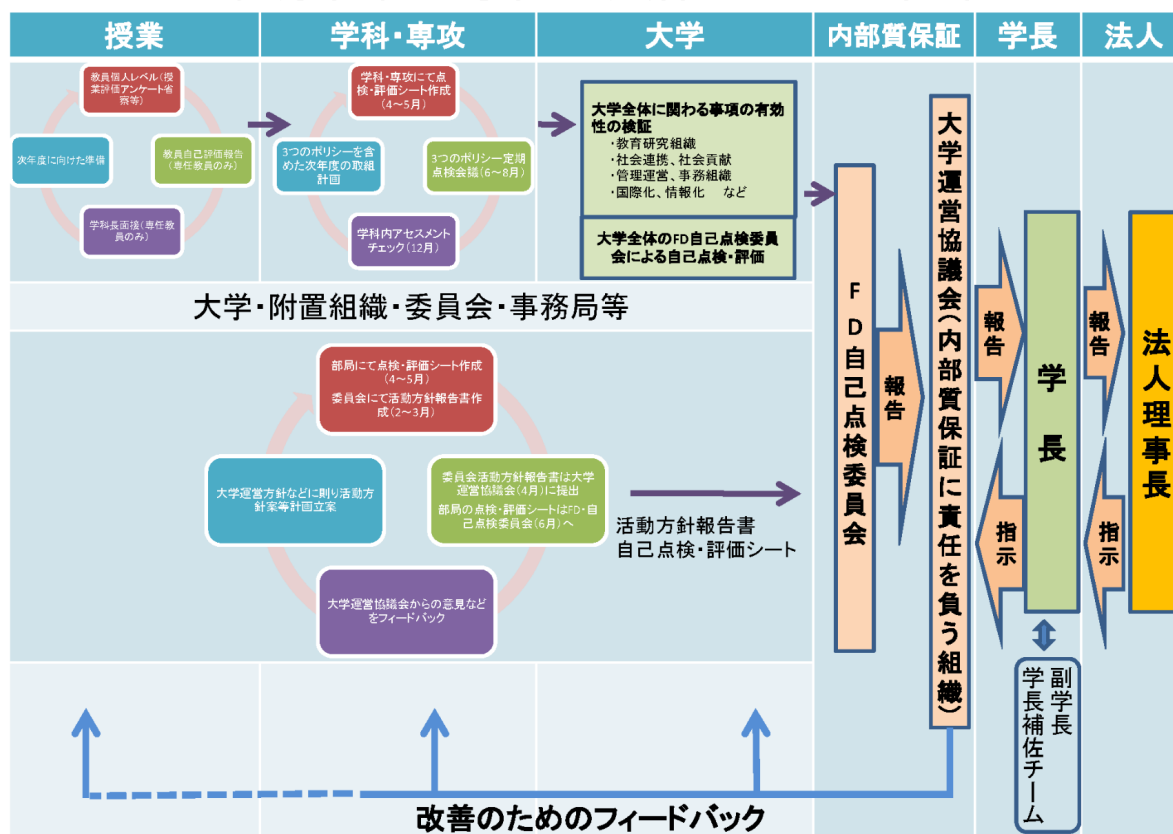


図2-1 内部質保証システム体系図<全体>（根拠資料2-2【ウェブ】）

具体的には「内部質保証とはPDCAサイクル等を適切に機能させることによって、質の向上を図り、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明してい

第2章 内部質保証

く学内の恒常的・継続的プロセスのことである。」と公益財団法人大学基準協会の作成している大学評価ハンドブックにおいて記述されている内容に準拠している。尚、この規程は学内規程集にて学内教職員に共有されている。また、内部質保証方針を定め、ホームページで公表している（根拠資料 2-2【ウェブ】）。

これを受けて、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長、学部長、学科長、研究科長、事務局長、総務部長、教学部長によって構成される「大学運営協議会」を設置している。内部質保証に関する大学運営協議会の権能は、FD・自己点検委員会が提出した検証結果について審議し、方針の策定、実施、点検および改善について必要な対策を指示することと定めている。自己点検・評価に関する定期的な実務については、FD・自己点検委員会が担当することとなっている（根拠資料 2-3）。

教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針については、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」第 5 条にて大枠を定めている。具体的には各学科が資格取得を目的とした人材養成課程となっていることから、全学的な教育企画などは全学教務委員会にて検討、提案を行っている。実際の運用については各学科で指定養成施設として運用可能か検討している。その後、法令等の改正に伴い指定科目の変更や取り扱うべき内容に変更があった場合は、全学的な対応と合わせて混乱の無いようにカリキュラムの変更を各学科・専攻で検討、教授会・研究科委員会を経て大学運営協議会にて協議を行い、学長の承認を得て改正している。

各種委員会においては毎年度指定様式にて当該年度の活動結果と次年度における活動方針を年度末までに大学運営協議会に提出することになっており、取りまとめた結果を審議・改善・向上の指針を大学運営協議会から提案する形をとっている（根拠資料 2-4）。

各学科・専攻、部局においても自己点検評価シートを作成し、FD・自己点検委員会に提出、その後委員会から大学運営協議会に資料を提出することが平成 30 年度第 4 回大学運営協議会にて承認されている（根拠資料 2-5）。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

現在、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は前述のとおり大学運営協議会である。構成メンバーは図2-2の通りであり、学内の主要なポストの教職員で構成されている（根拠資料 2-6）。

大学運営協議会には学内の主要な案件や教授会から提出された全学的な検討案件の審議に加え、各部局、委員会等の活動の報告が集約される。これらの事項は学長、法人理事長に報告され、重要事項は理事長・学長から大学運営協議会へ、さらに大学・学科・専攻へフィードバックが行われる体制が整えられている。このことから、PDCA サイクルの確認についても一極集中で対応できている。

大学運営協議会は平成 18 年度より発足、これまで上記の対応を主に行っており、内部質保証の推進に責任を負う点については平成 27 年度以降となっている。当初はこの体制で問題ないとし、体制の完了となっていたが、会議の回数が年に 6 回と設定されている点を考慮すると、この体制については予測困難な時代にあつて、今後別の体制を考慮する必要がある。そこで、平成 30 年度より副学長を設置、学長職務全般の補佐を行うなどして学内諸課題への内部質保証に関わっている（根拠資料 2-7）。さらに令和 4 年度より学長補佐チームを新たに設定、学長から指示された学内の諸課題に対応する（根拠資料 2-8）。令和 4 年度は学修成果の可視化について、教務委員会、FD・自己点検委員会を巻き込んでその立ち上げについて活動を行った。さらに事務組織として学長室を設置、今後の内部質保証体制の推進促進を担当する部局となる予定である（根拠資料 2-9）。現在は IR に特化した業務を行っており、内部質保証全学推進促進体制としての構築・整備については途上である。



図 2-2 大学運営協議会
構成メンバー一覧

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<各方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

第2章 内部質保証

卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程の編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）の3つのポリシーの策定および変更については次の表のとおりである。

表 2-1 3つのポリシー策定に関する各学科の取り組み

学部・研究科	学科・専攻	DP	CP	AP
健康福祉学部	医療情報学科	平成 23 年 1 月 (平成 22 年度第 9 回教授会) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) ↓ 令和 4 年 2 月 (令和 3 年度第 10、第 11 回教授会)		平成 16 年 3 月 (平成 15 年度第 11 回教授会) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)
	社会福祉学科			
	健康栄養学科			
薬学部	薬学科			平成 18 年 4 月 (平成 17 年度申請時決定) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)
保健医療学部	看護学科			
	理学療法学科	平成 22 年 4 月 (平成 21 年度申請時決定) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会) ↓ 平成 31 年 2 月 (平成 30 年度第 10 回教授会)		
人間発達学部	子ども教育学科	平成 24 年 4 月 (平成 23 年度申請時決定) ↓ 平成 29 年 2 月 (平成 28 年度第 10、第 11 回教授会)		
農学部	生物生産学科	平成 31 年 4 月開設		

上記のように AP については、まずは平成 16 年度に既設の学科で策定、運用し、以降は新設学部学科では設置認可申請時に策定し、募集時に運用している。また、DP、CP については平成 22 年度より既設の学科は策定、運用を行い、新設学部学科についても同様に対応した。

大学院についてもそれぞれ AP および DP、CP を策定し、運用している。

平成 29 年度 4 月に大学の学部において 3 つのポリシーの公表が義務付けられたことを受け、平成 28 年度の中央教育審議会発表のガイドラインに沿ってそれぞれ公開している 3 つのポリシーの連携および見直しを兼ねて FD・自己点検委員会内のワーキンググループにて作業を行った。DP および CP は各学科教務委員と、AP は各学科入試委員とそれぞれ見直し作業を行い、平成 28 年度第 10 回、第 11 回教授会にて協議、承認されている（根拠

第2章 内部質保証

資料 2-10、2-11)。また、後述のように継続して各学科で点検作業を行っている。

<内部質保証活動の実施>

自己点検評価作業については、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に基づき、大学評価を受審した年度から数えて2年後、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度（3年、3年、1年のサイクル）に自主的に点検・評価報告書を作成することとしている（根拠資料 2-12）。

平成29年度には3つのポリシーのアセスメントを実施するためのアセスメントポリシーを策定、平成29年度第6回各学部教授会にて策定、承認された（根拠資料 2-13、2-14【ウェブ】）。

平成29年度中にFD・自己点検委員会内のワーキンググループにて策定されたアセスメントポリシーを基に3つのポリシーの検証を行い、平成30年度第2回教授会にて各学科の検証結果（アセスメントチェック表）が報告、以降定期的に提出されている（根拠資料 2-15-1～2-15-5、1-9-3）。

また、3つのポリシーを踏まえた学内点検評価に学外参画ならびに学生参画を取り入れるために、平成30年度第10回教授会にて「3つのポリシー点検会議」を各学科で行うことが承認された（根拠資料 2-16）。

外部評価参画者、学生による教育改善委員を交えた3つのポリシー点検会議は、FD・自己点検委員会主導で毎年実施し（令和2年度以降はCOVID-19対応のため、書面協議やオンライン会議で実施する学科もある）、学外者の意見、在籍学生の意見を取り入れることで厳格な点検評価を実施することになった（根拠資料 2-17～2-19）。この点については教職員のみで行う自己点検評価よりもはるかに説得力が高まっている（根拠資料 2-20-1～2-20-3）。

<点検・評価とその改善・向上の計画的な実施>

大学運営協議会では構成メンバーがそれぞれの学部長、研究科長、学科長でもあるため、各教育プログラムの点検・評価については会議上で報告、取り組みに関する改善・伸長に関する提案についても得られる環境にある。

自己点検・評価シートを様式として作成、毎年各学科、部局で自己点検を行うことが平成30年度第10回教授会にて提案、承認され、大学運営協議会での会議報告が義務付けられている（根拠資料 2-16）。これまでは点検・評価報告書の作成にあわせて報告・評価・改善の議論の機会を得ており、定期的に報告する方針となった。令和4年度については第3回大学運営協議会にて自己点検・評価シートを取りまとめた報告を行っている（根拠資料 2-21-1、2-21-2）。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応>

大学運営に関わる行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）への対応としては、設置計画履行状況等報告書の新設の学部学科・研究科専攻が毎年5月に文部科学省へ提出している（根拠資料 2-22-1～2-22-4）。根拠資料のとおり、指摘を受けていた点については完成年度内に方向性を示すなど対応を適切に行っている。例え

第2章 内部質保証

ば人間発達学部子ども教育学科では、設置認可申請と課程認定申請を合わせて行ったところ、課程認定申請の審査結果により、経験ある教員で対応することが必要となった。そのため規程に定める退職年齢を超える専任教員の割合がやや高くなっており、文部科学省より平成24年度から28年度まで留意事項・改善意見として指摘を受けていた。この点については、学部長および学科長、法人の人事担当者で協議を重ね、完成年度後にベテランの特任教員の後任者を公募、学内の諸規程に沿って適切な教員選考を実施し、再度指摘を受けることはなかった。

このように時間がかかる案件もあるが、農学部で指摘を受けた既設学科の定員超過に関する点は、速やかに対応し、令和4年度1回大学運営協議会、5月教授会にて入学定員の振り分けを提案、承認され、5月理事会において、学則変更の協議、承認を得ている（根拠資料 2-23）。このように指摘を受けている事案については解消に向けて当該学部学科、研究科専攻にて改善案や修正案を作成し、大学法人本部との調整を経て学部教授会、研究科委員会等にて審議、大学運営協議会や理事会で承認を得て運営している。

以上のように、本学は設置計画履行状況等調査には適切に対応しており、その詳細は基礎要件確認シート「3. 設置計画履行状況等調査への対応（5ヵ年）」の通りである。

また、認証評価機関について、平成21年度、平成28年度にそれぞれ公益財団法人大学基準協会の大学評価を連続して受審している。今回に至るまでに2回分の受審結果および改善課題に対する本学の対応を記した「改善報告書」の検討結果について（通知）も含め、学内で共有、指摘を受けている対象部局で対応している。

分野別認証評価については、薬学部薬学科が、一般社団法人薬学教育評価機構の認証評価を、保健医療学部理学療法学科が、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認証評価をそれぞれ受審、適合の結果を受けている（根拠資料 2-24【ウェブ】、2-25）。結果については各部局の担当者間で共有、指摘事項などの改善に努めている。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」に示す外部評価委員制度を導入することで点検・評価における客観性・妥当性を担保している（根拠資料 2-1）。

本学では大学基準協会の定期受審に加えて、3年、3年、1年のサイクルで自主的に点検・評価報告書を作成することとしている。平成30年度は3人の有識者に外部評価委員を委嘱し、令和3年度の評価時には4人の有識者に外部評価委員を委嘱した。4人のうち3人は新規に委嘱しており、新たな視点から指摘が得られるよう点検・評価報告書の評価を依頼した（根拠資料 2-26-1【ウェブ】、2-26-2【ウェブ】）。点検・評価報告書に関して当該委員からの指摘事項については、FD・自己点検委員会を中心に対応表を作成し大学運営協議会にて確認、適切な部署に対応を依頼している。（根拠資料 2-27-1【ウェブ】、2-27-2【ウェブ】）。指摘事項の一覧は、外部評価に対する対応として本学ホームページにて大学評価受審結果と合わせて公開している（根拠資料 2-28【ウェブ】）。

平成28年度に受審した公益財団法人大学基準協会による大学評価では、平成29年3月に認証評価結果をいただき、大学基準に適合している旨の大学基準適合認定証を交付された（根拠資料 2-29【ウェブ】）。評価結果に記載された長所・努力課題・その他書類に記載された課題などをまとめた、高崎健康福祉大学に対する大学評価（認証評価）結果 指

第2章 内部質保証

摘事項・対応（案）一覧を作成し、大学運営協議会ならびに各学部教授会にて共有、対応に関する協議を行い承認された（根拠資料 2-30）。指摘事項等については対応する部局と各種委員会にて共有、解決や解消に向けてそれぞれ検討している。これらの対応については全て令和2年7月末に改善報告書にて公益財団法人大学基準協会に報告を行い、同報告書による検討事項を令和3年3月に通知いただき、学内にて共有している（根拠資料 2-31、2-32）。

<教職課程に関する点検・評価の実施状況>

本学では、教職課程に関わる業務を教職支援センターが担っており、全学的な組織として設置されている。

教職課程の自己点検評価報告書を作成するにあたり、まずは教職支援センターで業務に係る規程の見直しを行った（根拠資料 2-33）。その過程で、自己点検評価を通して教職課程の質を保証することに努めることを再確認するとともに明文化し、これを教職支援センター運営委員会に諮った結果、承認された。その後、当該報告書の作成に特化した高崎健康福祉大学教職支援センター教職課程自己点検評価作業部会の運営要領（内規）を作成し、教職支援センター運営委員会の承認のもとに同作業部会を立ち上げた。メンバーは、教職課程を設置している各学科の教員7人、事務職員4人の計11人の教職員により構成される。

教職課程の自己点検評価報告書作成にあたっては、教員・事務職員が連携を密に取り、各項目について点検・検討・記述・編集作業を組織的に行った。作業終了後、同作業部会にて点検を行い、教職支援センター運営委員会、教授会での承認を経て、最終的に大学運営協議会に諮り承認された（根拠資料 2-34【ウェブ】）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の活動の状況等の公表 評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性 評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では教育研究活動の報告として、各学科の就職状況、進学状況、教員免許状取得状況、各学科が目標としている国家資格、民間資格の合格者数、合格率をホームページや事業報告書にて公開している（根拠資料 2-35【ウェブ】）。

また、正課・正課外の活動についても大学機関紙として健大通信を年に2回（4月・11月）発行し、学校関係者に配布されるだけでなく、バックナンバーも含めてホームページにて公開している（根拠資料 2-36【ウェブ】）。

自己点検・評価は毎年実施しているが、学外に向けた公表は点検・評価報告書の作成をもって行うこととしており、平成30年度第3回教授会にて協議・承認を得て「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」を改正し、3年、3年、1年の周期で作成することとなっている。作成した点検・評価報告書については、公益財団法人大学基準協会による大学評価を受審した結果と合わせてホームページにて公開している（根拠資料 2-28【ウェブ】）。

第2章 内部質保証

財務情報については、事業報告書ならびに健大通信（11月）にて決算後の当該年度分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録を掲載し、学外に広く公開している。事業報告書についてはホームページにも過去3年分掲載し、それぞれ確認できるようにしている（根拠資料2-37【ウェブ】）。

公表情報については、上長やホームページ管理者の確認を経て公表することにより、正確性、信頼性を担保できるようにしている。財務状況については、事業報告書に監査結果の写しを添付することで、会計処理上の不正や証憑資料に不備がないことを示している。これらの基本的公開情報の更新については、年度当初を基準に順次ホームページに当該年度の情報が公開され、誰でも閲覧ができるように、さらに必要な情報に容易にアクセスができるように配慮している。

<教職課程に関する点検・評価結果の公表状況>

令和4年度 教職課程自己点検評価報告書については、令和5年2月教授会にて報告、令和5年3月実施の大学運営協議会にて報告され、同月に本学ホームページにてその内容を公開している（根拠資料2-34【ウェブ】）。

以上のように、教育情報、点検・評価結果、財務関係書類（財務諸表）、教職課程における教員養成状況については適切に公表しており、その詳細は基礎要件確認シート「4. 点検・評価結果の公表」および「5. 教育情報の公表」ならびに「6. 財務関係書類（財務諸表）の公表」の通りである。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性 評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証システムの適切性については、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」により3年、3年、1年の周期で作成している「自己点検・評価報告書」の執筆作業をもって定期的に点検・評価している。この点検作業は、大学全体を確認する作業であり、各学部学科部署の適切性はもちろん、それらをチェックする機構としての大学運営協議会を頂点とした内部質保証システムがいかに適切に機能しているかを確認することに大いに貢献している。

また、各年度においては、各委員会は大学運営協議会へ統一の様式をもって活動方針に照らして活動報告を行うことになっている。提出期限を法人内の予算請求会議の実施時期と合わせることで、関係者が次年度の方針と予算の整合性について確認しやすいようにしている。また、シンプルな様式による報告とすることにより本来の業務が圧迫されないように工夫している。

本学の内部質保証システムについては、徐々に浸透しつつある中で模索していることも

第2章 内部質保証

多い。現時点では、当該年度の活動内容と次年度の活動方針を統一の様式にて報告する体制を確立することで、課題や長所も見えてくるものと思われる。まずは各委員会、部局単位での点検・評価の推進に注力することで、大学運営協議会が内部質保証システムの点検・評価を行うための体制を整えていく。

各学科では、それぞれ目標とする国家試験や民間試験に向けた指定科目を学生に履修させ、その積み重ねを持って国家試験受験資格等を得るため卒業の準備を整えている。その中で学生に国家試験受験に向けて少しずつ確実に職業意識を高め、資格取得に向けた集中力を高めていく作業は、PDCA サイクル無しでは到底適わない。高い合格率を維持しているのは、点検・評価の積み重ねによる成果と言っても過言ではない（根拠資料 2-38）。

目標達成に向けた学内諸システムによる点検・評価は確実に成果を上げており、今後はこれらを踏まえた内部質保証システムの構築に加え、DP の達成度ひいては学士力の視覚化等について検討することも考えている。

<COVID-19 に対する対応>

令和 2 年 3 月の大学運営協議会にて、入学式や授業開始日を決定するプロセスについて会議体を立てて行ったほうが望ましいとの意見から、学長任命により新型コロナウイルス感染症対策本部（以下感染症対策本部）を発足、以降は感染症対策本部が学長諮問機関として COVID-19 対応の主担当となり、対応について重要な案件については大学運営協議会でも報告・協議を行っている（根拠資料 2-39）。

感染症対策本部は本部長として副学長、本部長補佐として事務局長、総務部長、教学部長、入試広報センター長、教務委員長、保健衛生委員長、附属クリニック院長、感染情報処理担当教員、教学次長、学生課長、学生課員で構成され、オブザーバーとして総務課長、各学部事務室長で会議を行っている。令和 2 年 9 月より本部組織宛メールに体調不良者・濃厚接触者などが速やかに状況報告を入れることで、早期に学内感染防止に向けた方策を練ることができ、現在（令和 4 年度）まで学内にて感染クラスターの発生は起こっていない（根拠資料 2-40）。

（2）長所・特色

本学は医療・福祉系専門職養成校として国家資格・民間資格取得に向けたカリキュラム構成、施設・設備の充実をこれまで行ってきた。また、令和 3 年 3 月末までの国家試験・民間試験等資格試験合格率は根拠資料 2-38 のとおりで、合格率を 100%にする、または近づけるために関係者間の意見交換、対応策を講じるなど積み重ねてきた。

そうした本来のセルフチェック機能が稼働することで現在では多くの学科で命題でもある「国家資格」「主要資格」の高い合格率を支えているといっても過言ではない。

学内としてはこれまで各部局、各委員会組織それぞれで内部質保証に準じた行動・業務を行ってきたため、全学的な推進についてはさほどまとまりは悪くない。ただし、内部質保証の責任主体である大学運営協議会だけではなく、内部質保証の推進を促進する全学的な組織を求める声が学内にもあった。それを受けて平成 30 年度より副学長、令和 4 年度より学長補佐チームと学長室を新たに設置した。学長室には、IR 統括者を兼ねた学長室長を配置、現在学内の情報整理を中心に業務を行っているが、今後は大学の運営に関する企画

第2章 内部質保証

立案や情報分析などの業務も担い、学長補佐チームとも連携して内部質保証にも深く関わる予定である。

(3) 問題点

本学では内部質保証システムの責任主体を大学運営協議会が担っているところであるが、大学運営協議会の定例会議は年に6回の開催であることや、会議では内部質保証に関する業務以外の重要な決定も行うため、本来の内部質保証システムを機能させ、全学的に推進する点では学内の組織、委員会などに一部権限委譲など検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では各学科が国家資格や民間資格の指定養成施設となっていることから、従前よりPDCAサイクルを用いた点検・評価作業を積み重ねてきた。本学の高い国家試験合格率、高い資格取得率という結果をみれば、PDCAサイクルがうまく機能していると言っても過言ではない。現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態である。

ただしすべての事案、教育プログラムなどで同じくPDCAサイクルを中心とした内部質保証システムが確立しているとは言えず、責任主体である大学運営協議会が中心となり、全学への内部質保証システムの推進とそれを更に浸透させることが今後の課題である。また、教学マネジメントなども含め、学生の声をよく聞き、PDCAサイクルを機能的に回して、予測困難な時代に対応する内部質保証システムの構築を進めていく。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター

その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部及び研究科構成との適合性>

本学は、人間尊重、人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げ、現在、健康福祉学部医療情報学科、健康福祉学部社会福祉学科、健康福祉学部健康栄養学科、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科、保健医療学部理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科、農学部生物生産学科の5学部8学科体制で健康、医療、福祉、保育・教育、農学の分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学術の進展に努めている。

また、各専門分野における教育・研究職を目指す学生や、健康と福祉の増進のために新しい研究分野を開拓する人材を育成するために、大学院研究科を開設しており、現在は健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻（修士課程）、健康福祉学部保健福祉学専攻（博士前期・博士後期課程）、薬学研究科薬学専攻（博士課程）、保健医療学研究科看護学専攻（修士課程）、保健医療学研究科理学療法学専攻（修士課程）、令和4年度より農学研究科生物生産学専攻（博士前期・博士後期課程）を新設し、4研究科7専攻開設している（大学基礎データ表1、根拠資料3-1-1～3-1-7）。

<大学の理念・目的と附置研究所およびセンターの組織の適合性>

附置組織として、総合福祉研究所、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、国際交流センター、学習支援センター、教職支援センター、健康管理センター、キャリアサポートセンター、図書館がある。これらの組織は各学部・研究科の教育研究活動の支援、学生の学び・キャリア・生活支援を目的に設置されている組織であり、大学の理念・目的を実現するために必要な組織である。各組織は規程に則って適切に活動を行っている。大学の理念・目的との関連性を中心に各組織の概要を以下に記す。

① 総合福祉研究所

総合福祉研究所は、建学の理念に基づき福祉の発展に貢献することを目的としており、本学の学内研究者が共同で行う調査・研究や、本学の研究者と他大学・研究機関・行政・施設等の研究者・職員等との共同研究を支援することを主な活動としており、研究所長が責任者として統括している（根拠資料3-2）。また社会福祉およびその周辺領域に係る研

第3章 教育研究組織

研究成果を高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要「健康福祉研究」として年1回発刊し、本研究所ならびに本学の教員、本学大学院生の研究の成果を国内外に広く公開している。

② 子ども・家族支援センター

子ども・家族支援センターは、建学の理念に基づき地域における子ども・家族支援および地域住民のための健康維持、促進を図ることを目的として、平成17年に開設した（根拠資料 3-3、3-4）。子どもと家族の心と体の問題に向けて、小児科医・保育士、健康福祉学部から精神科医・臨床心理士、保健医療学部から看護師、人間発達学部からソーシャルワーカーが携わり、支援や相談業務に取り組んでいる。その他、公開セミナーおよび親子ふれあい教室などの活動を行っている。その活動は、地域住民に広く受け入れられており、多数の利用者がその恩恵を受けている。

③ ボランティア・市民活動支援センター

ボランティア・市民活動支援センターは、学生に対するボランティア・市民活動を全学的に支援することにより、学生の社会性および自主性を涵養し社会に有用な人材を育成するとともに、自利利他の精神の具現化により人類の福祉と健康に貢献することを目的としている。所属する2人の常駐スタッフは、地域の社会福祉協議会の経験と社会福祉士資格を持ち、学生の相談およびボランティアのコーディネートに応じている（根拠資料 3-5）。

④ 国際交流センター

国際交流センターは、本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材を育成するため、国際化とグローバルな人材育成を目的に組織している。学生の国際交流活動や海外研修の計画、支援を行い、留学情報の提供等を行っている。学生が海外研修や留学をとおして英語力を上達させること、また、異文化体験・異文化交流に積極的に参加するなど、1人1人の自己実現のサポートの一端を担っている（根拠資料 3-6）。

⑤ 学習支援センター

学習支援センターは、本学の理念・目的にある、各学科の専門知識・技術を深く教授するための基盤となる基礎的学力の支援や相談業務を行うことを目的とし、学習全般の支援や学習に関する相談業務を行っている（根拠資料 3-7）。

⑥ 教職支援センター

教職支援センターは、本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材を育成するため、保育者・教員をめざす学生の資質向上を目的としている。教職関係資料の整備、情報の提供、講座の開設や面接・論文の練習相談などの活動を推進している。また、教職課程の管理をはじめとする教学サポートや、地域貢献として、令和3年度まで教員免許状更新講習を実施し、学内外に向け幅広く対象を置き活動している（根拠資料 2-33）。

⑦ 健康管理センター

健康管理センターは、学生・教職員の心身の健康保持・増進を支援することを目的としている。主に健康診断、ワクチン接種の運營業務を担っている（根拠資料 3-8）。

⑧ キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターは、本学の理念・目的にある、社会に貢献する有為な人材の育成を社会の発展に結びつける役割を担っており、学生と社会の架け橋となることを目的として組織している。①職業観・勤労観、キャリア形成能力の育成、②社会の変容と学生

の多様な要望に応える求人情報検索システムの導入、③資格取得のためのバックアップなどを行っている。

⑨ 図書館

図書館は、本学の理念・目的にある、広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授するため、教育・研究および学習に必要な図書館資料を収集、管理し、本学の教職員および学生の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与することを目的としている（根拠資料 3-9）。

⑩ その他の付帯組織

看護実践開発センター（根拠資料 3-10）、附属クリニック、訪問看護ステーションがある。

従って、これらの組織があげる目的は、本学の人間理解と人間尊重を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」という本学の理念と合致しており、本学が設ける教育研究組織はそれとの適合性が高いといえる。

<教職課程を全学的に実施する組織の状況>

本学では、上述した教職支援センターが全学の教職課程を支援する組織である。人間発達学部を保育者・教員を養成する4年制の専門学部として改組したことを受け、教職課程の企画、実施、評価、改善など、学長を中心とした全学的に教職課程をマネジメントする機能を有する組織として設置した。専任の教職員と併任教員として教諭、保育士の課程認定を受けている学科の専任教員で構成されている。センター運営委員会にて、センターの運営および教職課程に関する事項を定期的に審議している。

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学は、健康、医療、福祉、保育・教育、農学の分野におけるスペシャリストの養成とその責を負う学問領域の学問の進展に努めているところある。まず学生が卒業と併せて目指しているのがそれらの国家試験や各種資格であるため、それら専門資格取得が可能な学力や専門職としての高い意識を持つように学生を導かなければならない。しかしながら、近年の大学の大衆化や進学希望者が全入といった大学教育に関わる社会的な環境変化により、学生の基礎学力の低下や学習意欲、就労意欲の低下、あるいは心の健康の問題など、さまざまな問題に直面しているところである。これらに対応すべく組織されているのが、学習支援センター、キャリアサポートセンター、教職支援センター、健康管理センターである。また近年、大学が社会から求められている機能としては、学生教育のほか地域社会への貢献があるが、これらに対応すべく組織されているのが、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センターである。

本学の研究体制としては学部・学科の事情に合わせたシステムが構築されている。薬学部の例をとれば創薬科学系、生物科学系といった各学問系統に区分された講座制をとっており、講座ごとに研究リーダーを担う教授が中心となり研究活動を促進する体制が整っている。他の学部・学科においては、小グループによる学内研究や学外との研究者との共同研究が盛んであり、多くの研究業績が蓄積されている状況である。また学長直轄の支援体制として、高崎健康福祉大学学内研究交流助成金が整備されており、毎年複数の学部・学科

第3章 教育研究組織

の研究者で構成する研究組織を公募し、大学運営協議会にてテーマの選定を行い、研究を支援する体制がある。

以上のように、それぞれの施設の設置目的・活動の趣旨は本学の理念・目的に合致している。また、昨今の学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等にも配慮をしながら教育研究組織を整備している。本学が置かれた情勢や地域の状況を鑑みれば、本学の教育研究組織はそれらの問題に対応するにふさわしいもので適切性があるといえる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、まず組織ごとに毎年の自己点検評価シートによる自己点検を行い自ら教育研究組織における適切性を評価し、その結果を大学運営協議会において報告を行うことで定期的に検証を行っている（根拠資料 2-21-1）。また、各学部教授会において、各センターの活動報告を行い活動内容の周知も行っている。委員会等については、それぞれが活動方針報告書において示す方針に則った取り組みをしていたかが点検・評価の観点となっている。また、提出された活動方針報告書を各運営主体が次年度以降の改善に向けて利用している。

点検・評価の結果を踏まえ改善・向上に取り組んだ実例としては、子ども・家族支援センターやボランティア・市民活動支援センターなどの各センターの実践を広く発信、強化することを目的に大学ホームページ上にブログを立ち上げ改善を図った。また、多様化するニーズ・利用の拡大に向けホームページに英語サイトを立ち上げたセンターもある。

（2）長所・特色

本学に設置された学習支援センター、教職支援センター、健康管理センター、キャリアサポートセンター、子ども・家族支援センター、ボランティア・市民活動支援センター、総合福祉研究所、国際交流センター、はそれぞれ学生教育・就職支援・健康支援、研究、地域貢献、国際交流と、大学が単に学習する場として学生へ教育を提供するばかりではなく、群馬県高崎市の文化・学術・地域活動の拠点の一つとして機能している。またこれらの事業は健康、医療、福祉、保育・教育、農学の分野におけるスペシャリストである各学部学科教職員によって、さらにはボランティア・市民活動支援センター等を通じて学生とも一体となって、その活動の幅は相乗的に広がっている。これらの活動は学生にとっても机上での学習では得られない経験が得られ、それは学生のキャリア形成の一翼を担っている。

(3) 問題点

これまでは附置組織がそれぞれ独立した活動をし、9章にも示すように成果をあげていることもあったが、附置組織間を含め、協働体制が未完成である。附置組織が単独で対応する地域の諸課題は一端であり、複合的となりうる全体のニーズを考慮した対応が必要で、今後大学が全学的な対応として取扱うべきである。附置組織と関係の深い学部との連携がこれまで活発であったが、今後は横のつながりを意識した附置組織を取りまとめる全学的な組織作りに着手しなくてはならない。

(4) 全体のまとめ

学部・学科、研究科・専攻の教育研究および社会活動を推進するために、研究所やセンター等を高等教育附置機関として設置している。これらの機関が適切に連携し、教育研究の質向上につながっている。教育研究活動および社会活動等の取り組み状況については継続的に自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえて教育研究組織を整備している。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態である。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

DP は、建学の理念と目的に基づいて、学科、専攻において卒業または課程修了までに学生が修得すべき知識、技能、態度等を人材養成に係る目的および教育目標として明示したうえで設定している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、4-1【ウェブ】）。策定に当たっては、第三者が参照しやすいよう、学生を主語にするなど全学的に表現や記載方法の統一が図られており、学科、専攻ごとに修得すべき知識、技能、能力などの学習成果を明示している（根拠資料 4-2-1【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）。

例えば、医療情報学科では、自利利他の精神に則った教養を身につけ所定の単位を修得した上で、専門職人材として必要な専門知識、能力、技能などの学習成果について 5 項目の授与方針を挙げて具体化している。他学科の記載もこれに準じたものとなっている。

本学には設定したポリシーのフォローアップシステムが構築されており、FD・自己点検委員会内のワーキンググループが中心となり策定されたアセスメントポリシーに基づき、DP の点検・評価を実施している（根拠資料 2-14【ウェブ】、2-15-1～2-15-5）。

DP は、教育目標と併せて「履修ガイド」および「大学院生ハンドブック」に記載して学生に周知している（根拠資料 1-7-1,p11、1-7-2,p10、1-7-3,p11、1-7-4,p10、1-7-5,p10、1-8-1,p23、1-8-2,p21、1-8-3,p22、1-8-4,p21）。社会に対してはホームページ上で公表している（根拠資料 4-2-1【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）。

以上のように、DP は一貫性を担保しつつ、学科、専攻それぞれの教育目標に沿って明確に設定され、広く公表されていることにより適切に運用されていると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表>

CP に関しては、学位授与方針に掲げた目標を達成するために、教育内容として、共通教養科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講することを定めており、教育評価として、学修の達成状況を評価し進級の可否を判断するための進級要件と卒業認定・学位授与の可否判定を行うための卒業要件を定めている（根拠資料 4-2-1【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）。CP は教育目標や DP と併せて「履

修ガイド」および「大学院生ハンドブック」に記載して学生に周知している（根拠資料 1-7-1,p12、1-7-2,p11、1-7-3,p12、1-7-4,p11、1-7-5,p11、1-8-1,p25、1-8-2,p21、1-8-3,p23、1-8-4,p22）。学外に対してはホームページ上で公表している（根拠資料 4-2-1【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）

例えば、医療情報学科はCPにおいて5つの方針を定めている。1つ目の方針において、基礎的な教養や豊かな感受性を培い、より深く人間を理解する能力と国際性を養うために、「共通教養科目」を配置している。「共通教養科目」は、法学・社会学・経済学を含む「教養基礎」、哲学・倫理学・心理学を含む「人間理解」、語学科目やコンピュータ科目を含む「リテラシー」の3つの区分で構成されており、全学部共通開講の講義形態科目が中心となっている。2つ目の方針において、健康・医療と情報に関する専門的知識を理解するために、臨床医学各論Ⅰ～Ⅵやデータベース概論等の概要を学ぶ講義形態科目を主に設置している。3つ目の方針において、健康・医療と情報に関する分析力と問題解決力を養うため、診療情報管理Ⅰ～Ⅲ、ネットワークⅡ等の演習形態科目を主に設置している。4つ目の方針において、健康・医療に関する高度な専門的知識と情報に関する先端的な技術を基に論理的思考力を培うため、医療情報ゼミや医療情報学総合演習等の演習・実習形態科目を主に設置している。5つ目の方針において、実践的な応用を通じて健康・医療と情報の理解をさらに深め継続的学修態度を養うため、論文執筆を含めた卒業研究を設けている。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

学科、専攻はそれぞれCPに沿ってカリキュラムを編成しており、科目間の関連を示したカリキュラムマップを作成し、カリキュラムの構造を分かり易く明示している（根拠資料 4-3-1～4-3-8）。いずれの科目もDPに対応した内容となるよう構築しており、DPに掲げたどの目標に関連するかはシラバスに明示している（根拠資料 4-4【ウェブ】）。CPに基づいて設置された科目はいずれもDPと連関性を持っているため、CPとDPも適切な連関性を持っていると判断する。また、学部においては各科目とDPとの関連を数値化することで、各学生のDP到達度を可視化することを試みている。

CPに関しても、アセスメントポリシーに基づいて、CPとDPとの適切な関連性についての点検・評価を実施している（根拠資料 2-14【ウェブ】、2-15-1～2-15-5）。

以上の通り、CPはDPと連関しており、さらに全学的な一貫性も担保されている。また各学科の教育内容と実施方法については、カリキュラムマップやシラバス等に適切に明示しており理解しやすさにも配慮していることから適切といえる。公表についても適切に行っており、その詳細は基礎要件確認シート「7. 学位授与方針（DP）及び教育課程の編成・実施方針（CP）の公表」の通りである。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置
・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
・個々の授業科目の内容及び方法
・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
・初年次教育、高大接続への配慮
・教養教育と専門教育の適切な配置
・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等
・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学部・研究科において教育課程を適切に編成するための措置として、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい教育内容となるよう各授業科目を開設して教育課程を体系的に編成するよう各種の施策を行っている。

本学は、中央教育審議会大学部会が平成16年9月に答申した「我が国の高等教育の将来像」の中のユニバーサル化した大学の多様な機能と機能分化の項で大学の機能の一つとして挙げられている「高度職業人の養成」に分類されると認識しているところである。またほとんどの学科で遵守するべき多数の指定科目やモデルとなるコアカリキュラムが存在する。例をあげると、薬学科の改訂コアカリ SBO 対応表や看護学科の「教育課程と指定規則との対応表」がある（根拠資料 4-5-1～4-5-4）。そのため各学部学科で提供しているカリキュラムは、主に全学部共通開講の「共通教養科目」と資格取得のために必要なモデルコアカリキュラムや多くの指定科目を含んだ「専門科目」等で構成しているが、このことから教育課程の編成方針と実際の教育課程は整合性を考慮したものとなっている。加えて、養護教諭や保健師、栄養教諭のように基本となる国家資格に加えて取得できる資格のための科目や、チーム医療アプローチ演習のように模擬カンファレンスや学部横断的な協働課題の遂行などを通じた他職種理解のプログラムなども用意しており、指定されたモデルコアカリキュラム以上の教育が提供できている。

各研究科専攻においては、人材養成の目的を達成するために、各専攻の特性に基づいてそれぞれ CP を設定し、方針に沿ってカリキュラムを設定している。各研究科専攻のカリキュラムは、研究領域に応じてコースワークとリサーチワークをバランスよく配置し、共通科目および専門領域の科目を体系的に編成している。

・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

順次性に関しては、学部については科目の配当年次や一部の科目間では難易度を表わした科目ナンバリングを導入し科目間の位置づけを明確にしている（根拠資料 4-6）。ナン

バリングでは、教養科目が0番台、専門科目は100～400番台まで4群に区分し、学習進度に合わせて学生が履修できるよう工夫されている。

また、学生が体系的な学習計画を概観できるように、各学科ともカリキュラムマップを構築し、学生に提供している（根拠資料4-3-1～4-3-8）。例えば理学療法学科では、専門基礎科目群として「人体の構造と機能および心身の発達」、「疾病と障害の成り立ちおよび回復過程の促進」、「保健医療福祉とリハビリテーションの理念」の3つの柱で、専門科目群では「運動」「動作」「生活」を科学することを中心に「基礎理学療法」、「理学療法評価学」、「理学療法治療学」、「地域理学療法学」、「臨床実習」、「研究」の6つの科目群で体系的に専門課程を構築している。カリキュラムマップでは、1、2年次に専門基礎科目群を履修するとともに、専門科目群で基礎と治療のための評価を学び、2、3年次の機能・能力診断学実習につなげ、2年次後期から学ぶ各疾患に対する理学療法および3年次に学ぶ各疾患に対する理学療法実習で実践能力を身に付け、4年次の総合臨床実習につなげていくという過程がわかりやすく示されている（根拠資料4-5-4）。加えて、各科目群がどのDPと対応しているかがマップ上で示されている。カリキュラムとDPの対応関係は、他学科のカリキュラムマップでも視覚的に見やすく提示されており、教育課程の順次生・体系的な理解を促進しているだけでなく、学生が履修科目選択の参考にとともに、ディプロマサプリメント形成の参考資料としての活用が期待されている。

大学院の各研究科においても、それぞれの教育課程の編成・実施方針、DPに基づいたカリキュラムを構築し、各研究科の専攻長が中心となって授業科目やその配置を検討し、各研究科委員会の議に付し学長が決定している。学生の履修に利するために、各研究科では大学院生ハンドブックに履修モデルを紹介し、学生が自らの目的に沿った学習やリサーチをスムーズに行えるよう配慮している（根拠資料1-8-1,p33～、1-8-2,p27、1-8-3,p40～、p57～、1-8-4,p29,p31）。

・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

大学設置基準第21条に定められた単位制度に基づき、1単位は45時間の学習をもって構成するとしている。このうち、講義・演習においては15～30時間、実験・実技・実習においては30～45時間をもって1単位の授業時間としている。加えて1単位の修得には残余分の時間（0～30時間程度）の自主的な学習（予習、復習等）が必要となる（根拠資料1-2【ウェブ】、第23条、1-3【ウェブ】、第11条）。

・個々の授業科目の内容及び方法

授業内容や方法についてはシラバスに示している。シラバスはすべての科目で作成しており、学生の科目履修前に公開している。具体的な授業内容や方法は、資格取得のための指定科目の場合はモデルコアカリキュラムに準じ、その他の科目については担当教員によって設定されている。新設以来4年目を迎える農学部では特定の資格取得を目指すカリキュラムとなっていないため、農業イノベーションの創出と地域農業に貢献できる人材を養成するため4つのコースを設け、DPに沿った先進的教育課程を提供している。

・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

必修、選択等の設定においては、学部カリキュラムが国家資格の取得をはじめとした高度職業人の養成に力点を置いているため、モデルコアカリキュラムとのバランスを見て幅広い分野を学べるように適切に設定されている。

・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では各学位課程にふさわしい教育内容を設定するために、全ての授業のシラバスにおいて、当該科目と DP との関連性を明示することが課されており、個々の授業内容と授業の到達目標について DP との連関性を意識しながら、授業担当者がシラバスを作成している。シラバスは学生のみならず、学外にも公開している（根拠資料 4-4【ウェブ】）。また、全ての学科がカリキュラムマップを作成し、それぞれの科目がどのような科目群に属しているのかを明示している。科目の体系的な配置等のカリキュラムの構成等に関する事項は、各学科で検討を行い教授会にて承認される。

・初年次教育、高大接続への配慮

授業開始に先立ち、全入学生を対象にフレッシュマンキャンプ（研修合宿）を学科ごとに実施しており、学生生活がスムーズに行えるように学科の説明、科目連携や履修指導、資格取得、大学生活等に関する説明などを行っている。なお、COVID-19 の感染拡大時は中止を余儀なくされたが、感染対策のもと学内ガイダンスに切り替え、レクリエーションを取り入れるなどして内容の充実を図って実施した。

カリキュラムにおいては、初年次教育の充実のために開講している「基礎教養ゼミ」において、大学での学び方やノートテイキングなどのスタディスキル、日本語ライティングやレポート作成などのアカデミックスキル、コミュニケーション能力やリーダーシップなどのソーシャルスキル等に対する向上サポートを行っている。さらに「英語Ⅰ～Ⅱ」「コンピュータ入門Ⅰ」「コンピュータ実習Ⅰ」は、ほとんどの学科が必修科目として設定しており、各学科の専門科目において必要とされる基礎知識・技能が身に付くように導入されている。例えば、英語教育に関しては、能力別少人数クラスを構成したうえで、グローバル人材を育成するためにネイティブ教員による講義科目を多数開講するとともに、TOEIC 対策講座、海外研修等も積極的に活用している。

高大接続への配慮として、進学先や方向性の決定に役立ててもらうために教員がモデルとなる講義を高校生へ行う出前講義、学科理解やキャリア理解を目的として大学生と高校生と一緒に講義・実験・ワークショップ・病院や施設視察等の特別プログラムを行う高大連携事業、総合型選抜および学校推薦型選抜合格者に対し入学までに身につけるべき基礎的内容を中心とした入学前教育を実施している。

・教養教育と専門教育の適切な配置

教養教育として、全学科の DP において目標として掲げている幅広い知識と教養、豊かな人間性、社会で活躍するために要求されるジェネリックスキル等の涵養をするための科目を配置している。特に共通教養科目は、教養基礎、人間理解、リテラシーの 3 分野に区分され、教養基礎科目群は社会で活躍するのに必須となる教養を、人間理解科目群は豊かな人間性と社会性を、リテラシー科目群はグローバル化に対応するためのコミュニケーション能力と ICT 化に適応できる情報リテラシーの涵養を目指している。

専門教育として、国家資格の取得をはじめとした高度職業人の養成に力点を置いた科目を必修科目として多く配置しているが、それぞれの人材養成の目的に沿った独自科目も選択科目として配置している（例えば、子ども教育学科の「世界と子ども」、看護学科の「医療コミュニケーション論」、生物生産学科の「海外日本食事情演習」など）。

・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

各研究科ともコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を考慮してプログラムを編成している。例えば健康福祉学研究科では、1年次にコースワークの講義を多数配置し基礎となる知識を身につけたうえで1年次からのリサーチワークである「特別研究」8単位（修士課程および博士前期課程）、「特殊研究」12単位（博士後期課程）の修得に結び付けている（根拠資料1-8-1）。同様に保健医療学研究科（修士課程）では、リサーチワークとして6単位の「特別研究」を設けてコースワークとの連携をとっているが、1年次から研究計画の立案についての具体的な指導を開始し、主査副査による研究計画審査などを行うことで早期段階からリサーチワークが開始できるような工夫も凝らしている（根拠資料1-8-3）。薬学研究科（博士課程）では、コースワークである共通科目、専門科目を1、2年次に配置し、リサーチワークである「薬学特別研究」10単位の修得に結び付けている（根拠資料1-8-2）。農学研究科では、4つのコースごとに大学院のプログラムを構築している。1年次にコースワークを中心に履修し2年次のリサーチワークである「特別研究」（1年次4単位、2年次4単位）で論文の作成を目指す。博士後期課程では、リサーチワーク中心に12単位の「特殊研究」で博士論文の完成を目指す。いずれの研究科も指導教員の丁寧な指導のもと、学生が論文作成に効率的に至るよう工夫を凝らしながら教育課程を整えている（根拠資料1-8-4）。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、教学マネジメントとして提供するカリキュラムの適切性（科目および開講時期の適切性など）を各学科・専攻において自己点検・評価シートを用いて定期的に点検しており、内部質保証推進組織である大学運営協議会に提出している（根拠資料2-21-1、2-21-2）。

また、学部のカリキュラムには対象としている国家資格において指定科目やコアカリキュラムがあり、変更があるたびに学科カリキュラムを変更する必要性が生じている。カリキュラムに変更の必要がある場合は、教授会にて承認を経た後、大学運営協議会に提議しなければならない。大学運営協議会は、当該学科のDP、CPの趣旨に照らし、変更の妥当性を検証して承認を与える。例えば、農学部生物生産学科において、完成年度を迎えたことをきっかけとし、カリキュラムの見直しを行い、マイナーチェンジについて教授会と大学運営協議会のそれぞれで提案を行い、承認を得ている（根拠資料4-7）。この過程において、それぞれ変更する理由と従前のカリキュラムでは得られなかった成果を、新カリキュラムでどのように達成するかの見込みも説明を付しており、教学マネジメント当該プロセスにおいてPDCAサイクルを回す推進を大学運営協議会が担っている。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

大学として高度職業人の育成に力点を置いているため、学生の社会的・職業的自立に必要な教育は整備されているといえる。初年次においては、まず初年次教育科目である「基礎教養ゼミ」において、キャリアデザインを取り入れているほか、教養科目で「キャリア形成論」を開講し、職業理解や職業意識の高揚を促進している。各学科の専門教育の面から見ると、科目に関連した実務経験を有する教員を中心に、学外実習事前指導や学生の将来の職業内容に合った教育を展開している。これを受け人材養成の目的に沿って各機関や

第4章 教育課程・学習成果

施設等にて実施している学外実習は、実践教育の柱のひとつとして位置付けられる（表 4-1）。

各学科とも学生が社会的・職業的な自立を確立できるよう強力に後押ししている。

表 4-1 学科別学外実習一覧

学科名	学外実習科目
医療情報学科	病院実習
社会福祉学科	相談援助実習、精神保健福祉援助実習、介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習Ⅰ
健康栄養学科	臨地実習Ⅰ（給食運営）、臨地実習Ⅱ（給食経営管理論）、臨地実習Ⅲ（臨床栄養学）、臨地実習Ⅳ（公衆栄養学）、栄養教育実習
薬学科	実務実習（病院、薬局）
看護学科	基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、在宅看護学実習、地域ケアシステム実習、公衆衛生看護学実習Ⅰ・Ⅱ、統合実習
理学療法学科	理学療法早期体験実習、機能・能力評価臨床実習Ⅰ・Ⅱ、地域在宅理学療法、臨床実習、理学療法総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ
子ども教育学科	保育実習Ⅰ・Ⅱ（保育所）・Ⅲ（施設）、幼稚園教育基礎実習、小学校教育基礎実習、中学校教育基礎実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習、中学校教育実習、特別支援学校教育基礎実習、特別支援学校教育実習
生物生産学科	農学インターンシップ

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

<p>評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

＜各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

単位の実質化を図るための措置として、学部については、学生が履修科目を効果的に学び理解を深めることを目的に、1年間（前期、後期の2学期制）の履修上限単位数（CAP制）を設定している（根拠資料1-2【ウェブ】、第9条、4-8）。

健康福祉学部3学科、子ども教育学科、生物生産学科では、1年間当たりの履修上限単位数を48単位としている。薬学科、看護学科、理学療法学科では、卒業要件に加えて厚生労働省管轄の資格取得の指定科目および実習要件となっている科目があるため、やや多めに履修上限単位数を設定している。医療情報学科および子ども教育学科に関しては前回（平成28年）の受審の際に、過剰なCAP数の是正を努力課題として指摘いただいていたところであるが、この上限はそれに対応したものである（根拠資料2-31）。なお、医療情報学科および社会福祉学科における司書科目、子ども教育学科における司書教諭科目、健康栄養学科および看護学科における教職科目については卒業要件に含めていないため、履修単位数の上限に含めていない。集中講義として開講している科目についても履修単位数の上限に含めていない。

また、シラバスにおいて予習・復習の内容と時間を定めることで、教員が単位修得に必要な実時間の確保をシラバス作成の段階から意識しており、単位の実質化を図っている。

以上のように、1学期の授業期間と単位計算については、それぞれ関係法令に則り適切に設定している。また、履修上限単位数（学士課程）については、一部学年により上限を若干超える学科もあるが、概ね年間50単位未満に収まるよう適切に設定している。詳細は基礎要件確認シート「9. 履修登録単位数の上限設定（学士課程）」および「10. 1学期の授業期間と単位計算」の通りである。

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学ではシラバスを統一の様式のもと、全ての科目で作成しホームページで公開している（根拠資料4-4【ウェブ】）。シラバスの項目は主に、「科目番号ナンバー」、「科目に関連した実務経験」、「DPとの対応」、「SDGsとの関連」、「講義目標・実施方法」、「到達目標」、講義回ごとの「講義内容と講義計画」「予習復習の内容および時間数」、「成績評価方法及び基準」、「使用教材」等からなり、十分な内容となっている。また、オフィスアワーを提示するなど学生が学修を計画的に進められるよう学生目線での記載を担当教員に求めている。

シラバスの作成にあたっては、内容の統一と充実を目的に全学教務委員会にて検討し、ガイドラインや記入例を示したうえで作成を依頼している（根拠資料4-9）。作成されたシラバスは、必ず第三者によるチェックが行われ、ガイドラインに沿って書かれているか確認された上で公開される（根拠資料4-10）。

授業がシラバスに沿って行われているかは、「学生による授業評価アンケート」にて履修学生に確認している。令和3年度前期のアンケート調査によれば、この項目は5点満点で4.50、後期には4.54という高評価を得ており、大学全体で概ねシラバスに沿った授業が行われていたと判断している（根拠資料4-11）。

・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

公開したシラバスより授業内容や方法等の変更が生じた際は、第1回目の授業で改訂したシラバスを配布またはLMSに掲載することで学生へ周知している。

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）

授業方法については、全ての学科のカリキュラムで少人数単位のゼミナールを必修科目として配置している。課題解決型学習（PBL）やグループワークを取り入れたアクティブラーニング形式で授業を展開することにより、問題発見能力、問題解決能力、コミュニケーション能力等を養っている。さらに授業内容を発展させるためにプレゼンテーションや発表会を実施している学科もある。

令和2～3年度にかけて、COVID-19により多くの講義がオンラインでの実施を余儀なくされたが、オンラインでどのように学生主体の授業を構築するか、各教員が工夫を凝らして対応した。オンラインでの双方向授業を実現するため、オンライン会議システムの小グループ討議機能を利用したり、本学で導入しているLMSの「連絡・相談」、「アンケート」、「小テスト」機能等を利用して、学生の学習の進捗を確認したり授業の質を担保した。令和3年度より学生には個人パソコンの所有と積極的な学内への持ち込みを奨励し（大学による経済的支援有り）日々の学修に臨む体制を整えた。これは、COVID-19感染状況が悪化した際のオンライン授業への対応と学修支援が大きな理由ではあるが、その他にも学生と授業担当教員やアドバイザー教員との連絡のスムーズ化、eラーニングの活用促進、大学からの情報提供の迅速化、e-ポートフォリオの活用促進などの効果を期待している。令和4年度からは原則全面対面授業となったが、こうした教育のデジタル支援の動きは本学にも着実に定着し、個々の授業にて必要に応じて適切に利用されている。

本学では、健康、福祉、医療、教育関連の国家資格養成に関わる単位として、臨地実務実習や臨床実習といった目指す職種の専門家の元で実際の業務に触れたり体験したり、あるいは学内で得た知識や技術を試す単位が多く設定されている。これらの単位のほとんどは、各種国家資格の養成に関わる養成校指定規則等に則り実習単位、時間・期間が設定されている。各学部、学科ともこれらに合致するように、学科によっては各学年で知識レベルや能力を設定し、段階的実習内容が高まるように科目設定がされている。例えば、理学療法学科の場合では、理学療法士作業療法士養成校指定規則で20単位が設定されているため、1年生では早期体験実習（1単位）、2・3年生では機能能力評価臨床実習Ⅰ・Ⅱ（1単位、4単位）および地域在宅理学療法臨床実習（1単位）、4年生では理学療法総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ（13単位）が設定されている。なお、これらの臨床実習については、各実習の種別ごとに学内担当者が設定され実習地の確保調整が行われ、学生が実際に実習に赴く際はアドバイザーを中心とした実習中の巡回や面談等による面談も行われ、学生が円滑に実習を行い実臨床の経験を積み重ねることができるよう工夫されている。

・学習の進捗と学生の理解度の確認

本学ではアドバイザー制度を全学科で導入し、学生の学習上の問題に対して、アドバイザー教員を通じて必要な支援を講じるための体制を築いている。学習の進捗と学生の理解度については、アドバイザー教員を通じて確認しており、教員間で情報共有されている。

また、基礎的学力の支援や相談業務を行っている学習支援センターでは、学生個々の学習の進捗状況や理解度に合わせて、授業を理解するために必要な補習教育・補充教育を行っている。学習相談にも日々対応しており、必要に応じてアドバイザー教員や科目担当教員に情報を提供している。

学生の学修実態の把握の一環として、「学生生活・満足度調査」において学生の学習時間を毎年調査している（根拠資料 4-12-1～4-12-5）。COVID-19以前の学生の学習時間については、1週間あたり0時間と回答する学生が一定数いたが、LMSの導入後はすきま時間を有効に利用できるようになり、0時間と回答する学生が減少した（根拠資料 4-13）。

・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

各学部学科とも新生は入学時のガイダンスやフレッシュマンキャンプにおいて各学科の教務担当教員およびアドバイザー教員より履修指導を受ける（根拠資料 4-14）。その際に、DPやCPに関するレクチャーを受けたうえで、カリキュラムマップやカリキュラムツリーの見方、シラバスの見方、CAP制やナンバリングの意味等の解説を聞き、履修モデルを参考に当該期に履修する科目を決定していく。履修はウェブ上での履修登録システムによって行うので、学生はいつでも自分の履修状況や成績が閲覧可能である。また、CAP数や必修科目登録、履修科目のダブルブッキングのチェックができるので履修登録のミスを防ぐことができている。

・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

講義受講の効果を高めるための事前課題提供や講義後の理解度の確認を行うことを各教員が実践している。まず、シラバスでは講義前、講義後の予習、復習すべき事項について各回の標準的学習時間とともに具体的に示すこととしており、さらにこれら課題・評価に対するフィードバック方法も記載し、学生が対応しやすいようにしている。さらにLMSを整備しており、提出の容易さとそのフィードバックの行いやすさに配慮している。なお、令和5年度からはシラバスに反転学習やグループワークなどのアクティブラーニング実施方法を明記することとしており、講義以外の学習の機会の確保やそれらの実践を支援するための方策が学生にもわかりやすく確認できる仕組みを整備するところである。

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

開講授業の時間割作成においては、各授業とも授業規模が過大になることができる限らないように同時間帯に複数の授業を開講するなどの工夫をしている。とはいえ、例年全学共通の教養科目では一部で大人数科目ができてしまうケースが見られる。こうしたケースでは、大講義用のアクティブラーニングを導入するなど各教員が授業の質の維持に努めており、その結果は高い授業満足度にも表れている。英語系科目では、効率化のために少人数制の講義態勢を敷いており、入学時のプレースメントテストによって能力別の少人数クラスを全学的に編成している。また専門科目でも、例えば健康栄養学科では1クラスの規模が40人を超える場合は2クラスに分けて開講し、授業の効率化と実質化に努めている。開講科目1授業あたり平均学生履修者数については、概ね40人程度であり、大学全体で少人数授業を実現しているといえる（根拠資料 4-15）。また、助教以上の専任教員1

人当たり学生数（S/T比）は、令和元年度は13.5人、2年度は13.4人、3年度13.9人、4年度14.0人と、私立大学としては極めて小さい値を維持しており、きめの細かい指導の提供が可能となっている（根拠資料4-16）。

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院生は入学後に指導教員を正式に決定し、指導教員および副指導教員の指導のもと研究課題と研究計画書を各専攻の設定する期限内に提出しなければならない。また中間報告を行い研究の進捗を報告することとなっている（根拠資料1-8-1,p24～、1-8-2,p24～、1-8-3,p28～、1-8-4,p25～）。指導教員は受け持ちの大学院生の研究指導を担当し、論文作成と発表会を支援する。修士課程・博士前期課程の大学院生の学位論文には主査1人と副査1人または2人が、博士課程・博士後期課程の大学院生には主査1人と副査2人が論文審査を担当し、請求された学位を授与するに相当しているかを審査する。各主査と副査は審査委員会を設置し、公開の最終発表会までに論文の審査と最終試験を行う。これらのスケジュールは年間スケジュールによって管理されている（根拠資料4-17【ウェブ】）。

なお、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えての課程修了を希望する場合は、最終学年分の学費で更に1年延長しての修業を認める長期履修制度がある（根拠資料4-18）。

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

資格試験に向けた各学科の学修活性化や効果的教育に関しては、定期的に大学運営協議会に報告され適切性の検証を受けている。点検・評価項目⑦で述べるが、大学運営協議会からの指摘を受け教育の改善に取り組み、国家試験合格率の向上に結び付けた学科も複数存在する。また大学運営協議会は、授業状況の把握においては全学教務委員会と連携を取り、大枠となる改善に向けた方針を大学運営協議会で示し、その後具体化を全学教務委員会で取り扱っている。例えばシラバスの改訂（SDGsとの関連、アクティブラーニングに関する記載など）や授業支援のためのLMSの採用などを行ってきた。大学院の教育の実施については、看護学専攻における助産師国家試験の結果などの報告による教育効果の確認は行われているものの、他の研究科においては質保証の検証に関わる仕組みが十分に整備されていないこともあり、今後この点における改善が求められるところである。

<COVID-19感染症蔓延下で効果的教育を行うための措置>

COVID-19の全国的な感染拡大により、令和2年度前期からの授業実施が困難になるなか、本学でも令和2年5月の連休明けから全面オンラインで授業を実施することとなった。COVID-19感染症蔓延下での授業実施について説明する。

・令和2年度前期

本学が導入したLMSにより、授業担当教員が作成した教材・小テスト・レポート等の提供、学生出欠や課題提出の管理、学生との連絡や相談が可能となった。オンライン授業の実施に向け、まず学生と教員に対して、本学で導入しているLMSの操作マニュアルを提示し実際の運用に支障がないよう徹底した。特に教員に対しては、詳細な解説を紹介したうえで教務課が個々の質問に対応した。また、学生のオンライン授業受講のための環境

整備として、全学生に一人当たり3万円の支援金を給付するなど、このような非常時の授業実施へのマイナスの影響が最小となるよう努めた。

・令和2年度後期以降

学内の感染症対策が細部に至るまで確立してきたことと、学内感染が生じていなかったこと、文部科学省の対面授業の推進方針等により、対面授業とオンライン授業の併用実施の施策が取られた。当初は、実験・実習型の授業を中心に対面授業を再開していったが、県内の感染状況を見ながら、各学科の専門科目を中心に対面授業の割合を増やしていった。令和2年度後期後半は、全授業の6割程度が対面で実施されていた。この間、感染、濃厚接触、発熱、PCR検査等で対面授業に出席できない学生に対しては、学生が支障なく授業を履修できるように授業担当者が配慮を行った。

令和3年度もこの授業実施体制は継続され、大人数講義以外は原則対面実施の方針が取られた。感染症対策が確立された令和4年度からは一部の授業を除いて全対面授業が再開されている。

・令和2年度以降、COVID-19蔓延下における学外実習について

COVID-19感染症の感染拡大のため多くの学外施設で実習実施が困難になり、各学科ともその対応に追われた。多くの場合は、実施時期の変更（時期および年度の変更）で対応したが、そうした措置ができない実習に関しては、文部科学省および厚生労働省より発せられた令和2年6月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校・養成所および養成施設等の対応について」にある実習先の確保が難しい場合は、演習等授業に代替して差し支えないとの通知に沿って、実習相当の質を確保しての学内演習で学生の学びを保障している（根拠資料4-19）。例えば、病院実習が影響を受けた看護学科では、実務経験豊富な教員を多数有しているメリットを活かし、現地での実習に近い内容の学内模擬演習で学生の実経験トレーニングを支援した（根拠資料4-20）。同様に、保育実習Ⅱを学内演習に切り替えざるを得なかった子ども教育学科では、事前指導、学内演習指導、事後指導からなる綿密な代替プログラムを組み、十分な質を確保した支援を提供した（根拠資料4-21）。令和3年度後期以降は、ワクチン接種やPCR検査陰性を条件に大部分の学外実習が再開されているが、引き続き制限のある一部の施設・機関においては、令和2年度と同様の対応で代替している。COVID-19に対する考え方は、感染、ワクチン接種、経済など様々な視点で広がっていることから、その対応も一律ではないにせよ、学生の不利益にならないように各学科とも有効な対応を心がけており、適切性を有していると判断している。

以上の通り、本学では学生の入学前より教育を開始し、学生の主体的参加を促す授業、様々な学習支援や授業評価等を通じた授業の質を担保する工夫を実施している。それらは学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置としての適切性を有しており、このことは各学部学科が養成する人材が目指す国家試験合格に反映されていると思料する。さらに各種資格・受験資格に関わる臨地・臨床実習については、各養成校指定規則等に則り設定され、それらの実行においても学科別に細かなサポートも行われていることから、適切性があるといえる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定、及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

・単位制度の趣旨に基づく単位認定

各授業は、それぞれの学科の DP と CP を踏まえ、当該科目の位置づけにふさわしい到達目標を設けたうえで履修学生に提供されている。1単位は45時間の学習をもって構成するという原則に基づき、授業と授業外学習と単位の認定を規定している。

・既修得単位等の適切な認定

単位の認定に関しては、「高崎健康福祉大学学則」第24条に基づいて実施しており、既修得単位の認定（同27条）や他大学等における科目の履修（同25条）や教育上有益と認められた大学以外の教育施設等における学修（同26条）について規定している。修得した単位は、それぞれ60単位を限度として卒業要件単位として認定している（編入学・転入学を除く）。また、群馬大学とは単位互換協定を締結しており、両大学で履修科目の読み替え制度を実施している（根拠資料4-22）。

・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

授業における評価方法については、シラバスに記載したうえで学生に周知することになっている。成績評価は当該科目の目的・目標、到達目標をもとに学生の理解度や到達度、学習態度等を担当教員が絶対評価で判断する方式である。評価基準は基本的に担当教員に任せているが、科目間で極端な偏りがでないように素点を記入して全体の得点分布が分かるようにしている。成績表記は100点満点中90点以上がS評価、80点以上がA評価、70～79点がB評価、60～69点がC評価、60点未満はD評価としており、このうちD評価は不合格となり単位認定をしていない。また、単位認定の厳格性を担保するために、受験資格についても出席回数（開講回数の3分の2以上の出席が期末試験受験の条件）や不正行為の防止に関して厳しく規定している（根拠資料4-23）。また科目によっては単に試験の点数による評価に偏らないようにポートフォリオ、レポート、発表、授業参加度などから評価もしており、複数の視点から学生の学習の状況の評価できるように工夫している。

さらに、成績評価の客観性と厳格性を担保するため、本学ではかねてよりGPAを用いた数値化を導入している。計算方法は90点以上（S評価）を4ポイント、80点台（A評価）

を3ポイントとし、以下B評価は2ポイント、C評価は1ポイントでD評価は0ポイントとして平均値を算出するもので、この算出方法は履修ガイドに明示し学生に周知している。学生は自らの学業パフォーマンスが全体のどの位置にあるのかをGPAの数値で判断することができるので、現状の学修成果の確認と今後の学修方針の確定に役立てることができる。また、アドバイザーも自分の受け持っている学生の学修状況が分かるので、学生指導の有効な参考資料となっている。成績評価の客観性と厳格性をさらに担保する指標として、学生のGPA数値の分布を学科ごとに集計しホームページの「公表情報」にて公表している（根拠資料 4-24【ウェブ】）。この資料によって、個々の学生は自らの学業成績の相対的位置を確認することができることに加え、各教員は自らの単位認定の厳格性を他教員と比較することができる。またGPA値は、個々の学生の進級・卒業の適格性の判断や退学勧告（3期連続で1.0未満となった場合）、履修単位上限（CAP）の見直し等に用いられるとともに、特に当該学期のGPAが1.5以下の学生に対しては、アドバイザーが個別に面談し、学業への励ましや必要に応じたアドバイスをすることになっている（根拠資料 4-25）。上記以外の利用方法としては、卒業時の学業優秀者の表彰（学長賞）選定の参考、優秀学生賞（2年次修了時の成績をベースに選定。薬学部は4年次修了時）の表彰や学内給付型奨学金、短期海外研修奨学金の支給者の選定などがある。

・卒業・修了要件の明示

卒業・修了要件に関しては「高崎健康福祉大学学則」第35条および「高崎健康福祉大学大学院学則」第22条に規定するとともに、各学科の履修ガイドに詳しく記載して全学生が確実に理解するよう努めている。履修ガイドには、各学科で卒業に必要な単位数を明示するのはもちろん、各学年への厳格な進級要件や修了要件として本学が重視している学外実習履修要件に関する規程も掲載して学生への周知を図っている（根拠資料 1-2【ウェブ】、第27条、第35条、同別表1、1-3【ウェブ】、第12条、第19条）。

以上のように、各学位プログラム単位での卒業・修了要件は適切に設定および明示しており、その詳細は基礎要件確認シート「12. 卒業・修了要件の設定及び明示」の通りである。

・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

現在、成績評価の基準（S～D 評定）、単位認定の基準（60点以上を単位認定）、さらに学位授与（DP の設定、各学科における卒業要件）については、学則によって定められている。2月に開催される卒業判定会議においては、卒業者と当該年度入学者数、留年者数、退学者数等の数値が示され、ストレート卒業生数などが報告され、さらに国家試験合格率については大学運営協議会にも報告され当該学生への各学科における教育成果について検証が行われる（根拠資料 2-23）。なお、本学においては成績評価と単位認定に関しては、各学部学科における教授会ならびに判定会議等で帰結しており、全学内部質保証推進の観点では大学運営協議会の関わりが希薄なため、今後は積極的な関与が望まれるところである。

<学位授与を適切に行うための措置>

学士の学位授与は各学部教授会の議に付し学長が決定する。具体的には、各学科のそれぞれの卒業要件を学生ごとに厳格に確認したうえで、2月に開催される卒業判定会議において認定している。DPに則り、学位授与の客観性と厳格性を担保するために、社会福祉学科を除く全学部学科において卒業研究（論文）を課しており（社会福祉学科は選択制）、学生は3年次よりゼミ配属となり（薬学部は5年次より）、指導教員の厳格な指導のもと、学びの集大成となる卒業論文の完成を目指す。卒業研究の質の担保については、各学科ともに中間発表会および最終発表会（学科によっては学内外の関係者にも公開）を開催し、研究成果の確認をするとともに、指導教員以外の意見や指摘を参考に質の向上を目指す機会としている。

さらに卒業研究の審査基準として、複数の学科でルーブリックを用いた客観評価を取り入れている。例えば、薬学部薬学科では、卒研態度の評価基準として7つの能力をルーブリック評価するとともに、論文の評価基準として5つの能力を設けルーブリック評価を試みている（根拠資料4-26）。

大学院の学位授与に関しては、全研究科において学位取得プロセスを公表しており、その詳細は基礎要件確認シート「13. 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表」の通りである。大学院生の修了要件は、所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえで、修士課程および博士前期課程においては修士論文、博士後期課程および博士課程においては博士論文の提出、そしてその審査および最終試験に合格することと「高崎健康福祉大学大学院学則」19条および20条で規定している（根拠資料4-17【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

・学位論文審査基準の明示・公表

適切な学位授与を行うために、「高崎健康福祉大学学位規程」を設け、学位授与に係る一連の過程を規定している（根拠資料4-27【ウェブ】）。学位論文の作成にあたっては、学生が提出する研究課題および研究計画に基づき指導教員が綿密な指導計画を立てて指導にあたるが、研究と論文の質を担保するために、それぞれの研究科で修士論文、博士論文の「学位論文審査基準」を設けて大学院生ハンドブックおよびホームページにて公表している（根拠資料1-8-1,p24～、1-8-2,p21、1-8-3,p22～、1-8-4,p22、4-2-9【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）。明示・公表状況の詳細は基礎要件確認シート「13. 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示・公表」の通りである。例えば、健康福祉学研究科では修士論文の審査基準として、研究能力と専門性を証明するための6項目を設けて論文を厳格に審査するとしており、保健医療学研究科では同様に6～7項目を設けている。博士論文の審査基準としては、健康福祉学研究科と薬学研究科ともに、(1) 独創性・学術的価値、(2) 課題設定の適切性、(3) 研究方法の妥当性、(4) 内容の適切性、(5) 論旨の一貫性、(6) 倫理性の6項目を設定するとともに、論文の主要な部分が論文提出者の単著または筆頭著者とする原著論文として、査読制度のある学術雑誌に掲載されていることを条件としている（健康福祉学研究科では、単行本形式の学術書としての出版でも可）。

平成28年度に大学の認証評価を受審した際、健康福祉学研究科博士後期課程および薬学研究科において学位論文審査基準が明示されていないとの指摘を受けている。この件に関しては、28年度中にそれぞれの研究科委員会にて明文化の協議・決議をして29年度の大学院生ハンドブックより明記している（根拠資料1-8-1,p25、1-8-2,p21）。

・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

論文審査にあたっては、主査1人と副査1人または2人で審査体制を築くとともに、原則、指導教員以外を主査とすることで、学位審査および修了認定の客観性及び厳格性の確保に努めている。

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示

健康福祉学研究科では修士論文の審査と最終試験に関する申し合わせ、博士論文の審査と最終試験に関する申し合わせを作成し、論文審査における手続きや認証について、また最終試験の手続きについて取り決めている。保健医療学研究科では、最終試験審査基準を設けている（根拠資料 4-28、1-8-3,p23）。

・適切な学位授与

学位授与の適切性を担保するために、主査および副査による論文審査に加え、中間発表および公開の最終発表を義務付けている。これらを経て、研究科委員会によって学位授与の可否について慎重な議に付し、学長が決定している。

・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位授与については卒業要件（124～190単位）に、修士課程・博士前期課程・博士後期課程・博士課程においては修了要件（20～30単位）に基づき、全学的なルールが設定されており、それぞれ教授会における卒業判定と研究科委員会における修了判定で学位授与がなされている。

学士における全学内部質保証推進の観点でなされる学修成果の可視化については、全学内部質保証推進組織である大学運営協議会指定のワーキンググループとして発足した学長補佐チームによる試行を行う予定であり、その点については大学運営協議会への報告と検証を予定している。具体的には、本学においては各学部学科で養成する資格の試験受験者数および合格者数が教育の質保証の主指標となっているため、国家資格の合格率、およびその改善のための方策の立案、さらにその改善による数値の変化についてなどがあげられる。

修了要件や学位審査基準に変更が求められる際は、大学運営協議会に報告されその適切性が審議される。よって大学運営協議会にて認定された修了要件や学位審査基準のもと、毎年の学位授与が適切に実施されている。

ただし、学位授与に関しては、教授会および研究科委員会における審査に委ねられており、全学内部質保証の観点での大学運営協議会の関わりは十分ではない。そのため今後はその方法について検討が必要である。

このように、成績評価と単位認定に関わる規程の設定やその運用については、学則や諸規程に基づきなされおり、単に試験の点数だけではなくそれぞれの科目の性質や目標に応じた評価も行っている。また学位授与についても各学部学科で DP が設定され、大学院においても論文審査基準等が明確であり、適切性があるといえる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標>

本学では DP に示した学修成果の修得状況を把握し評価するための指標について、様々な観点から適切性・有効性を考察・検討している。現段階で本学の特質を考慮したうえで有効と考える指標をあげるとともに、これらの指標に沿った学修成果の把握とアセスメント評価の試みを紹介する。

・単位及び学位取得状況

本学では、シラバス上で当該科目と DP との関係を示すことにより、DP に掲げるどの目標と関連した力を涵養するかを明確にしている。それぞれの教育課程は DP をベースに作成されており、進級要件や卒業要件を満たしたことをもって、DP に明示した学習成果があがっていると判断することには一定の妥当性があると考えられる。

学士課程における入学者のうち、修業年限で学位を取得した学生の割合は、令和 3 年度に卒業した平成 30 年度生で見ると、医療情報学科 87.1%、社会福祉学科 95.8%、健康栄養学科 95.3%、看護学科 95.3%、理学療法学科 84.3%、子ども教育学科 94.2%とたいへん良好な数字を記録できている。過去 3 年間でみても、90%以上という高いレベルを概ね達成していることから、多くの学生がしっかりと DP および CP に沿って学業を積み要件を満たして卒業している状況が見て取れる。よって各学位課程とも教育の基盤が確立されていると評価できる（根拠資料 4-29）。このうち薬学科の数値が他学科よりも低いものとなっているが（直近 3 年間の平均で 67.0%）、これは 6 年次の卒業研究における厳格な単位認定によるものである。

令和 5 年度からは全ての学科で学修ポートフォリオを導入し、学生個々の DP の達成度をレーダーチャートで可視化することを予定している。

・卒業研究及び卒業論文評価

学位授与の可否において各学科が重視しているのが、卒業研究とそれをまとめた卒業論文の質である（社会福祉学科は選択科目）。卒業研究および卒業論文は 4 年間または 6 年間の学修の集大成として位置付けられ、その質は教育および学習成果を反映したものとなっている。点検・評価項目⑤で説明したとおり、研究の指導体制の整備と論文の質の担保、厳格な論文審査体制を各学科とも適切に構築しているので、論文の質は適正に保たれていると判断できる。また、製本論文を各学科において所蔵しており、歴代の研究・学修成果が閲覧可能となっている。これらは本学学位課程のプログラムを評価していただく際の参考資料となり得ると考えている。なお、社会福祉学科は卒業研究が選択科目となっているものの、かかわる資格の学外実習に関する報告会等で卒業研究に相当する活動を行っている。

・GPA 評価

本学では、学生の単位取得状況を DP に示した学修成果修得の判断資料としており、その学修成果がどれくらいの水準であるかを測定するために GPA を指標の1つとして取り扱っている。良好な GPA は、学生が身につけた知識・技術・態度が高い水準であることの証左となるものと認識している。例えば、健康福祉学部における令和4年度前期の GPA 分布を見てみると、2.0～3.0 つまり A および B 評価を受けている学生が中心的で、3.0 ポイント以上という高評価の学生も多い。この分布から、学生が授業内容を適切に理解し、十分な学修成果を獲得している状況を知ることができる（根拠資料 4-24【ウェブ】）。しかし一方で、1.5～1.0 ポイントや少数ではあるが 1.0 ポイントを下回る学生がいることも分かる。こうした一部の学生は、十分な学修成果が得られていないという懸念が残るため、アドバイザーを中心に個別指導を行っている（点検項目⑤で説明）。

また各学科では、学修成果としての GPA を重視しており、学生のモチベーションを向上させるために2年次終了時点での GPA 優秀者を表彰する制度を導入し、卒業時の学長賞を選定する際も GPA を参考にしている。

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法>

・国家試験等合格率

高度職業人の養成大学として本学が特に重視しているのが、各学科で養成している専門職となるのに要求される資格試験の合格率である。多くの学科で国家資格を中心としたこれらの試験に対応した指定科目やモデルコアカリキュラムに則った教育課程を構築し学生の教育に当たっているため、国家試験は学生に必要とされる学修が身につけているかを測るアセスメントテストとしての性質を持つことになる。そのためこの合格率は学位プログラムレベルの学修成果を最も端的に表す指標として、かつ量的・直接評価を為す客観指標として最重視している。もちろんその背景には、外部（企業、病院、施設等の方、高校の生徒さんと先生方など）や、なにより最大のステークホルダーたる本学学生およびその保護者（保証人）が、本学の教育の質、学生の質を判断する最重要項目としてこれら合格率に注目しているという現状がある。主要な資格試験における過去5年間の合格率推移は資料のとおりであり、いずれの試験においても全国平均を十分に上回る成果を得ていることが示されている（根拠資料 2-38）。この結果は教授会、大学運営協議会、理事・評議員会等を経て、全学の教職員および関係者の確認を得ている。各学科のより詳細な合格率推移や支援態勢については、大学運営協議会に報告がなされて検証を受けている（根拠資料 2-23）。以下、各学科の状況について概観を俯瞰する。

医療情報学科 — 医療関連資格である診療情報管理士（日本病院会認定資格）の合格率推移では、平成27年度に受験者30人全員の合格を達成して以来（全国平均は50%程度）、直近3年間もほぼ全員合格の好成績を維持しており（この間、全国の合格率平均は55～65%程度）、全国でも指折り有数の養成施設となっている。当該資格を取得した卒業生は、東日本を中心とした多くの病院で診療情報管理士として活躍中であり、医療機関への人材供給拠点としての地位を築いている。

第4章 教育課程・学習成果

情報関連資格では、情報分野への就職を希望する学生全員が IT パスポート資格を取得し、基本情報技術者試験や情報セキュリティマネジメント試験に挑戦する。IT パスポート試験では、本学は全国の大学で唯一の CBT 試験認定会場となっており、学生は低学年のうちの取得を目指している（情報系を重点に学ぶ学生は卒業までに取得必須）。令和 3 年度受験者は、IT パスポート 66 人、基本情報技術者 12 人、情報セキュリティマネジメント 6 人の合格者を出した。それぞれの分野ともに概ね良好な学修成果が得られているといえる。

社会福祉学科 — 取得可能な 3 つの国家資格のうち、最も受験者数が多く知名度も高い社会福祉士国家試験において、平成 29 年度に合格率の飛躍的な伸びを見せ、50 人以上の受験者があった大学のなかで合格率が全国第 5 位（私大では 3 位）の 72% という成果を収めた。以来、全国平均合格率が 30% 程度の中、COVID-19 感染蔓延下の令和 2 年度においては、41 人が合格し合格率 87.8% という、この規模以上の受験者数を抱える大学としては全国 1 位の成績を上げるに至っている。令和 3 年度も引き続き良好な合格率を継続しており、社会福祉士の合格率および合格者数という指標において、適切な成果を上げていると評価している。

精神保健福祉士国家試験では、毎年受験者数が 10 人程度なので、しかもほぼ全員が社会福祉士国家試験との重複受験なので綿密で正確な分析は困難であるが、平成 30 年度に 7 人全員合格の 100%（全国平均 62.7%）を達成して以来、毎年全員合格を続けている。

介護福祉士国家試験では、令和 2 年度試験より改定が行われ、社会福祉士、精神保健福祉士同様、養成施設別の合格率が公表されるようになった。令和 2 年度は 9 人全員合格の 100% 合格（全国平均 71%）、3 年度も 14 人全員合格（全国平均 72.3%）であった。

健康栄養学科 — 開学以来、令和 4 年 3 月まで 17 年間に渡って卒業生を送り出してきているが、この間国家資格である管理栄養士国家試験で常に全国平均（全受験生平均 60% 強、管理栄養士養成施設平均 90% 強）を大きく上回る合格率を記録し続けている。毎年、ほぼ全員の在学科生が受験しほぼ全員が合格しており、健康栄養学科は優良指定養成施設として社会から高い評価を得ている。

薬学科 — 過去 3 年間の薬剤師国家試験の合格率推移は、令和元年度生が 95.8%（全国平均 69.6%、大学新卒平均 84.9%）、令和 2 年度生が 87.7%（全国平均 68.7%、大学新卒平均 85.1%）、令和 3 年度生が 88.0%（全国平均 68.0%、大学新卒平均 84.7%）である（根拠資料 2-38）。このように直近 3 年間の成績はいずれも全国平均および薬剤師養成大学の新卒平均を超えており、それ以前のパフォーマンスからの顕著な伸展を提示することができた。点検・評価項目⑦で述べるが、薬学科では従来からの学生個々の自主性に依拠した取り組みを中心に据えた体制から、学科を挙げての組織的な支援体制への転換を試みており、そのあたりの効果が現れ始め学修内容が学生個々に順調に定着してきているのではないかと判断するところである。

看護学科 — 過去3年間の看護師国家試験の合格率は、令和元年度生 100%（全国平均 89.3%、大学新卒平均 94.7%）、令和2年度生 100%（全国平均 89.2%、大学新卒平均 94.7%）、令和3年度生 98.1%（全国平均 90.4%、大学新卒平均 95.4%）である。いずれも新卒平均を含めて全国平均を上回っているし、群馬県内の養成校としてトップの実績となっている。看護学科ではこれ以前も変わらずに全国平均をつねに上回る看護師合格率を計上してきており、教育の質と学生の学修成果を保証するデータであると評価している。

保健師国家試験においても、毎年ほぼ受験者全員の合格を保っており（全国平均で 80~94%、新卒平均で 88~97%）、大学院の助産師国家試験においても、過去受験者全員の合格を維持しており、こちらも極めて良好な成果である。

理学療法学科 — 過去3年間の理学療法士国家試験の合格率は、令和元年度生が 97.8%（全国平均 85.8%、新卒平均 92.8%）、令和2年度生が 97.2%（全国平均 86.4%、新卒平均 93.2%）、令和3年度生が 90.7%（全国平均 79.6%、新卒平均 88.1%）である。各教員がそれぞれの専門分野において対策講座を担当しており、いずれの年度も新卒平均を含め、全国平均を上回る良好な結果を残している。とはいえ、全国平均合格率の低下とともに令和3年度生については本学科の合格率も低下したため、現在はその対策が行われているところである。

子ども教育学科 — 子ども教育学科では、教員採用試験と公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数がここでのアセスメント指標となる。教員採用試験の合格者数は、平成27年度に1期生10人が合格したのをかわきりに、以降15人、20人（いずれも既卒者は除く）と順調に合格者数を増加してきている。平成30年度は19人、令和元年度は19人、令和2年度は23人、令和3年度は17人と良好な成果を継続している。なお、教員採用試験合格者の内訳は、例えば令和2年度受験者でいうと、小学校教諭16人、中学校英語教諭2人、特別支援学校教諭5人である。この年、教員養成コース32人中29人が教員として就職している（任用職員を含む）というたいへん良好な成果を残している。公立保育所・幼稚園の採用試験合格者数の推移は、平成30年度生が8人、令和元年度生が7人、令和2年度生が8人、令和3年度が5人となっており、こちらも良好な成果である。

以上のように、大学全体として各種資格試験において良好な成績を修めており、各学生が専門的学修内容をしっかりと身につけている状況が見て取れる。最も影響が懸念されていたCOVID-19蔓延下の令和2年度においても、例年のように学生が夜間まで自主的なグループ学習を行うということが様々な規制によりできなかったという事情があったにもかかわらず、従来通りの好成績を継続することができたことは、支援体制も含め評価できるものと大学運営協議会において検証した。

・就職率

学位プログラムレベルの教育の質・学修成果の間接評価指標として、学生の就職率も有効な指標であると認識している。学生が4年間または6年間、学業を修め成長してそれが評価され就職が決定するからである。各学科共に就職率は100%かそれに近い数値を記録しており、就職内定率は極めて良好である。高い就職率は本学学生に対する社会からの評価および需要が高いものと判断することができ、学生の質を認めていただいている証左であると推察している（根拠資料4-30【ウェブ】）。

・学生生活・満足度調査

本学では、学生の学生生活一般、学修態度、本学が提供している教育や学生支援に対する満足度等を把握するため、学生調査として「学生生活・満足度調査」を全学生対象に長年に渡って継続的に実施している（全70問程度、簡易版は30問程度）。平成30年度の調査からは、「あなたは自身の学習によって、以前よりも必要な専門知識や技術の向上がはかれたと思いますか」という学習成果の自己評価を尋ねる設問を追加した。これによると、大学全体レベルで平成30年度86.4%、令和元年度89.1%という高い割合の学生が肯定的な回答を残している。大学として最も懸念の大きかったCOVID-19感染防止のために授業形態が変わってしまった令和2年度の調査では、79.5%と若干の低下はあったものの約8割の学生が「向上がはかれた」と回答している。令和2年度の若干の低下は懸案事項となったが、令和3年度の調査では、90.2%という高い割合に戻っている（根拠資料4-12-1～4-12-5）。これらのことから、学生の自己評価として、本学での教育によって学修成果が得られていると感じている学生が多数であることを確認できた。

・学外実習における学生評価

学外実習は学生が学内の学修で身につけた成果を実践の場で試す機会でもある。また学外の実習指導者の評価も踏まえて実習学生の評価を行っているので、教育の外部評価の側面も持っている。

実習にあたっては、各学科の実習担当教員による事前学習、事後学習、巡回指導が行われており、終了後には公開の実習報告会を行っている学科もある。報告会では、学生がどのような経験をし、どのような技術・態度を身につけたかなど、学生の成果を確認できる。国家試験受験資格取得を目指す多くの学科で学外実習は必修科目となっており、合格点に達せなければ学生は資格取得要件を満たすことができない。学外実習の成績評価は、現場の実習指導担当者の実習評価を参考に行っているが、実習指導担当者に依頼しているその実習評価はとても厳格なもので、細部にわたって実習学生の評価を記載いただいている。資料4-45に社会福祉学科3資格の実習評価票を示す。GPA分布にも表れているように、学外実習における学生の成績評価は各学科とも概ね良好であり、学生が本学で身につけた成果を実習先で発揮し、さらに実習先で実践的な学びを得ているという好循環が確認できている。

・卒業生調査

教育と学修成果の評価を主目的に、平成30年度より卒業生を対象にアンケート調査「卒業生アンケート（教育）」を実施している。これは実際に本学で教育を受けた学生が本学の教育や自らの学修を振り返って教育内容や学修成果をどのように見ているのかを検証してみるという試みである。アンケートのなかで、本学で身につけた力についての質問では、規律性、傾聴力を挙げた卒業生が多く、実行力、柔軟性が続き、想像力、ストレス

コントロール力は低位の回答となった。学生時代の教育プログラムへの満足度に関する質問には、6割の卒業生が満足と回答しており、比較的良好な結果となったものの、一方で10%の卒業生が不満足と回答している。また、本学で学んだことで現在役立っていることは、という質問に対して、各々の専門性に関わる教育をあげる卒業生が多かった。

一方、令和2年度に卒業後3年経過した卒業生に実施したアンケートによると、76%の卒業生が学生時代の教育プログラムに満足と回答し、不満足は極めて少数であった。身についた力では、発信力・傾聴力、働きかけ力、実行力、柔軟性、規律性などが上位に来ている。令和3年度のアンケート調査においても、概ね同様の結果となっている（根拠資料4-31-1【ウェブ】、4-31-2【ウェブ】）。

卒業生調査はまだ十分なデータが蓄積されているわけではないが、これまでのデータ分析によれば、現場で職に就いている卒業生が、本学の教育内容および身につけることができた学修成果に関して、まだ改善の余地があるものの比較的好意的な印象を持っていることが判明している。

・ループリックや学修ポートフォリオを活用した測定

ループリックや学修ポートフォリオを活用した学修成果の把握は、学内の様々な部署で既に施され、また新たな導入が検討されている。例えば、薬学科や健康栄養学科では卒業論文の評価にループリック評価を使用している。また、レポート提出にあたってあらかじめループリックを提示したうえで提出レポートを評価している教員も多い。薬学科では、学生の個々の能力を判定する手段として、共通ループリックを作成して学生指導に役立っている（根拠資料4-32）。学生個々のDP自己評価指標として、ループリック活用を検討している学科もある。

学修ポートフォリオの利活用に関しては、社会福祉学科が先行している。社会福祉学科では、国家試験の合格率向上と学修成果の可視化を目的に平成29年度より学修ポートフォリオを導入している。国家試験対策では、学生の学修状況の確認や模擬試験の状況確認、問題点の指摘等を学修ポートフォリオ管理システム上で行っており、それが国家試験合格率の改善に結びついた可能性は高い。また下級生では学修の進捗状況のほか、面談結果なども教員画面に記入して各種の指導に活かして、学修成果の把握と教育改善に取り組んでおり実績を重ねつつある。学修ポートフォリオの利用は、健康栄養学科、理学療法学科にも広がって、その利用法やそれを用いた指導法が検討されているが、令和5年度よりの全学的な導入に向けての提案が、令和4年度発足の学長補佐チームより為されている（根拠資料4-33）。

・学生による授業評価による測定

本学では開講しているすべての授業において、学生による授業評価を実施している。学生に多くの視点から授業の評価を受けているが、授業の満足度に関して大学全体では、平成30年度前期が5点満点中4.32、令和元年度前期が4.27と高い数値であった。全面オンライン授業を実施した令和2年度前期の満足度は4.30と、従来と変わらぬ数値を得ることができたことは想定を超えた成果であった（令和3年度前期は4.47とさらに良化）。

「授業によって自分の能力（知識・技能・ものの見方・考え方など）は高まりましたか」という学修成果を尋ねる設問に関して、COVID-19蔓延の前後で比較すると、蔓延前の令和元年度後期の値が4.35、蔓延後の令和2年度後期が4.43であり、懸念されていた

オンライン授業による理解度の低下や能力涵養の不足はなかったと結論づけることができそうである。対面授業が再開された令和3年度後期における同設問では4.51となっている(根拠資料4-11)。

これらの結果から判断すれば、学生は自らが履修した授業科目の授業内容に満足し、適切な学修成果を修得していると自己評価していると言することができる。

・大学院における学修成果の測定・把握

大学院における学修成果については、学位論文の質によってもっとも的確に測定することができる。学位論文の質の確保については点検・評価項目⑤で述べたとおりである。特に博士論文については、厳格な審査を通過したものを学内外に公開している。また、大学院においても学部同様の授業評価アンケートを実施しており、「必要な知識と技能を学ぶことができたと思うか」との設問に対して、例えば平成30年度、令和元年度および令和3年度の大学院生のほとんどがそう思うと回答しており(根拠資料4-34)、COVID-19蔓延下の令和2年度生も同様の回答をしている。さらに、授業満足度に関しても極めて高い評価が得られており、提供された授業から十分な学修成果を獲得していると学生が自己評価している様子を見ることができる。

<学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり>

以上述べてきたようなそれぞれの指標に基づく学習成果の把握および評価の取り組みに関しては、各学科や全学教務委員会から大学運営協議会に適宜報告され、その適切性や課題点についての議論・検証・点検・評価が行われている。特に国家試験等の対策や合格率については、本学最重要指標のひとつとして認識されていることから、慎重に詳細な点検・評価が実施されている。また、国家試験合格率に加えてそれ以外の各種調査の結果についても定期的に大学運営協議会にて報告され、本学が提供する教育による学習成果が十分に適切であるか慎重な確認作業が行われている。課題が発見された場合は、担当部署に連絡が行き、改善のための方策が検討されたのち実行に移されるというPDCAサイクルに沿った対応が実施されている。

以上のように、本学ではDPに示した学習成果の修得状況を把握するために、学修ポートフォリオを用いた学習成果の可視化の仕組みを確立しその運用も確実であること、GPA評価、国家試験合格率、「学生生活・満足度調査」や卒業生調査等を通じた複数の指標を用いた学習成果の把握が行われていること、さらにそれらが大学運営協議会で報告・確認され、教育的改善に関わる課題に対しても具体的指示がなされていることから、本学の取り組みには適切性があると判断している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料・情報)に基づく定期的な点検・評価 ・学修成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程およびその内容、方法の適切性についての点検・評価は、それぞれ学科・専攻が主体となり実施し、全学共通の事項に関しては全学教務委員会によって実施されてきた。

各学科・専攻においては、様々な取り組みの結果によりカリキュラム改編を継続してきており、一定程度の自己点検・評価が行われてきたと言える。

国家試験等の資格対策や合格率に関しては、各学部教授会にて定期的に点検・評価が行われ、指導方法の改善がなされてきている。国家試験等の合格率は本学にとって最重要指標のひとつであり、内部質保証の観点からも各年度の指導方法と合格率について大学運営協議会へ報告を行い点検・評価している。

例えば、社会福祉学科の国家試験合格率においては、平成28年度まで苦戦を強いられ続けていたが、大学運営協議会からの改善指摘を受け指導内容や方法を刷新したことにより、平成29年度以降合格率を飛躍的に伸ばした。

また、薬学科では、同様に薬剤師国家試験で苦戦が続いていたことから、大学運営協議会は指摘をしている。これを受け、それまで国家試験対策を中心に行っていた薬学教育研究支援センターは、名称を薬学学修支援センターに改め、学生指導体制の再整備を行った。センターは任期5年のコアメンバー（センター長以下3人程度）と、任期2年のサブメンバー（5人程度）から構成され、3年次生、4年次生、5・6年次生それぞれにコアメンバーが指導担当者として配置されている。1～3年次は基礎学力補強、4年次は実務実習前の学修総括と共用試験対策、5・6年次生よりコアメンバーが指導担当者として配置されている。5、6年次生を対象とした教育支援では年間目標（ロードマップ）を作成し、これに基づき国家試験対策、補習、模擬試験などを行っている。この取り組みにより、平成30年度以降の合格率の向上が実現した。

定期的な点検・評価や学修成果測定結果の適切活用は、大学全体の教学マネジメントの実質化に必要な不可欠との判断から、平成30年度より「自己点検・評価報告書」を大学評価の受審年度から数えて2年目、更に3年後、次の大学評価を受審する前年度にそれぞれ作成することとした。これによって全学的な教学マネジメントを推進させる体制の強化を図りたいと考えている。

以下には、本学の定期的点検・評価の主要な取り組みを示す。

・卒業生アンケート（教育）による点検・評価

平成30年度より毎年、本学を卒業して3年および10年経過した卒業生を対象に本学の教育に関するアンケートを実施して、点検・評価、改善のための活動に努めている。卒業生の多くは本学の教育内容および身につけることができた学修成果に比較的好意的な印象を持っていることが分かった。とはいえ、不満足と回答した卒業生も一部存在しており、身につけることができた成果で低位に回答された項目と併せて、教育プログラムやカリキュラムに改善の必要があることも認識できた（根拠資料4-31-1【ウェブ】、4-31-2【ウェブ】）。本アンケートは、教授会にて報告され、各学科でカリキュラムの点検・評価・改善に役立っている。

・卒業時アンケートによる点検・評価

平成30年度より学生満足度や学修成果を確認する目的で、全卒業生対象に卒業直後に「卒業時アンケート」を実施している。「期待したような学修成果が得られましたか」、「所属学科のカリキュラム、授業などに満足していますか」、「学生生活を振り返って満足していますか」といった質問に対し、4段階評価で回答してもらっている。

資料にあるとおり、いずれの質問に対しても95%を超えるほどのポジティブ回答が寄せられており、間接評価とはいえ、本学が提供する教育課程や学修成果に関して学業を修了したばかりの学生からは多大の支持を得られていることが確認できている（根拠資料4-35-1【ウェブ】～4-35-4【ウェブ】）。アンケート結果は、教授会で報告され、各学科でカリキュラムの点検・評価を行っている。

・中途退学者、留年者への対応

中途退学者の増加は、教育課程やその方法が自学学生に適合していないと判断されることにもつながるので、本学ではその動向に十分に注意を払っている。

本学学生の退学率は、全国の大学平均と比較しても高くはないレベルであるが【例えば、令和2年度の退学率は1.2% 退学者数(32)/全学生数(2666)、令和3年度は1.4% 退学者数(39)/全学整数(2717)】、中途退学者数が増加するようなことがないよう各学部で学生対応や学生指導に努めている。各学部教授会では、個々の退学者について退学に至った経緯や理由を教務委員やアドバイザーが報告し、全員での協議のうえ退学を了承するとともに、以降の中退学回避に向けての参考にしている。例えば、中退学者は授業出席率が悪くなる傾向が顕著であったため、欠席が目立ち始めた早期からアドバイザーが迅速に対応して、当該学生が抱えている問題を解決するよう試みたり、経済的問題を抱える学生支援のため大学独自の奨学金制度を充実したりしている。こうした諸々の取り組みにより、低退学率を維持することができている。

留年者に関しても同様に教授会にて協議が行われ、留年に至った経緯を全員で共有し、次年度以降の参考としている。また留年者に対する指導の徹底についても教授会にて確認している。

・学生生活・満足度調査による点検・評価

点検・評価項目⑥で述べたとおり、「学生生活・満足度調査」では、「学科が提供している教育に満足していますか」、「学科の資格試験対策に満足していますか」、「学科教員の学生対応について満足していますか」、「所属学科に満足していますか」など学科の教育内容や課程の適切性に関する設問を設けている。これらの設問に対して5段階評価で学生に回答してもらっているが、近年（令和元年、2年、3年度）の結果をみると上位4、5段階評価（とても満足している、だいたい満足している）での回答が7割～8割5分を占めており、特に所属学科への満足度は84.1%（令和元年度）、87.5%（令和2年度）、88.7%（令和3年度）と、かつて60%台であった22～27年度の調査よりも明確な改善を示している（平成元年度の資格試験対策の満足度が63.3%と低めであるが、これは対策を経験していない下級生が「どちらともいえない」に多く回答したことによる）。これらの調査では、満足度が低い学生にその理由も尋ねており、各学科の教員がそれらのデータに適切に対応し改善・向上に努めた成果が高い満足度に表れたものと推察できる。このように、学生へのアンケート調査では、本学の学位プログラムレベルの教育課程およびその内容、方法について、学生が良好な評価をしていることが確認できている（根拠資料4-12-1～4-12-5）。

さらに本調査では、学生の要望・意見を拾い上げるために自由記述欄も設けて広く学生の声を集めている。それらの声に教員がどのように対応したのかも、アンケート結果とともに公開している。例えば、学生からの要望の強かった学内 Wi-Fi 設備の充実に関しては、令和元年度に全館での Wi-Fi 接続が可能になるに至っている。

同様に本調査では、学生の学習実態の把握として学習時間に関する調査も行っている。本学では、国家試験受験のため最終学年時での学習時間が増加する傾向があるが、それ以前の学年での学習時間が不十分であるという問題を抱えおり（平成28年提出「点検・評価報告書」に記載）、令和元年度までの調査でも、幾分の改善は見られるものの問題解決には至っていない。改善の方策として、単位の実質化の動きとも呼応してシラバスに学習の目安となる授業回ごとの予習・復習の必要時間数を記載するなど、学生の学習を促進する取り組みを行なっている。令和2年度はオンライン授業による課題提出への対応で、若干の改善が見られたように思われるが、今後の更なる改善が必要である。

大学全体レベルでの教育課程の点検・評価のためには、“自身の学修によって、必要な専門知識や技術の向上がはかれたと思いますか”や“本学が提供している教育に満足していますか”、という設問を設けている。平成30年度から令和3年度の回答では、前者の設問で、87%（平成30年度）、89.1%（令和元年度）、79.5%（令和2年度）、90.2%（令和3年度）の学生がポジティブな回答を寄せており、専門課程の教育に良好な印象を持っていることが確認できる。後者の設問においては、ポジティブな回答が、70.8%（平成30年度）、73.5%（令和元年度）、75%（令和2年度）、84.1%（令和3年度）と、向上しつつあるものの改善の余地が示唆される結果が得られた。

以上の結果から、本学学生は学科の専門教育や資格試験対策には高い満足度を有している一方で、それ以外の学習環境を含めたリソース（例えば、施設、設備、教養教育、汎用的能力を養成する教育、正課外教育などが考えられる）においては、更なる高評価を得るために検討の余地があることが分かった。このうち教養教育に関しては、令和4年度の教養科目専門部会において令和5年度以降に向けた見直しが検討され、専門教育の教員も教養教育に参画するシステムや、全学部学科におけるアクティブラーニングの全面的導入に向けた動きが進行中である。

・COVID-19 蔓延下における教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価

令和2年度以降の COVID-19 蔓延下においては、本学の教育課程が適切に機能していたのかを学科レベルおよび大学全体レベルの双方において検証した。まず、授業の実施態勢については、オンライン（オンデマンド+リアルタイム）、オンライン・対面併用の2通りの方法で、ただし、対面授業は徹底した学生の感染対策管理のもとでの実施となった。こうした授業態勢は、感染症対策本部より定期的に大学運営協議会に報告して了解を得るかたちで行われた。このような教育方法の工夫が行えたため、COVID-19 の社会的影響により履修上の問題が起こることで中途退学者や留年者が増加するということは発生しなかった。最も懸念されていた国家資格等の対策に関しても、学科レベルで適切に行われ、大学全体として高いパフォーマンスを示すことができたことを大学運営協議会にて確認され、支援態勢の適切性の検証が為された。「学生生活・満足度調査」では、例年と比較して教育・学修面での満足度低減がなかったことが確認されたのは、点検・評価項目⑥で述べたとおりである。また本調査では、オンライン授業に対するネガティブ評価についても聞い

ており、学生がどのような点をデメリットと感じていたかを明らかにした。調査結果は、各学部教授会にて報告され、改善のための参考データとして紹介されている。

・外部評価の活用

第2章で説明したとおり、点検・評価活動の質の向上を目指して、点検・評価報告書を作成後に毎回複数人（3～4人程度）の外部有識者からなる外部評価委員会の点検・評価を得ることとしている。外部評価委員会は、教育内容や学生の学習成果を含め本学の点検・評価報告内容を検証し、必要な提言を述べることになっている。

前回平成30年度の点検・評価報告書の作成時には、3人（大学学長2人、外部有識者1人）の外部評価委員に就任していただき、貴重なご意見や示唆をいただいた。ご指摘いただいた事項については、その対応や回答をお伝えしたとともに、対応の適切性については、大学運営協議会にて協議し了承を得ている（根拠資料2-27-1【ウェブ】）。

また学科によっては独自に認証評価機関の分野別認証評価を受審し、点検・評価や改善・向上のサイクルを好転回させようと努めている。例えば理学療法学科では、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認証評価を平成27年度、令和2年度にそれぞれ受審し評価認定を得ている（根拠資料2-25）。令和2年度受審では、理学療法士作業療法士養成施設指摘規則の改訂に伴う本校の対応状況についての自己点検に多く時間を割いたが、評価機構からの指摘はなく審査結果としても適合（S）の承認を得た。

薬学部では、一般社団法人薬学教育評価機構の認証評価を受審し、平成30年3月付けにて評価認定を受けている（根拠資料2-24【ウェブ】）。

大学院の健康福祉学研究科医療福祉情報学専攻では、医療機関の情報化や合理化、経営改善など実践的な教育を実施することで、文部科学省職業実践力育成プログラム（BPプログラム）に採択されている。BPプログラムの定期的な点検・評価のため、毎年外部有識者による外部評価を受けている。4～5人の外部有識者（医療関係者）に来学していただき、BPプログラムの紹介と教育内容の解説を行ったうえで評価者の意見や指摘をいただいてプログラムの改善に活かしている（根拠資料4-36）。

・3つのポリシーにかかる点検・評価

アセスメントチェック

各学科の学位プログラムごとに設定されている3つのポリシーと、それに沿った教育課程や学修成果を点検・評価するため、本学では複数の手法を導入してその適切性を担保する試みを行っている。

まず、各ポリシーの個々の項目ごとに、どういった指標を用いてどのようにアセスメントしたのかを表としてまとめた「アセスメントチェック表」を全学科で作成している（根拠資料2-15-1～2-15-5）。各学科の教育が、3つのポリシーに沿って適切に実施されているか、また学生が適切な成果を得られているかどうかを自己点検し、その内容を一覧表のかたちで簡潔に表わすものである。改善に向けての検討も併せて行われているので、当取り組みを毎年実施することによって、ポリシーの適切性の点検・評価、およびポリシーに沿った教育課程の改善・向上を図ることが可能となり、各学科の点検・評価活動の基盤となるものとして導入されている。

チェック内容や検討事項は学科内で精査されたのち、各学部教授会にて詳しく報告され教職員間で共有されている。

3つのポリシー点検会議

3つのポリシーの適切性を重点に、またそれに沿った教育課程が適切に構築されているか、十分な学修成果を提供できているかを点検・評価するため、学生の代表者、各学科関連の外部有識者の意見を取り入れるという主旨のもと、平成30年度より「3つのポリシー点検会議」を全学科にて実施している。具体的には、毎年、FD・自己点検委員会内ワーキンググループの教員を中心として各学科で学科長を含め選出された点検担当者（教務委員、入試委員など）と、ステークホルダーたる学生の代表者数人（教育改善委員）、当該学科学際分野の群馬県内の外部有識者（例えば群馬県農政部、一般企業、施設・医療機関従事者）数人（学外評価参画者）による会議を開催し、各学科学位プログラムの3つのポリシーに関して、そのポリシー自体の妥当性、ポリシーに沿った適切な教育や施策の実施、現状と問題点、今後の改善の方策などについて話し合っている（根拠資料 2-19）。

毎年活発な議論が行われ、学生から選出された教育改善委員や学外評価参画者より、教育の提供者たる教員とは異なる視点から多くの建設的意見が出されている。各学科ではその議事録を作成するとともに、それぞれの意見と学科としての対応を一覧表にまとめている（根拠資料 2-20-1～2-20-3）。作成した議事録と対応表は学部教授会に提出され、どのような意見が出されたのか、学科としてどのように対応するのか、といった情報を全学部教員間で共有している。

各学部教授会で確認された学位プログラムごとの議事録および対応表は、大学運営協議会に提出され、大学全体レベルでの協議に付せられ承認を受けている。

・点検・評価結果に基づく改善

各学科では、カリキュラム構成の基本となるモデル・コアカリキュラムが存在するケースが多く、その指定科目が変更となるたびに教授会にて科目の見直しを審議していることもあり、カリキュラムの点検は定期的に行われている。このことに加えて、一連の3つのポリシーにかかる点検・評価活動によって判明してきた課題や問題点を受けて、カリキュラムの改正を始めとして教育課程における様々な改善が実施に移されている。ここでは一例として、健康栄養学科が令和2年度に実施した点検・評価活動を受けてカリキュラムを変更した例を紹介する。令和3年度の3つのポリシー点検会議を経て特に改定の必要を感じた「専門導入科目の充実」、「学年横断的な科目設定」、「卒業研究の見える化」をカリキュラム上に反映すべく、健康栄養学科では学科独自の卒業生アンケートを実施した。これに基づき、従来の「管理栄養士実践入門」、「有機化学Ⅰ」、「有機化学Ⅱ」の内容を再編成して「管理栄養士論Ⅰ」、「管理栄養士実践演習」、「有機化学」として新規開講することで改定の主旨を充足した。このカリキュラム変更を受けて、DPとの関連をより深くする主旨も含めて、CP自体を変更するに至っている。

カリキュラムの変更は学則変更を伴うため、各学部教授会での協議ののち、大学運営協議会にてその適切性に関して慎重に審議され承認を経て実施されている。

・自己点検・評価シートによる点検・評価

平成30年度の大学運営協議会において、各学科、各研究科、部局による「自己点検・評価シート」の記載と提出を全学的に実施することが審議され承認された（根拠資料 2-5）。このシートは、大学全体での自己点検・評価活動の活発化とPDCAサイクルの強化を促すことを主目的に導入されたもので、具体的な評価主体や評価方法、改善方策を示しつつ、

本学が示す点検・評価 10 基準の点検・評価項目ごとに、4 段階での現状および改善について自己評価するものである。例えば、「基準 4 教育課程・学習成果」においても、各学科・研究科とも評価の視点をもとに点検・評価項目ごとにエビデンスに基づく自己評価と改善に向けた取り組みを実施している。各学科、各研究科、部局から取りまとめられた「自己点検・評価シート」については、全学内部質保証推進組織である大学運営協議会で報告される（根拠資料 2-21-1、2-21-2）。これによりそれぞれの教育課程の質保証や学習成果の可視化に向けた取り組みを定期的に点検し、改善に向けた方策を協議・実践する体制の整備が進んでいると言える。本シートを用いての点検・評価の取り組みは今後の本学点検・評価活動において中心的な役割を果たしていくことが期待できる。

以上説明してきたように、教育課程および内容・方法の適切性に関しては、大学運営協議会を質保証の中心機関として、実働的には学科・学位プログラム単位が中心となりエビデンスに基づいて PDCA サイクルを回すことで改善・向上を目指すとともに、点検・評価の質を向上させるための取り組みに力を入れている。国家資格等の取得に向けた教育については、試験結果をもとに改善・向上を目指した結果、すでに多くの学科で実績を残し、近年では社会福祉学科が成果をあげ現在は薬学科でも改善・向上が進んでいる。また 3 つのポリシーに対する点検・評価および改善・向上、委員会やセンターによる活動の点検・評価および改善・向上を組織的に導入したことは新たな取り組みである。加えて、本学の示す基準ごとの点検・評価項目個々に対して、学科学位プログラムごとに PDCA サイクルに沿って点検・評価の実を上げていくことで、教育課程・内容・方法の点検・評価と改善・向上に大学として真摯に取り組んでいきたいと考えている。

令和 4 年度に完成年度を迎える農学部生物生産学科では、本報告書作成時には未だ完成年度前であることから細部にわたる点検・評価や分析はできていないが、本章で示したような本学の取り組みのうちの多くを他学科と同様に実施しており、綿密な点検・評価および改善に向けての検討・準備段階にある。

（2）長所・特色

本学では、平成 28 年度の大学認証評価の受審までに全学的に教育目標、人材養成の目的、DP、CP、AP を整備し、学生に対する教育力の向上を目指し全学で継続的に点検、改善に努めてきた。この面で PDCA サイクルを回してきたことで見えてきた課題も多々あるが、現段階で本学の「教育課程・学習成果」において特徴的であることについて以下のような点をあげることができる。

・順次性及び体系性への配慮について

各学科、研究科とも、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、科目ナンバリング等によって、各授業科目と教育目標や科目間のつながりを明確にし、履修パターンや学習の進め方を学生に分かりやすく理解させている。また、シラバスの整備を徹底し、授業科目と DP との関係性を明らかにした点や授業外学習の目安を提示した点は特徴的である。

・入学前教育および初年次教育について

専門教育に至るまでの課程として、入学前教育—初年次教育—教養教育の充実が図られている。本学は全国的にも早期より、入学前教育や初年次教育を導入しており、学習支援

センターとも連携を取りながら、数理科目や文章作成能力の強化、基礎的教養の整備、主体的学修習慣の獲得、コミュニケーション能力の涵養等に取り組んでいる。教養教育として多彩な講義科目を用意する中で、情報リテラシーやチーム医療アプローチなどの現代的課題に取り組む科目、キャリア教育やソーシャルスキル、ジェンダーなどの社会的課題に取り組む科目、生命倫理や環境などの専門的課題に取り組む科目など、バラエティに富んだ科目群を提供し、専門教育へとつなげている。

・国家資格等の資格対策への取り組みについて

国家資格をはじめとした資格試験および採用試験に対して教育の充実が図られ、良好な合格率を維持している。高度職業人を養成する大学としては、これらの試験対策は教育の根幹をなすものであり、合格率は学生の就職率や大学の評価そのものに直結するとともに、教育の質や学習成果の最も明確な評価指標であると言っても過言ではない。従前よりほとんどの学科で各試験において全国的にも屈指の合格率を上げてきたが、社会福祉学科や薬学科ではやや苦戦が続いていた。このうち社会福祉学科では、平成29年度に合格率の飛躍的伸長を記録して以来30年度以降も高合格率を持続し、薬学科も学科を上げて教育の強化に取り組んだ結果、平成30年度以降は着実な良化が図られている。高い合格率は学習成果のアセスメント指標として機能し本学が社会への責任を果たしていることの証左となっており、本学教育に対する学生の高い満足度にも反映されている。

・アウトカムとしての高い就職率、資格取得率の維持

卒業時の質保証を学内外に認識していただく指標として、資格取得率に加え、高い就職達成率がある。学生は入学直後よりキャリア教育を経験し、専門分野での複数回に渡る学外実習やインターンシップで職業意識や社会性を磨き、最終的にはキャリアサポートセンターの支援を受けて就職を達成していく。こうした一連の流れが教育課程に組込まれていて、本学の専門職養成体制として出来上がっており、極めて高い就職達成率は本学教育の特徴となっている。

・定期的な点検の仕組みを用いた改善、質保証の取り組み

平成30年度より、PDCAサイクルを適切に機能させる方策として、改善を含めた点検・評価体制を全学的に整備した。教育課程という視点はその中心を為すもので、具体的には「アセスメントチェック表」による学科ごとの3つのポリシーの詳細な点検評価、学生や外部有識者を交えての定期的な「3つのポリシ一点検会議」の開催、委員会やセンターにおける年間活動に対する点検評価、「自己点検・評価シート」による学科・研究科、部局の分野別点検・評価、さらに定期的な点検・評価報告書の作成等である。学科・学位プログラムレベルでのこうした新たな取り組みにより、3つのポリシーそれぞれの適切性や達成状況確認、10基準の点検・評価項目の個別評価等を実施することによって、またアセスメントポリシーに沿った様々な観点・指標によって学修成果の測定・把握に努めている。

さらに「自己点検・評価シート」の情報は、各学部教授会で共有され点検・評価を経たのち、大学運営協議会での審議を受けることで教育の質改善を実現し、内部質保証につなげていくべく取り組んでいる。

(3) 問題点

ここでは、教育課程・学習成果の分野で PDCA サイクルに基づいて点検・評価を行ってきたうえで浮かび上がってきた幾点かの問題点・課題について指摘する。

・学生の授業外学習時間が不足している

学生の学習状況の調査により、以前より課題として取り上げられている問題である。国家試験の関係から各学科とも最終学年次の学習時間は確保される傾向にあるが、低学年における授業外学習時間の不足が適切に改善されているとは言い難い。単位の実質化に取り組み、シラバスには授業回ごとの授業外学習の方法を記載して学習時間の確保を呼び掛けており改善の兆しは見えているが、現段階で明確な改善実績としては表れていない。

・GPA の厳格化と利用について

成績評価の厳格化に伴い、GPA の実質化や有効利用について検討しているが、これには改善の余地がある。現在は、成績分布図こそ公表しているものの成績評価基準を大学として各教員に指示してはならず、各教員の絶対評価に任せているため、教員間でばらつきがある。より適切な評価となるように科目間での成績の標準化にかかる取り決めについて今後考えてゆく必要がある。また、GPA の利用についても現在検討中で、現段階では GPA を卒業や進級の判定には用いていない。低 GPA (1.5 以下) の学生に対してはアドバイザーによる面談指導を実施しているが、GPA が特に低い学生群が一部に存在しており抜本的解決には至っていない。これらの学生に対する有効な指導・支援を考えていかなければならない。

・アクティブラーニング、ルーブリック、学修ポートフォリオの全学的な利活用について

学生の主体的な授業参加を促す手段としてのアクティブラーニングの有効性および授業ごとに或いは学位プログラムごとに学生の学修成果を判断する手段としてのルーブリックの有効性は理解しているが、現段階までには全学的な状況調査には至っておらず、全学での利用率や浸透度は把握できていない。現段階では利用は原則、教員個人や学科個々の判断に任せている。この点に関しては、大学運営協議会からの指摘を受け、令和 5 年度よりアクティブラーニングの実施状況の把握を兼ねて、すべての講義のシラバスにアクティブラーニングの実施の有無について明記することが決定された。学修ポートフォリオの活用に関してもこれまでは学科の意向に任せており、学科ごとの温度差があった。令和 5 年度より全学的な学修ポートフォリオ利活用の方針が決定したが、各学科による具体的な活用法は今後の検討課題となっている。

(4) 全体のまとめ

DP および CP の設定と公表においては、すべての学科、研究科において授与する学位ごとに DP を定め、学生および社会に対して広く公表していることから十分な取り組みと言える。CP にあたっては、その順次性、体系性に配慮して授業科目を配置するようにしており、各学科では、国家試験の指定科目やモデルコアカリキュラム、社会の課題や要請に沿いながら独自のカリキュラムを構築しており、かつ学生が各学科で提供しているカリキュラムマップや履修モデル等を参考に、履修がスムーズにできるよう配慮しており、十分な取り組みと言える。

第4章 教育課程・学習成果

教育課程においては、教養教育の充実を目指して、入学前教育から始め、初年次教育で大学での学修に必要な様々なスキルの修得を図り、そして多くの特色ある教養科目を提供しながら専門教育につなげられるように工夫をしている。また、社会の即戦力となるような高度職業人を養成するため、キャリア教育や就職指導を充実させるとともに、職業的自立を図るための教育として学外実習には各学科とも大きな労力と時間を割いている。

PDCA サイクルのもと適切な教育課程を編成するために、本学では様々な視点、観点から学修成果の測定と把握に努めている。そうして得られた結果を学科・学位プログラムごとに点検・評価し改善に結びつけてきたことで、良好な国家試験合格率・就職率、高い学生満足度などの好ましい結果につながったのではないかと思料している。

また、3つのポリシーに沿って適切に教育課程が編成され学修成果につながっているかを定期的に検証する仕組みとして、3つのポリシー点検会議の開催、アセスメントチェック表・自己点検・評価シートの作成を導入したことで、大学全体で点検・評価の質を上げるための体制が出来上がった。

以上のような一連の取り組みにより本学の教育課程およびその学修成果の把握は概ね適切に行われていると言えるのではないかと考えている。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態であると判断している。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定めて、公表している。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

本学は建学理念を踏まえ、それぞれの教育方針・教育目標を立てており、その専門性を考慮した DP を定めている。DP に定める人材を養成することを目指し、CP を定めている。さらに、DP に則り本学での学修成果を得るために必要な要件として AP を定めている。AP は、学部および大学院学生募集要項および本学ホームページに掲載することにより、学内外に広く公表・周知している（根拠資料 5-1-1～5-1-4、1-9-3、4-2-1【ウェブ】～4-2-15【ウェブ】）。

以上のように、AP は適切に公表しており、その詳細は基礎要件確認シート「15. 学生の受け入れ方針（AP）の公表」の通りである。

<内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定>

オープンキャンパスにおける入学試験の概要説明、高校訪問や進学説明などを通じて、学生募集要項を配布し入学に当たり習得しておくべき知識等の内容・水準等、学生の受け入れに関する情報を広く周知するように努めている。例えば、薬学部では AP の②として「高等学校までの履修内容のうち、生命科学の基礎となる科目、特に化学についての基礎学力を有している。」をあげ、DP および CP を踏まえた AP を明示している。

本学の AP は、DP に基づき設定された CP を踏まえ設定している。また本学が養成する人材は第4章でも説明した通り、それぞれの国家資格等が必要な専門職であるため、これらの知識・技能を習得するに必要な学力水準や能力を有する学生を、後述する様々な入学試験の手段を用いて選抜し受け入れている。さらにこれらの方針は受験者向けパンフレットやホームページ等で広く公開し入学希望者にわかるように示している。このことから学生の受け入れ方針の決定とその公表については適切性がある。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

- ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

- ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

＜学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定＞

本学は入試および広報の企画・運営にあたる専門部署として入試広報センターを設置している。また、APに基づいて学生募集と入学者選抜を実施するために、各学科教員と入試広報センター職員から構成された広報委員会ならびに入試委員会を組織している（根拠資料 5-2、5-3）。

各学部・研究科は、それぞれが定めた AP に基づいて入学者選抜制度を定めており、それらは学生募集要項に記載している。入学者選抜制度については、文部科学省の大学入学者選抜実施要項に基づいて「高崎健康福祉大学入学者選抜規程」にて規定している（根拠資料 5-4）。検証や改善策の検討・立案等は入試委員会・研究科委員会にて行われ、その結果は教授会・研究科委員会の議に付し学長により最終決定される。

学生募集活動は、広報委員会および入試広報センターが中心となって、各学科と連携を取りながら実施される。具体的には、大学案内や学生募集要項の作成、ホームページや各種メディアを利用した広報活動、オープンキャンパス、高校訪問、各種進学説明会、出張授業の実施、さらに高校からの学内見学の受け入れ等の活動がある。このように広く学生募集活動を行うことで多くの受験者を得て、より本学への入学志向が強く、質の高い学生の獲得を目指している。令和2年度と令和3年度は COVID-19 感染拡大に伴い、感染対策の観点から来校型のオープンキャンパスを制限し、配信型のオープンキャンパスを実施するなど広報活動を工夫した。

＜授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

入学検定料や学費等の納付金については、学生募集要項およびホームページに明記し募集活動時に周知している（根拠資料 5-1-1～5-1-4、1-9-3）。その他の各種支援制度や経済支援についても学生募集要項およびホームページなどを活用して広く情報提供を行っている（根拠資料 5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】）。

＜入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備＞

本学は、入学試験制度に関する諸施策を立案し試験を実施する機関として、入試委員会を組織している。入試委員会は、入試広報センター長を委員長として、各学部から選出された教員2人以上と入試広報センターから選出された職員2人以上によって構成され、入試に関する事項について審議・実施する。

入試の実施に関しては、まず入試委員会で入学試験実施要項の立案・作成を行い、各学部教授会によって審議され、学長の承認を得る。その後、試験担当者連絡会議の実施等により各担当教職員に入学試験業務の周知徹底を図る。

入試問題の作成に関しては、試験科目ごとに入学者選抜問題作成委員会（以下、問題作

成委員会)を設置し、出題科目責任者を配置し適切に実施している(根拠資料5-7)。

入試の実施体制については、学長を総括責任者とし、入試委員会と入試広報センターを中心に各学部の教員と事務組織が連携して、入学試験実施要項に従い円滑かつ公正に入学試験を実施している。

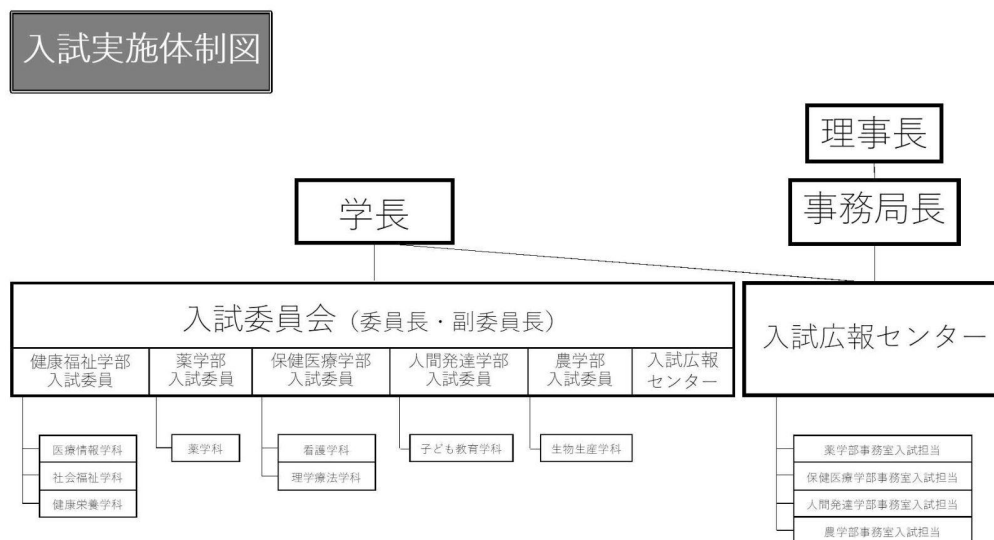


図 5-1 入試実施体制図 (根拠資料 5-8)

合否判定に関しては、全ての入試において、学科ごとの判定会議で、慎重に審査を行い、合格者候補を選定する。その後、学部判定会議の議に付し学長が決定する仕組みとなっている。学部判定会議は、学長、副学長、事務局長、学部長、各学科の全教員から構成され公正な入学者選抜を行っている。

大学院入学試験においては、入学志願者が入学後の教育内容や学位授与に関するプロセスを理解し、研究課題を明確にした上で出願できるよう、出願前に指導予定教員と面談を実施している。また、大学を卒業していない志願者については、事前面談にて学力の確認を行ったうえで事前出願資格審査を実施し AP に合った学生の確保に努めている。

<公正な入学者選抜の実施>

入学者選抜の基本方針としては、多面的な選抜方法や評価法によって受験生の中から有為な人材を確保するよう工夫・改善に努めている。そのため各学部で一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等の多様な選抜試験を実施している。なお、健康福祉学部、人間発達学部、農学部の3学部では、募集学年に欠員が生じることが判明した場合、編入学試験を実施して転入を希望する学生を受け入れている(根拠資料5-9-1~5-9-3)。

COVID-19 感染対策としては、文部科学省の通達による大学入学者選抜実施要項ならびに大学入学共通テストの実施方法に準じて、入り口での検温は実施しない、あらかじめ申し出た濃厚接触者については別室受験を認めるなど、公正な入学者選抜の実施に努めた。

総合型選抜試験においては、書類審査に合格した者が第2次試験として集団討論や面接を受験する2段階審査としていたが、令和3年度入試より、志願者全員に対し集団討論や個人面接等の試験を行っている。試験の実施方法および採点基準は各学科で細かく定めており公正に試験を実施している。

学校推薦型選抜試験においては、各学科で個人面談を行い、さらに薬学科においては基礎学力調査をその他の学科においては小論文を課し、学力の審査を施した上で書類審査の内容も含めた総合判定を行い、合格者を決定している。試験の実施方法および採点基準は各学科で細かく定めており公正に試験を実施している。

健大スカラシップ選抜試験においては、選抜方法は1次試験に学力検査、2次試験にオンライン面接を実施している。事前の通信環境の確認・接続練習を行い、さらに実際の面接時に通信が乱れることも想定し対策を講じることで、受験者に不利益が生じないように対応を行った。試験の実施方法および採点基準は細かく定めており公正に試験を実施している。

一般選抜試験においては、受験生の受験日程や居住地などの多様なニーズに合わせて、受験の利便性を高める工夫を行いながら試験を実施している。試験科目については、各学部学科のAPに従って、それぞれの日程ごとに必須科目と選択科目の設定を行っている。

「英語」については英語外部検定試験の結果を英語試験の得点に換算する方法を導入しており、各基準に応じて配点された得点を「英語」の得点とみなしている。ただし本学の「英語」試験も受験した場合はいずれか高得点の点数を採用することとし、より向学心の高い学生の受験が増えるように工夫をしている。

合否判定にあたっては、入学試験によって形式が異なるが、原則、得点をもとに順位をつけ高順位から合格者を決定している。

入学者選抜試験の問題は、学習指導要領を遵守し出題が高等学校の学習範囲から逸脱することのないよう、問題作成委員は教科の学習指導要領と採用件数の多い教科書を参照している。また本学では入試過去問題活用宣言に参加しており、よりふさわしい良問を用いて適切な入学者選抜を行うこととしている（根拠資料 5-10【ウェブ】）。

大学院入試については、各専攻が試験結果を客観的、公正に審査し、判定会議を経て学長が最終的に合格者を決定している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

疾病、身体機能の障がいのため、受験あるいは修学上特別な配慮を必要とする志願者に対しては、事前の申し出により、会場の設定や特別措置を講じ、公平な入学者選抜を実施している（根拠資料 5-1-1,p9）。具体的には、車椅子を使用する受験生の座席の配慮、白血病などによる易感染性に配慮した個別受験会場の確保など、受験生から申し出があった場合はできる限り公平かつ合理的配慮を行うよう対応を行っている。

本学の学生募集および入学者選抜の制度や運営体制の整備や入学者選抜の公正の適切性については次のように評価する。まず、学生募集および入学者選抜の運営体制は「高崎健康福祉大学入試委員会規程」で示すように入試委員会と事務部門である入試広報センターが連携して適切に運営されている。学生の受け入れ方針に変更が生じた場合は入試委員会に

第5章 学生の受け入れ

報告することとなっており、学生募集および入学者選抜の手続きの整合が確認されることになっている。学生募集および入学者選抜の手続きはホームページや印刷物で配布する学生募集要項に示すように、入学希望者及び保護者（保証人）にわかりやすく明示されている。そして本学の入試は各試験実施後に各学部・研究科ごとに判定会議が開催され、すべて判定基準に用いられる指標で合格者を判定していることから、公正かつ適切に入学者選抜が行われているので適切性がある。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うことともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程・博士課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<学士課程>

・入学定員に対する入学者数比率

本学の定員設定に関しては、教職員数および施設・設備の実績に照らし合わせながら財政上の健全性を確保しつつ、社会のニーズや時代の変化に対応して適切に設定していくことが重要となる。

各入学試験の受験者数は様々な要因から年度によって変動し、それに加えて合格者が入学手続きを辞退するなど不確定要件も存在することにより、実入学者数の予測は困難であるが、本学は、過去の合格者数・入学者数の動向や他の入学試験との併願状況等を慎重に分析することにより、適正に合格者数を調整している。その結果、過去5年間の全学部における入学定員に対する入学者数比率（入学定員充足率）は1.05～1.17と良好に管理できている（大学基礎データ表2、表3）。しかし、学科別にみると、医療情報学科と理学療法学科は過去5年間の入学定員充足率は1.22、社会福祉学科は1.33と超過している。そのため社会福祉学科においては、入学選抜者における合格者数を前年度より減らすことで入学充足率を適正に保つように工夫を凝らしたが、実際は前年度よりも辞退者がさらに少なくなったため、実質的には入学充足率は改善しないという事態が起こった。一方、生物生産学科は開設年度から4年間の入学定員充足率は0.88と未充足が続いている。そのため健康福祉学部と農学部との間で学則変更を経て入学定員設定の調整を行った（後述）。理学療法学科においても1.22と超過している。このことは令和3年3月に大学基準協会から通知された「改善報告書」の検討結果でも指摘されている。そのため学科会議にて、入学者数が適正となるように入学辞退者の予測精度を高めることが確認され、学科内の意識統一を図った（根拠資料5-11）。しかしながら、令和4年度入学者選抜においては、入学定員充足率は1.23となり改善が見られていない。

・編入学定員に対する編入学生数比率

学部の編入学者については、平成30年度まで入学定員を設けていたが充足率が低かったこともあり、令和元年度から入学定員に欠員が生じた場合に編入学生を募集することになった。令和4年度の編入学合格者数は健康栄養学科1人、生産生物学科1人である（基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数比率

本学は、教育の質を高めるとともに、生活面・健康面でのきめ細かいサポート体制により在籍学生数を安定的に維持することに努めている。その結果、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率（以下、収容定員充足数）は1.08～1.09と良好に管理できている。学科別では、社会福祉学科、医療情報学科、理学療法学科で5年間の平均収容定員充足数は1.13-1.19とおおむね良好であるが、やや充足率の超過が多い年度もある（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

入学定員充足率は総定員から評価すれば適切であるが学科によっては基準を上回っていたり、逆に不足していたといった学科間のバランスが取れていない状況があった。これらについては平成28年の大学認証評価においてもご指摘を受けていたところで、改善について入試委員会および大学運営協議会などで協議が続いた。そこで本学としては入学定員設定の見直しを行い、令和5年度から生物生産学科を100人から75人に減じ、医療情報学科を70人から80人、社会福祉学科を60人から75人に増員することとなった（根拠資料2-23）。

<修士課程・博士課程>

・収容定員に対する在籍学生数比率

大学院は、過去5年間の入学定員充足率は修士課程0.63、博士課程0.56、過去5年間の収容定員充足率は修士課程0.70、博士課程0.80と未充足が続いている（大学基礎データ表2）。

・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

修士課程の入学希望者数確保においては、本学学部生の入学希望者の増加を目指し、学部生への広報活動を検討している。また、学部新卒から社会人まで広く学生を受け入れるために入学要件の見直しも行っている。例えば、保健医療学研究科看護学専攻看護学分野では令和4年度入学試験から臨床経験5年の入学要件を削除し学部生が入学しやすいようにするとともに、健康開発科学領域を増設し健康教育に携わる看護職の専門性を高める環境作りに努めた。今後も学部学生への説明や学外への広報活動などを通じて収容定員の充足に努めていく。

適切な定員の設定と学生の受け入れ、および在籍学生数の管理についての適切性についてはつぎのとおり評価する。本学としては各学部学科設置時に挙げた設置の趣旨および必要性に基づき定員が設定されており、その定員を厳格に遵守する立場は頑健である。設定した定員に可能な限り過不足なく入学者を受け入れられるように、入試ごとに開かれる判定会議では細かな調整が行われており、概ね良好な管理ができているといえる。しかしな

から選抜試験における合格者数に対する入学者数の不安定さ、設置時からの学生養成のニーズの変化によってこれらの対応にも限界があるため、令和4年度においては農学部生物生産学科と健康福祉学部での定員の変更を行ったことから適切に対応しているといえる。これらの結果、本学における現在の入学者数、在籍学生数は、教育効果の観点から適切に是正されつつあると評価できる。その詳細については基礎要件確認シート「16. 定員管理」の通りである。

点検・評価項目④：学生受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

全学的には、入試委員会によって入試体制の適切性等の検証がおこなわれ、変更が必要な場合には入試委員会で検討後に各学部教授会の審議を経て、変更がおこなわれている。毎年実施される入学選抜に用いられる入試問題・課題の入学希望者の学力識別能の評価は学生選抜において重要である。入試広報センターから各実施試験における問題の正答率を問題作成委員に示し、入試問題作問に関する「自己点検評価票」を作成・提出してもらい各問題作成委員での点検を行っている（資料は非公開）。入試の実施結果は各学科および入試委員会にて確認され、各入試制度の合格者に対する入学者の割合等を参考にして、次年度の各入試制度での募集定員を決定し、各学部教授会において承認を得ることとしている。入試体制に変更が生じた際には大学運営協議会へ報告をしている。大学院入学試験に関しては、入試実施後に毎年度各研究科において結果に基づく検討を行っており、それに基づいて翌年度の入試制度および学生募集要項を作成している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

各学部学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学者選抜区分別で分析するなど、推薦型選抜と一般選抜の入学定員数の配分の見直し、一般選抜における必須・選択科目の見直し、推薦型選抜における試験内容（小論文または基礎学力調査）の見直し、総合型選抜における実施方法の見直し、学校推薦型選抜（指定校）の指定校選定や評定基準値の見直し等、各学部学科の実情に合わせて常に検証し改善策の立案を行っている。その改善策は、入試委員会に提案されて審議され、学部教授会での審議に付し学長が決定する。APについても、DPおよびCPとの整合を図るため、毎年各学部学科・研究科において検討を重ねている。

入学試験問題の内容については、問題が出題範囲を逸脱していなかったか、問題のレベルが適切であったか、科目間の平均値の違いによって選択科目により不公平とならなかったか等、毎年、入学試験終了後に科目ごとに問題作成委員会を中心として検証を行い、「自己点検評価票」を作成している。

入学志願者の利便性を考慮し、平成29年度からWEB出願登録制を導入している。例えば、看護学科では、入学後の成績や資格取得実績を入学者選抜区分別で分析・検証してい

る。令和元年度入試では指定校の見直しを行った。さらに令和3年度は総合型選抜の定員数の増加と令和4年度から健大スカラシップ選抜を導入し、入学者選抜区分ごとの定員数の見直しを行っている。また、総合型選抜の集団討論課題、学校推薦型選抜・特別選抜の小論文問題については、問題のレベルや評価表が適切であったかについて入学者選抜区分ごとに検証している。さらに、令和2年度から在学生の学習の取り組み状況や学生生活の様子等も含めデータを蓄積し学生の受け入れの適切性を検証していくこととなった。

(2) 長所・特色

学生募集活動においては、オープンキャンパスにおける入学試験の概要説明、高校訪問や進学説明などを通じて、学生の受け入れに関する情報を広く周知すべく広報活動に努めている。各種支援制度や経済支援についても学生募集要項およびホームページなどで広く情報提供を行っている。

入学者選抜においては、受験生の受験日程や居住地などの多様なニーズに合わせて試験を実施している。例えば、一般選抜試験は、各学部学科ともA日程、B日程の二期に分けて試験を実施している。さらに、A日程は2日間実施し、いずれか1日または両日の自由選択となっている。A・B日程とも受験地を本学の他に地方試験会場を設け、受験の利便性を高める工夫を行っている。その結果、大学全体で毎年3000～3400人程度の志願者を確保できている。

大学院では、各研究科において、入学志願者は受験に先立ち希望する指導教員と事前面接を行うことによって、当該研究科の目的・教育目標とともに、具体的な研究計画について相談したうえで入学試験に臨むことができる。この過程を経て選抜された学生の進路変更による退学は非常に少ない。

(3) 問題点

平成30年度から令和4年度の入学定員充足率について、健康福祉学部1.21、薬学部1.09、保健医療学部1.11、人間発達学部1.15、農学部0.88となっており学部により超過や未充足が生じている。健康福祉学部においては、社会福祉学科は1.33、医療情報学科は1.22と大学基準協会が求める改善課題の基準である1.20を超えている。一方、農学部生物生産学科は入学定員を満たしていない。これらを鑑み、令和5年度入試から入学定員を変更し、生物生産学科を100人から75人に減じ、医療情報学科を70人から80人、社会福祉学科を60人から75人に増員した。今後もより適正な入学定員充足率となるよう努める必要がある。また、理学療法学科においても1.22と超過している事態については学科内で入学辞退者の予測精度を高めることが確認されたものの、令和4年度入学者選抜においては入学定員充足率が1.23であり改善は見られていない。したがって本学が第一志望でない受験者とその入学の見込みについての推定精度の向上以外に、合格者の決定と定員を満たさない場合の学生の確保の方法について抜本的な改革が必要である。

大学院に関しては、ほとんどが入学定員の充足には至っておらず、受験生確保が課題となっている。地方の私立大学というハンディキャップから、外部からの大学院入学志願者数の増加が難しいのが実状である。恒常的な定員未充足状態への対応として、高度職業人の育成における社会的ニーズの高まりに基づき、将来性のあるユニークな研究分野の活性

第5章 学生の受け入れ

化と学部学生の大学院進学への動機づけを強力に行うことによって、社会人の受け入れおよび学内からの大学院進学者を増加させることに注力する。特に、定員未充足の健康福祉学研究科では、大学院の様子が見えるパンフレットを新たに作成し学生募集に力を入れている（根拠資料1-9-2）。また、大学院進学者への経済的支援体制として学費免除に関する制度を拡充し、大学院生を TA、RA（リサーチ・アシスタント）として積極的に雇用することにより学生確保に繋げたい。

（4）全体のまとめ

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態であるが、学部により入学定員充足率の超過や未充足があるため、適正に定員管理できるよう対策を講じる必要がある。また、今後は減り続ける18歳人口への対応が最重要課題となる。

学生募集に関しては、これまでの対応に加え、引き続き高校生やその保護者（保証人）、高校生の進路担当教諭の本学への関心と評価を高めるために、教育成果を一層高めるとともに取り組みとしてオープンキャンパスや高大連携事業、出張模擬授業を充実させる。また、入学志願者の利便性を考慮し、WEB出願のような入学者選抜におけるインターネットの活用や入学検定料や学費の減免制度の導入など入試の多様化や広報の充実に努める。

また、大学院においては、各研究科とも出願前の事前面談を採用しており、それはより就学意欲の高い学生の獲得に寄与しているため、今後も継続する。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

本学は、5学部8学科4研究科7専攻で構成され、食・医療・福祉・健康・教育の領域における専門職の養成にその特色を有する。本学の学生は卒業後専門職として我が国の少子高齢社会で活躍、貢献したいという明確な目的意識を持って入学してくる。したがって、本学の教員は、建学の精神である「自利利他」を理解し、学生の学修意欲を喚起し、学生の目的達成に向けて学生に寄り添い、苦楽をともにすることに喜びをもって接することのできる人材であることが求められる。これらは、高崎健康福祉大学が求める教員像および教員組織の編成方針に示されている（根拠資料6-1）。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

各学部および研究科においては学科・専攻ごとに、それぞれの人材養成の目的を踏まえて教員組織の編成方針を定め、グループウェア等を用いて所属教員に周知している（根拠資料6-2-1～6-2-15）。さらに本学の教員の服務・勤務・倫理から委員会組織やその編制などについて、教員マニュアルにとりまとめ教職員に周知を図っているところである（根拠資料6-3）。

例えば医療情報学科では、大学設置基準や「診療情報管理士」養成校として、また健康・医療と情報に関わる複合的・学際的領域において必要とされる知識・技能を教授できる専任教員の確保や年齢構成などを編成方針としてあげている。その前提として大学教員として専門分野における学術上の最新の知識と技能を常に探求してそれを学生に理解できる教育方法で伝達する能力が求められる。さらに各学部学科が養成する食・医療・福祉・健康・教育分野の国家資格や認定資格の養成に必要な専門も、教員構成には考慮される。教員に関する要件と手続は「高崎健康福祉大学教員資格基準」、「高崎健康福祉大学教員選考規程」に示している（根拠資料6-4～6-6）。

これらの各学部学科レベルでの編成を行う一義的な責任は各学部学科の長であるが、「点検項目③教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。」（後述）にあるように、新規・欠員教員の募集・採用と所属教員の昇任は最終的には学長の責任において行われている。

例えば理学療法学科において、令和元年に退職予定の教員が判明したときは、「2.保

健・医療に関わる学際的・複合的領域において必要とされる知識・技能を教授するため、これらの専門領域に精通し、豊かな経験を有する教育能力の高い専任教員を確保する。」という編成方針に基づき、理学療法士作業療法士養成校指定規則が指定する分野構成を考慮しつつ、学科で求める採用する教員の専門性や職位を設定し、公平性も鑑みながら国立研究開発法人科学技術振興機構の運営する JREC-IN Portal へ求人情報を公開し教員採用を公募し、複数の候補者の中から業績評価、面接などを経て高い専門性と優れた指導力をもつ教員の採用に繋げた。

このように各学部学科で設定した教員組織の編成方針は、食・医療・福祉・健康・教育分野のそれぞれの専門家を養成するという本学の目的を達成するに十分なものであり、本学の理念・目的に沿って教育研究の諸活動を行っていくという観点から適切である。またこれらの方針は、「高崎健康福祉大学教員資格基準」、「高崎健康福祉大学教員選考規程」として明示されており、学内のグループウェアを通じて共有されていることから適切であると評価できる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

本学各学部学科は教育目標、人材養成の目的に基づいて構成している教育課程を忠実に実行する責任を負っている。本学 8 学科中、健康福祉学部社会福祉学科・健康栄養学科、薬学部薬学科、保健医療学部看護学科・理学療法学科、人間発達学部子ども教育学科の教員ならびにその教員組織は、文部科学省大学設置基準と厚生労働省各種養成施設の設置基準をそれぞれ満たす教員で構成されており、各学科の専門科目の担当教員はそれに相応しい教員を配置している。また、健康福祉学部医療情報学科、農学部生物生産学科についてもその編成する教育課程における専門分野の教科科目の担当教員は研究の専門性とその業績を考慮して配置されており、学生の教育研究指導に相応しい教員組織となっている。

大学院各研究科においても、大学院設置基準および学際分野における必要教員数を満たす教員数を適切に配置している（大学基礎データ表1）。

以上のように、設置基準上必要専任教員数の充足については、基礎データ表1と基礎要

件確認シート「17. 設置基準上必要専任教員数の充足」の通り適切に対応している。

<適切な教員組織編制のための措置>

・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性

学科・専攻ごとに人材養成の目的を達成するために、大学設置基準等で求められる教員数、各領域に精通し豊富な経験を有していることなどを教員組織の編成方針にて制定している。例えば、子ども教育学科においては、大学設置基準上必要な専任教員10人（うち教授5人）に対して、28人（うち教授10人）となっている。また、保育所・幼稚園・諸学校等で教育実践に携わって実績を重ねてきた教員を確保している。

・各学位課程の目的に即した教員配置

ほとんどの専門科目については、専任教員が担当している（大学基礎データ表4）。専任教員の募集にあたっては、担当科目等を明示して募集を行っているため各学位課程の目的に即した教員配置を実現している。

・国際性、男女比

外国人教員は2人と少ないながらも英語教育や国際交流事業の学部横断的推進に貢献している。学科の特性によりそれぞれ異なるが、専任教員の男女構成は大学全体としては男性58%、女性42%で極端な偏りはない（根拠資料6-7【ウェブ】）。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

十分な研究業績を背景として若手教員の研究を指導でき、かつ学科運営に指導的役割を發揮できるベテラン教員、教育と研究の遂行にバランス感覚の優れたミドル層の教員、旺盛な研究意欲を有し、学生とのコミュニケーションに優れた若手教員で構成しており、さらにその多くは実務経験豊かで現場事情に精通している（大学基礎データ表5）。

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

教育上主要と認められる授業科目については、その科目に関連する実務経験や研究業績を鑑み適正な教員を配置している。例えば、理学療法学科では理学療法士養成に関わる主要な科目（スポーツ理学療法や内部障害系理学療法など）では、担当教員が実務者として実臨床において患者治療の経験がある、それに関する研究業績を持っているなどが考慮されて担当教員を配置している。

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

教育目標、人材養成の目的に基づいて構成している教育課程に関連する研究分野を専門とする教員が配置されている。その担当教員の研究業績や研究指導能力を、高崎健康福祉大学大学院教員資格基準に照らし合わせ、当該科目が担当するに相応しいか審査を行い担当することとしており、適切に教員が配置されている（根拠資料6-5）。

・教員の授業担当負担への適切な配慮

各教員の担当科目数、担当委員会、学科運営業務等については、各学科の教務委員や学科長が把握を行っている。なお、各学科では構成する教員数が異なるために、教員数が少ない学科においては1教員が複数の委員会に所属せざるを得ないなど、負担考慮が不可能な場合もある。カリキュラムの変更により一時的に担当科目が増加するなどの負担が増加することが生じた場合は、委員会業務や学科業務を調整することで適切に教員の負担軽減を図っているものの、十分ではない可能性がある。また大学院においては、学部担当教員

が兼任している場合が多いが、その場合は負担増が適切な範囲になるように調整を図りつつ、さらに負担増加に応じて別途手当を支給することで対応している。

<教養教育の運営体制>

学部の共通教養科目は教養基礎科目群、人間理解科目群、リテラシー科目群に分けられる。これらは各学科から選出された教員で構成される全学教務委員会教養科目専門部会において、カリキュラム編成および実施内容の審議を行っている（根拠資料 6-8）。開講科目や担当者当事者案等は教養科目専門部会の審議を経て、全学教務委員会や教授会を通して承認を得ている。

共通教養科目には、各学科の専門領域を生かして学科に所属する教員が担当している科目もある。例えば、外国語科目が多いリテラシー科目群については、関連した経験が必要な科目も少なくないが、その場合は非常勤講師を招聘し対応している。しかし医療情報学科教員は所属学科の専門科目に加えて多くの学科のコンピュータ科目を担当し、専任教員によって責任ある教育を展開している。

これらのことから大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数が基準よりもはるかに多い教員を配置していること、教員組織編制が明確であること、各学部学科が要請する専門家に関係する専門も含めた教養教育の運営体制は明確であることから、いずれも適切性があるといえる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備>

教員の採用および昇任等の手続やその運用については、「高崎健康福祉大学教員資格基準」および「高崎健康福祉大学大学院教員資格基準」ならびに「高崎健康福祉大学教員選考規程」に則って、厳格に行われている（根拠資料 6-4～6-6）。

募集および採用については、教授・准教授・講師・助教・助手に欠員あるいは増員の必要が生じた場合、募集活動を開始する。学部等において選考会議を行い、その選考結果に基づいて学部長が学長に内申し、学長は理事長に推薦する。理事長は採用選考審査会を設置し、採用選考審査会は応募資格に適合したすべての者に書類審査や面接審査などの結果を踏まえた点数化等により順位付けを行ったうえで審査結果を理事長に報告する。

昇任については、学部等において選考会議を行う。その際に、毎年提出される学生による授業評価アンケート結果やティーチングポートフォリオの要素を含んだ「自己評価・申告表（教員活動状況調査票）」、教育実績、学会活動、社会活動、大学運営上の貢献度等を評価するとともに、「高崎健康福祉大学教員選考規程」および各学科が独自に定めている教員昇格内規等に照らし、昇任が妥当であるかを判断する（根拠資料 6-10-1、6-10-2）。

その選考結果に基づいて学部長が学長に内申し、学長は理事長に推薦する。理事長は、昇任が必要と判断された場合に大学運営協議会に審査を付託する。大学運営協議会は昇任の可否について審査し、審査結果を理事長に報告する。

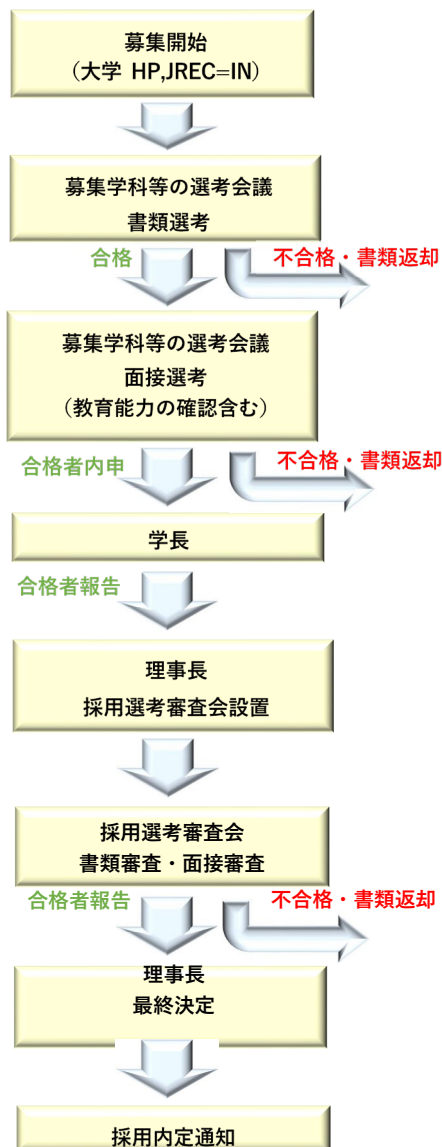


図 6-1 教員採用フロー図（根拠資料 6-9）

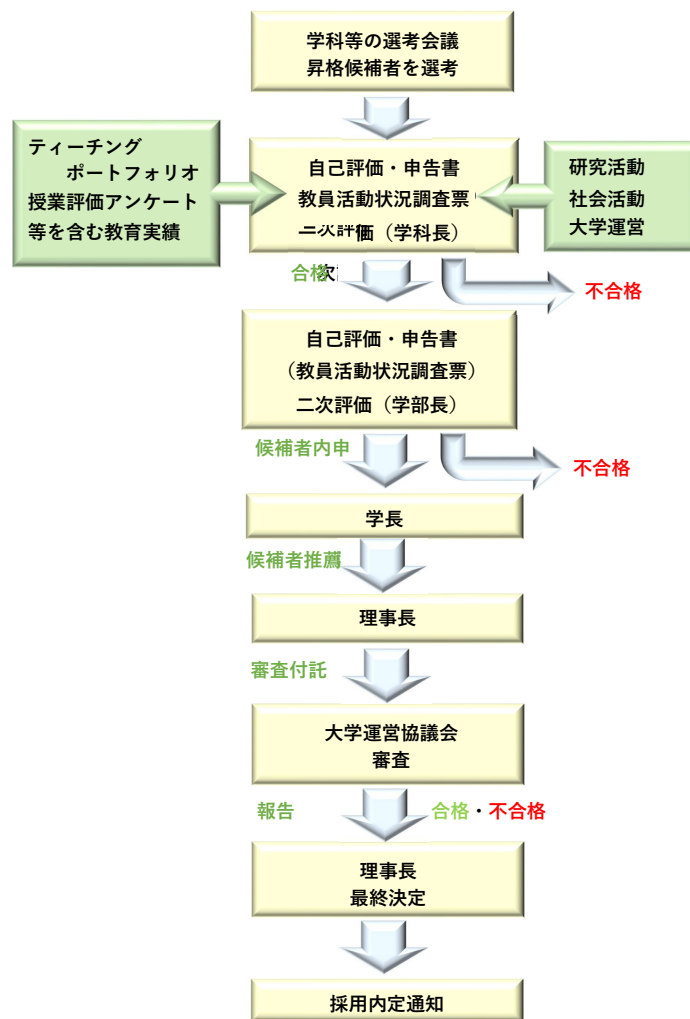


図 6-2 教員昇格フロー図（根拠資料 6-11）

これらのことから教員の募集、採用、昇任等は公正かつ適切に行われているといえる。

<規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施>

令和4年度に行われた募集・採用の人事案件は8件あり、昇任人事は17件（内役職追加は5件）あった。全ての事案において、上記に記載している規程のとおり、採用選考審査会および大学運営協議会の審議を経て理事長に報告され、最終的に理事長の決裁により決定されており、規程に沿った人事を行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<FD活動の組織的な実施>

本学におけるFD活動は、教育研究理念の達成に向けて教育の質的向上を図るために組織的に取り組んでいる。FD・自己点検委員会は中核となりその運営を行っている。各学部学科・研究科専攻から選出された教員で構成されており、それぞれ固有のFD活動を展開している（根拠資料2-3）。

全教職員を対象としたFD活動は委員会活動方針報告書に基づき、毎年度に2回以上計画し実施している。研修の企画時にFDマップを用いてテーマ選定を行うことで、テーマ領域からバランスよく選定できるよう努めている（根拠資料6-12）。FD活動の様子を後日オンデマンド配信することで、授業や出張等で参加が叶わなかった教員に対しても共有を図っている。各学部学科・研究科専攻のFD活動においても、FDマップの活用を促進しており、より学部学科および研究科専攻をまたいで系統的・計画的な研修の実現を図っている。

また同じ学科内の教員がお互いの授業に参加してそれぞれ感想や授業がよりよくなるような建設的な意見の交換を行う相互授業参観の取り組みも行っている。

これらFD活動は、出席簿やアンケートなどを通じて参加率の集計を行い、教授会等でその実施結果を報告している（根拠資料6-13）。なお、令和2年度はCOVID-19のため、全教職員を対象としたFD活動は実施できなかった。実施内容や適切性についてはFD・自己点検委員会にて検証を行っている。学部、大学院で行うFD活動についてそれぞれで令和4年度よりFD活動の報告・記録様式を統一し、学内で実施したFD活動をFD・自己点検委員会が把握することで、委員を通じて次のFD活動について検討材料を提供できるような体制を整えている。

以上のように、FD活動は適切に実施しており、その詳細は基礎要件確認シート「18.ファカルティ・ディベロップメントの実施」の通りである。

また、授業内容と教育方法の改善に資することを目的として、履修者5人未満の科目を除いた全科目において授業評価アンケートを実施している。アンケート項目は全て共通となっている。LMSを使用して実施しており、学生評価に対して担当教員からコメントを返している。これによって授業の改善と教員の資質向上に関わるフィードバックを行っている。実施期間中に限定されるが、担当教員と履修者は回答内容を随時確認することができる。回答内容の集計結果については図書館にて保管しており、毎期ごとに教員および学生に周知したうえで閲覧できるようにしている。このように、担当科目以外の集計結果も確認できる環境を整えて、教員の授業改善に役立っている。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学教員の教育活動、研究活動、社会活動等の成果は、教員業績管理システムに各教員が登録することとなっており、登録された成果は教員紹介として大学ホームページにも掲

載している。また「高崎健康福祉大学紀要」に掲載し、国内の大学・研究所等に冊子として送付するという形で学外に周知している（根拠資料 6-14）。

教育活動、研究活動、社会活動等の教員評価については「高崎健康福祉大学における教員評価実施基準」に基づき、自己評価・申告表による自己評価を平成 19 年度より毎年度実施している（根拠資料 6-10-1、6-10-2）。この自己評価・申告表は教員評価実施基準に基づき、教育活動・研究活動・大学運営活動・社会貢献活動・特記事項の 5 項目で構成している。その運用は項目ごとに教員自身が 5 段階評価を行い、各学科長の一次評価を経て、学部長の二次評価を以て実施している。この評価は教員の意識を高めるとともに、各学部からの教員の昇任の推薦基準として勘案されている。

さらに各教員の教育実施内容を把握したうえで、ベストティーチャー賞の選定や、研究実績のみに偏らない教育実績も加味したうえでの教員昇格人事の審議を行っている（根拠資料 2-21-1）。

これらのおり教員の教育能力を高めるための FD 活動は非常に活発であり、授業評価アンケートや教員の相互授業参観等を通じた教育改善の取り組みも多く行われており、教員が自らあるいはお互いに教授し合うことで教育・研究力を高めている。さらに、研究と社会活動などが大学はもとより個人においてもそれぞれ活発であること、それらを定期的に自己点検していることから、適切であるといえる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・研究科では、カリキュラムの変更・改訂ならびに退職の申し出など、現状の教員組織や教育体制に変化やその対応の必要性が生じた場合、各学部学科での会議にて現状の把握と問題点の抽出、およびその対応について協議を行うこととなっている。また、大学運営協議会にて大学設置基準に適合するように必要専任教員数について、退職等によりその不足が生じる場合は学科より報告を受け、昇任や外部への募集について検討される。

指定規則の改訂に伴いカリキュラムの変更が発生するが、その場合は組織の改編が必要となる。例えば、平成 30 年度には理学療法士作業療法士養成施設指定規則の改定があったが、カリキュラムの改正や実務経験を考慮した科目担当の再配置、学外臨床実習担当者の選出、業務量のバランスを勘案した委員会担当の調整など、教育目的を達成するための教員組織の柔軟な変更を行った（根拠資料 6-15）。教員組織の適切性の評価の一環として、各学科から国家試験対策等の実施状況や実績を定期的に教授会に報告し、担当教員の配置、有効な教育方法やツールの利用方法などの情報の共有化を図っている。この検討は、各学部で年 2～4 回実施している。国家試験合格率などを見れば、こうした取り組みが教員組織の適切性を維持しつつ、教育効果を上げていることが分かる（根拠資料 2-38）。

また、各学部学科、組織ごとに毎年実施・作成している自己点検・評価シートは教員組織の適切性を確認するのに役立つ（根拠資料 2-21-2）。

教員は基本的には所属する学部における教育が主体となるため、教員組織の点検改善は学科に任される部分も大きい。例えば、薬学部では薬学部研究発表会、保健医療学部看護学科における教員の相互授業参観、人間発達学部では学生による子ども教育学科活力向上委員会を組織するなど、各学部の事情に対応した教員組織の点検が行えるような活動が活発に行われている。

(2) 長所・特色

本学は、食・健康・医療・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきている。指定された教員数を十分に確保した上で、実務経験・研究実績を有する優れた教員を配置し、指定科目の運営のみにとどまらず、学生の将来実現のために資格取得に向けた支援を行うなどの可視化されない業務負担を考慮すると、本学の教員組織の体制は適切であると考えられる。またこれまで研究活動や社会活動に偏っていた自己評価・申告書については、ティーチングポートフォリオの要素を包含させることで、より学生教育能力の向上について教員が関心を持ってそれに取り組めるようになったことは高く評価できる。これらの教育にかかわる活動の結果は国家試験合格者数・率に反映すると考えられるが、最近の各種国家試験等の合格率は全国トップクラスを達成してきており、これは各学科の教員組織が有効に機能していることを裏付けている。

(3) 問題点

学内の諸課題に対応するため数多くの委員会が編成されており、予測困難な時代に突入するにあたり、なお増える可能性がある。そのような状態で、学科構成員人数が多い学科と少ない学科とでは1教員が担当する委員会数に差が顕著である。したがって教員人数の少ない学科にとっては負担が相対的に大きくなっているが、その是正のために特定の委員会への委員の選出を免除するといった対応は現実的には困難である。教員の負担に偏りが見られる点は、今後教員組織の改善のための方策についてさらに検討が必要な課題である(根拠資料 6-16)。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」に基づき、食・医療・福祉・健康・教育に関わる専門的資格を取得し、高度な知識技能を備えた人材を社会に輩出してきた。最近の各種国家試験等の合格状況や就職内定状況は各学科の教員組織が有効に機能していることを明確に表している。これらの成果は教員の熱意に負うことも多く、本学の建学の精神でもある健大精神「自利利他」を体現していると言っても過言ではない。本学が地域や社会に要請されている研究成果の創出、地域貢献などを実現するためには、現在の教員および教員組織は最適解であるといえるが、それは多くの研究成果や社会貢献の実績などに裏付けられている。これを維持するためには、不足に応じた教員の充足を図るばかりではなく、時代の要請に応じたより高度でマッチした教員の採用や柔軟な組織の改革、いわば教員組織のアップデートが必要不可欠である。さらに既存の教員においても、大学、学科、自己のレベルにおいてFD活動を活用した己のアップデートに切磋琢磨に取り組む

第6章 教員・教員組織

ことが望まれる。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学ではすべての学生が大学生活を問題なく過ごせるよう、大学全体として学生支援のための方針を定め、大学内で共有し、その具体的な支援内容はホームページの「奨学金・学生支援」にて公表している（根拠資料 7-1【ウェブ】、5-6【ウェブ】）。この方針は、(1) 修学支援に関する方針、(2) 生活支援に関する方針、(3) 進路支援に関する方針と大きく 3 つに分けられており、入学時および在学時の支援、就職や進学などの進路支援を含む包括的な内容になっているため、学生の大学での生活全体に関わる適切な内容となっている。これらは本学の建学の理念と精神を踏まえた学部・研究科の目的を達成するために、学生支援をどうあるべきかを明示したものとなっている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流 機会の確保等）

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

本学では「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、進路支援等を担当する部署を中心に学生支援体制を適切に整備し、学生支援を行っている。大学生活のあらゆる問題に対してきめ細かな指導が行き届くよう学年担任教員を配置しているほか、教員が全学生を少人数ごとに担当するアドバイザー制度を設けている。アドバイザーは、学生の最も身近な相談窓口として、科目履修や単位修得などの学習分野、就職活動や進学関係の進路分野、学生生活における悩みなど、幅広く相談に対応している（根拠資料 7-2,p10）。

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

学生の修学支援は入学前教育から始まり、入学後の初年次教育、リメディアル教育、教養教育、キャリア教育、専門教育、国家試験対策教育という大きな枠組みのなかで行われている。修学については第4章で述べた教育に関する基本的事項を各学部の教務委員会で協議・対応し、大学全体については全学教務委員会で協議・対応している。また、学生の基礎学力向上を支援する目的で学習支援センターが設けられており、理数系科目のリメディアル教育および文章理解・文章作成能力支援、さらに日々の学習に対する相談や支援も行っている。英語、数学、化学などの授業では、学習支援センターの協力のもと学生の習熟度に応じた少人数教育を実施している。さらに、グローバル人材育成の目的で国際交流センターが設けられていて、関係する修学支援を行っている。

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、学生の基礎学力養成をバックアップし専門科目への勉学移動をスムーズにする目的で学習支援センターを設置しており、学習上のあらゆる悩みに対応している（根拠資料 3-7）。学習支援センター長（教学部長が兼務）のほかに、常駐のスタッフ（数学等の高校教諭経験者）、非常勤スタッフ（作文、化学、生物、物理担当）を配置し、月～金の週5日開室している。

各学科のカリキュラムにおいて、専門科目の基礎や導入となる科目を設けている。例えば、医療情報学科では1年次必修科目である「数学基礎Ⅰ」を習熟度別に開講している。これらの科目において必要な基礎学力が不足している学生を対象に、学習支援センターは、学力の引き上げを目的とした補講講座や個別支援を行っている。さらに日々の学習に対する相談や支援も行っている。

学習支援センター利用者数は自学自習者も含め年間のべ約5,000人、補講講座参加者数は年間のべ約1,000人に上る（根拠資料 7-3）。ただし令和2年度については、COVID-19の感染対策ために学習支援センターが完全閉鎖となったため、利用者実績はない。令和3年度は相談業務等の支援を部分的に再開することができ、学生の利用も回復傾向が見られた。さらに令和4年度には、対面授業の全面的再開を受けて、センター業務も完全再開し

たことにより学生の利用がさらに増加している。

学習支援センター利用者の満足度については、平成28年度、平成30年度、令和3年度の「学生生活・満足度調査」において質問項目を設けて確認している。「とても満足している」と「だいたい満足している」の回答の合計は、それぞれ77.2%、84.4%、88.8%となっており、高い満足度が示されている（根拠資料 4-12-1,p13、4-12-2,p13、4-12-3、4-12-4、4-12-5 ,p10）。なお、令和元年度および令和2年度は簡易版のため同項目が無い。調査の結果も合わせ、全体としてみると本学の学生の習熟に応じた補修・補充教育は適切に実施されている。

また、総合型選抜、学校推薦型選抜による入学予定者を対象に、各学科独自の入学前教育を実施している。実施回数は学科ごとに異なるものの、全学科において複数回に渡って実施することで大学教育へのスムーズな移行を促している（根拠資料 7-4）。

・正課外教育

学生の自主的な学びを促進させるための正課外教育として、英語学習を深めたい学生に対し、英語力を高める検定等の対策に活用できる教材を教員が提供したり、国際交流センターが主催する「グローバルカフェ」やネイティブ教員による個別指導を実施している（根拠資料 7-5）。また、学習支援センターで実施している非常勤スタッフによる作文の添削指導は、大学で求められるレポートの組み立て方や分かりやすい文章を書く技法を学ぶ機会となっている。

・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

履修科目に関する相談については、LMSを利用することで担当教員に質問や学習相談をする手段が整備されている。またこの機能は学外からも利用が可能であるため、COVID-19感染拡大時には有効に機能し、学生の学習機会の確保に役立った。

・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

COVID-19感染拡大時は、急遽、オンラインでの授業開講を余儀なくされ、学生の通信環境の把握とその整備に多くの労力を割いたところである。学生の自宅環境においては十分な通信設備が備わっていない場合もあったため、その整備のためのオンライン授業支援金を支給し、通信環境整備を支援した（根拠資料 7-6）。令和2年度においては、通信環境の整備が難しい学生への対応として、コンピュータ室の入退室確認を徹底し感染対策に十分留意した上で開放した。なお、令和3年度より端末費用の半額を大学が補助した上で新生に情報端末（ノートパソコン等）を購入してもらい、さらにオンライン授業の環境整備に努めた。授業動画の視聴においては、学生の環境に配慮してオンデマンド型授業の実施や動画を一定の期間公開をするように講義担当者に求めた。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、これまで1人の国費留学生と数人の私費留学生の入学実績がある。留学生に対しては、国際交流センターを中心に来日後から帰国まで学生生活に関する相談や出入国管理法等関係する手続きの指導など幅広く対応している。これまでの留学生は日本語習得に特別困難はなかったが、英語を話せる国際交流センター職員の指導のもと、日本人学生との交流プログラムなどを通じて日本語の習得機会を提供してきた。これらの交流プログラムについてはホームページを通じて紹介している（根拠資料 7-7【ウェブ】）。

留学生の受講科目については、英語でのコミュニケーションが行える教員に授業補助を依頼するなどサポートしている。

・障がいのある学生に対する修学支援

本学では、障害者差別解消法施行に合わせて、障がい学生支援委員会を設置している（根拠資料 7-8）。各学科・部門の教職員で構成され、原則として毎月 1 回開催し、障がい等のある学生の支援の現状について情報交換を行うとともに、対応中の学生について、より良い支援策の検討を行っている。

本学では、本人または保護者（保証人）が特別な支援をアドバイザー等の教職員に相談し、申し出るところから対応が始まる。入学前の段階で特別な配慮を必要とすることが判明している場合は、本人と保護者（保証人）および窓口となる教職員による面談を行い、窓口となる教職員から委員を通じて委員会に報告され、それについて委員会で協議し、具体的な支援の提案や助言が窓口となった教職員に伝えられ、実行されるという仕組みである。

具体的な対処や対応は、教職員向けに作成された「障がいのある学生への支援の手引き」に基づいている（根拠資料 7-9）。

障がいのある学生に対する支援について、身体障害については個々のケースに応じて対応を行っている。具体的には、下肢に障がいのある学生に対し送迎バスに優先席を設ける、エレベータを利用できる教室を確保するなどの対応を行っている。

発達障害・精神障害などメンタル面で特別な支援を必要とする学生は、対応が難しいのが実情である。支援の申し出があったケースについては、アドバイザーや委員による授業や試験での配慮、学外の実習先への配慮依頼等の具体的な支援を行っている。学内のカウンセリングルーム・学習支援センター・保健室との連携だけでなく、学外の医療機関や障がい者の就労支援機関との連携により、できる限り卒業・就労に繋がるように支援を行っている。一方で、配慮や支援が必要だが申し出のない学生は顕在化しないため、十分な支援が行えていないのが現状であるが、修学の様子や成績から、サポートの必要性について各学部学科で検討し、このような場合でも適切に支援できるように取り組んでいる。

・成績不振の学生の状況把握と指導

前期、後期それぞれの成績確定された後、累計の GPA が 1.5 未満の学生を抽出し、各学科教務委員を通じてアドバイザーによる面談を実施している（根拠資料 1-7-1～1-7-5）。その面談時に、就学意欲の確認、学習方法の確認、学習時間の確保に向けた指導などを行い、次学期の履修指導も行っている。さらに半期の CAP 上限について 4 単位減じることで、授業外学習時間が過大になることを防ぎ、必修単位を中心に必要とされる科目で十分な成績を収められるように調整している。なお、本人の希望とアドバイザー教員が面談の結果、無理のない計画であると判断した場合、通常の上限単位での履修登録も可能である。ただし、3 期連続で学期 GPA が 1.0 未満である学生には、アドバイザーとの面談を実施し、就学意欲が著しく低下しているなどの確認がなされた場合、状況によっては退学勧告を行っている。

・留年者及び休学者の状況把握と対応

過去 3 年間の各学科の留年者数、休学者数については、定員に対する退学率は高くはないものの、更なる努力が望まれるところである（大学基礎データ表 6、根拠資料 7-10）。

留年者の状況把握と対応については、各学科が進級要件を満たしていない学生を確認し、アドバイザーが対応し、学生と十分に話し合い、学生・保証人の納得のもと、各教授会で審議し留年を決定する。留年が決定した学生に対しては、アドバイザーが翌年の修学計画を指導し、学期中も定期的に当該学生の修学状況を確認している。なにより単位未修得による留年が発生しないように、各学科単位で中間試験や出席状況について把握に努め、アドバイザー教員による指導等を通じて対策を講じている。

休学を希望する学生の状況把握については、アドバイザーが各学科責任者とともにを行い、個別に対応している。休学するケースでは、その前に授業への出席率が悪化するなどの兆候が見られるため、各学科で必修科目を中心に学生の出席状況を教科担当者が常に把握し、欠席が目立ち始めた学生については学科会議で報告し、アドバイザーが早期に対応するなど状況把握と対応に努めている。理由が妥当でやむを得ない場合は、保証人の了承を確認し、各教授会で審議・承認し、「高崎健康福祉大学学則」29条・30条および「高崎健康福祉大学休退学・転学科に関する規程」に沿った手続きを取っている（根拠資料 7-11）。

・退学希望者の状況把握と対応

資格や免許の取得という目的意識をもって入学してくる学生が多いこともあり、過去3年間の全学の退学率（全学生数に占める退学者数の割合）は1.2%～1.6%と高くない（大学基礎データ表 6）。退学理由の主なもの「進路変更」および「就学意欲の低下」となっている（根拠資料 7-12【ウェブ】）。退学を希望する学生の状況把握についても、アドバイザーが各学科の学年担任や教務委員等の担当者とともにを行い、個別に対応している。休学のケースと同様の兆候が見られるため、学生の出席状況を学科会議で共有し、アドバイザーが早期対応に努めている。理由が妥当でやむを得ない場合は、保証人の了承を確認し、各教授会で審議・承認し、「高崎健康福祉大学学則」33条および「高崎健康福祉大学休退学・転学科に関する規程」に沿った手続きを取っている。

・修学内容のミスマッチの解消につなげる転学科希望者の対応

希望学科に入学しても、学生自身が思い描いていた職業像と差異があったり、当該学科で必要とされる資質との一致が見いだせないこともあるが、このような場合は退学に繋がることがある。本学では、食・医療・福祉・健康・教育といった広い領域をカバーする総合大学である強みを生かして、学生が新たに希望する、あるいは就労につながる可能性がある領域、資格などと他学科の教育内容が合致する場合、学生の取得単位や転学科先の卒業に必要な単位を鑑みて修学計画に問題がない場合は、「高崎健康福祉大学学則」31条および「高崎健康福祉大学休退学・転学科に関する規程」に基づき転学科の申請を受け付けている（根拠資料 7-11）。学生の申請は、前記の内容を十分に議論したうえで所属学科および転学科先の教授会の議に附し決定される。その場合でも、転学科先のアドバイザーが学生の修学の状況を注視し、確実に卒業・就労に繋げている。

・奨学金その他の経済的支援の整備

学生の修学に対する経済的支援として、学内外の奨学金制度、授業料減免制度、学費延納・分納制度などがある。

奨学金制度として、日本学生支援機構の奨学金や福島県奨学金、群馬県介護福祉士修学資金等の各自治体、財団、医療機関、施設等から提供される学外の奨学金のほか、本学独自の高崎健康福祉大学奨学金（給付型）・高崎健康福祉大学学生支援奨学金（貸与型）を

設けている。

授業料減免制度として、「健大スカラシップ選抜」「一般選抜 A 日程」「既入学手続き者特待生選抜」の成績優秀者を対象とした授業料減免、兄弟姉妹に本学の同窓生・在学生在がいる受験生に対して、入学検定料免除（全員）や入学金全額免除（入学者のみ）、授業料半額免除（兄弟姉妹が在学生の者のみ）を行う「兄弟姉妹支援制度」がある。

また、学費負担困難な学生への支援として学費延納・分納制度を設けており、学生の退学回避に努めている。

これらの情報は、入学希望者に対しては学生募集要項および学生支援プロジェクトにて周知し、在在学生に対しては学生生活ハンドブックにおいて周知している他、学生課より随時情報提供を行っている（根拠資料 5-1-1～5-4、7-13【ウェブ】、7-2,p12）。

大学院生に対する経済的支援として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修する「長期履修制度」制度がある（根拠資料 4-18）。この制度が適応となった場合でも学費は標準修業年限と同額となる。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

令和2年度は COVID-19 拡大に伴い、以下の臨時の経済的支援を実施した。

1.オンライン授業環境整備支援金

オンライン授業に必要な機器を整備するための支援金で全学生に一人当たり 3 万円（所得税非課税世帯の学生には 20 万円）を給付した（根拠資料 7-6）。

2.新型コロナウイルス対策緊急支援金

高等教育の修学支援新制度の受給者に対する支援金として一人当たり 20 万円を給付した（根拠資料 7-14）。

3.家計急変者への授業料減免

国や地方公共団体が COVID-19 の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出ができる者等に対し、授業料の減免を実施した（根拠資料 7-15）。

令和3～4年度は、ICTを活用した学修を促す目的で新入生に情報端末（ノートパソコン等）を持たせ、その端末費用の半額を大学が給付した。入学予定者に案内文を送付し周知した（根拠資料 7-16）。

これらの情報は、ホームページや学生ポータルサイトを用いて広く周知した。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

・学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制については、カウンセリングルーム、学生課窓口、学生委員会、障がい学生支援委員会、危機管理委員会等に所属する教員、アドバイザー教員など複数の窓口が利用でき、相談しやすい体制を整備されている。これらの委員会には学生課職員が所属しており、それぞれの部署が情報を共有し連携を取りながら問題の解決にあたっている。相談窓口は学生生活ハンドブックやガイダンスなどで周知されている（根拠資料 7-2,p46）。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学では「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」を定め、セクシャルハラスメント、

パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメント、モラルハラスメントなど様々なハラスメントの防止と対策にあたっている（根拠資料 7-17【ウェブ】、7-18）。これら学生および教職員のハラスメントに関わる事項については、大学の危機管理を扱う危機管理委員会がその責任を負うこととしている。

学生にはハラスメントの内容やハラスメントを受けたと感じたときの対処について、入学時のガイダンスでリーフレットや学生生活ハンドブックを用いて説明している。各学部事務室でハラスメント相談を受ける仕組みもあり、さらには、アドバイザー、カウンセラーも学生からのハラスメント相談の窓口となる体制を整備している。ハラスメント相談を受け付けた後の対応をガイドラインに明示し、透明性を確保したうえで迅速な対応がとれる体制を整備している。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康をサポートする体制として、保健師を配置した保健室を学内2箇所（1号館・4号館）に、カウンセリングルームを3号館に設置している。

保健室では、怪我や病気に対する応急処置や健康相談業務を請け負っており、健康管理センターと連携して定期健康診断後の保健指導等も行っている（根拠資料 7-19）。

カウンセリングルームでは、心理カウンセラー（臨床心理士）が週4回学生の相談業務にあたっている（根拠資料 7-20）。夏季・春季の長期休業中も開室し学生の相談業務にあたるとともに、来室に抵抗を感じる学生のために電話およびメールでの相談にも応じる態勢をとっている。しかし、現状では開室が週4日、1日5時間の体制のため、学生からは希望する日時に相談予約が入れられず不便を訴える声も聞こえてくる。令和2年のCOVID-19における休講中には電話とメールのみの相談体制に切り替え、長引く在宅生活の中で不安を訴える学生への支援を行った。

学生の保健衛生への配慮については、保健・衛生委員会を組織し感染症の対策等に取り組んでいる。附属クリニック（併任校医）による健康診断および医療の提供や、健康管理センターによるデータ管理を行っている。本学のカリキュラムの多くには、医療機関、福祉系施設、教育機関等での実習が組み込まれている。実習にあたり必要な抗体検査、ワクチン接種等を健康管理センターが確認し、附属クリニックにてそれらを提供できる体制を整えている。また健康管理センターでは、学生のワクチン接種履歴を管理し、実習施設から各種ウイルス抗体価やワクチン接種履歴のデータを要求された場合、本人または保証人を通じて迅速に提供できる体制を整えている。

COVID-19 感染症対策として、内部質保証推進責任主体である大学運営協議会の指示により、ワーキンググループとして感染症対策本部を設置し、保健衛生委員会と連携して対応にあたっている。学生支援に関連する感染症対策として、啓発活動、検温結果・体調報告システムの構築、施設内の衛生管理、各種行動指針の策定、感染者・PCR 検査受験者・濃厚接触者の把握と個別支援体制、PCR 検査結果の周知、実習・部活動・イベント・ボランティア等の各種活動への指導を実施した（根拠資料 7-21、7-22）。

その他の健康対策として本学では「キャンパス内禁煙化」を実施しており、学生の健康維持・増進のため大学敷地内すべてを禁煙とし、禁煙の啓発に努めている（根拠資料 7-23【ウェブ】）。また、本学は健康・体力の保持増進を目的とし、フィットネスルームを設置し、学生・教職員に対し施設の積極的な利用を促している。

第7章 学生支援

学生の防犯・安全への配慮・啓発については高崎警察署の協力を得て、全1年生を対象として一般犯罪、交通安全、薬物、性犯罪、各種勧誘等に関する防犯講話を実施している（令和2年度から令和4年度は感染症対策のため動画視聴で実施）。

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流 機会の確保等）

本学では入学時に学生生活がスムーズに行えるようにカリキュラムや大学生活等に関する説明などを行うフレッシュマンキャンプ（第4章で説明）を学科毎に実施している。このイベントは新入生同士あるいは引率する先輩との交流も目的としており、レクリエーションなどを通じて交友を深めている。また、学生による自治会である学友会が中心となり、部活やサークルの管理、体育祭や大学祭等の大学行事を実施して、学科を超えて学生交流を行う機会を確保している。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

・キャリア教育の実施

本学では進路選択に関わるキャリア教育を初年次から実施しており、1年次に「基礎教養ゼミ」で自己表現力や社会人基礎力を養成するとともに、キャリア形成支援の経験が豊富な教員による「キャリア形成論」の講義を通して、個々の学生のキャリア形成を促している。また、3年次（薬学部のみ5年次）には「キャリアアップ講座」を実施し、学科ごとに現場経験の豊富な専門家による職業に関わる講演や、卒業生による実体験に基づく講話・アドバイスを聴講する場を設けている（根拠資料 7-24）。さらに、各学科では、現場を実体験する複数の学外実習やインターンシップをカリキュラムに組み込み、学生が在学中に多くのキャリア体験を積めるようになっている。

・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学部学生の就職に関する事項を統括するために、キャリアカウンセラーを含む職員で組織されたキャリアサポートセンターが設置されている。キャリアカウンセラーが常駐しており、いつでも学生の相談に応じられる態勢をとっている（根拠資料 7-25）。また、各学科教員と職員から構成されるキャリアサポート委員会を組織しており、各学科の専門的教育に並行して学生の職業意識・社会貢献意識の涵養を主軸の目標として、全学的体制で就職支援を行っている（根拠資料 7-26）。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリアサポートセンターでは、就職活動の第一歩として、学部ごとの就職対策スケジュールに合わせて進路ガイダンス、自己分析、外部講師による講演、就職模擬試験、就活体験談など多彩な就職講座を実施している（根拠資料 7-27）。また、進路選択に関わる個別支援として、求人情報検索システムを提供し、学生が自由に利用できるようにしており、メールを活用した学生個々の就職活動状況の確認と支援に努めている。COVID-19 感染対策として、相談面談・書類添削・模擬面接等をオンラインでも支援できる体制をとっている。

筆記試験対策として、SPI 対策講座や公務員試験対策講座、小論文添削指導を実施している（根拠資料 7-28、7-29）。COVID-19 感染対策として、令和3年度は撮影スタジオを開設し、オンラインによる就職講座や就職説明会を実施した。

教職志望者に対しては教職支援センターが中心となり就職対策を行っており、就職に係

る相談・面談・指導の充実を図ると共に、卒業生や外部講師等を招聘して講座や演習の質の向上に取り組んでいる（根拠資料 7-30【ウェブ】 ,p4）。令和3年度は COVID-19 感染対策として、ICT 等を活用した講座・演習・指導への取り組みにより、教育職・保育職に進む学生全ての希望を叶える事ができた。

このような取り組みにより、公務員としての採用や公立の教員としての採用も含め、高い水準の就職率となっている（根拠資料 4-30【ウェブ】）。

大学院および専門学校等への進路選択は各学生のアドバイザーが担当し、海外への進学は国際交流センターが担当するなど適宜指導を行っている。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

勤務しながら進学をした学生と異なり、学部や修士課程、博士前期課程から博士課程、博士後期課程に進学した者への進路指導については、勤務経験が無い者が多く、指導教員が責任をもって対応している。学識教授の機会を得るべく、学部の授業に TA として参加する機会を設けている。授業担当教員が依頼したい研究科に相談、手配依頼を行うことで TA として参加する機会が得られている。また、研究倫理に関する学内講習会や eラーニングによる講習についても受講させることで、研鑽や学生指導力の向上を行っている。

以上、全体としてみると、学生の進路選択や就職に係る支援は概ね適切に実施されている。

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施>

本学においては、学生自身の自治活動を取りまとめる団体として学友会が組織されている。この学友会は学生からの学友会費を資金として活動しており、大学としては活動資金の一部や具体的運営について学生委員会を中心にサポートを行っている。学友会では、毎年11月に学友会役員選挙を実施、4月に学生総会を実施して前年度の決算報告と当該年度の予算について学生の承認を得て活動している。その活動の詳細は必ず学生委員会に報告されている。学友会内には規約が存在し、その規約に基づき部活、サークルそれぞれの活動を支援している。本学には部活動・サークルが全51団体あり、それらはすべて学友会に所属し、学友会や学生委員会を通じて様々な支援が受けられる。例えば本学では2つの体育館、テニスコート、グラウンド、フットサル場、クラブ部室等が所属団体に提供され、活動に必要な充実した環境が整備されている。各部活動・サークルは規約に則り活動資金を学友会と大学から援助されている。

毎年10月に大学祭（藤龍祭）、11月に体育祭を学友会傘下の実行委員会がそれぞれ企画、準備、運営している。令和2年度は COVID-19 感染拡大に伴いそれぞれ中止となったが、学生委員会内で学生の活動について改めてその必要性を検討し、実施に向けて学生と話し合う機会を設けて準備を行った。令和3年度には感染対策を万全にしたうえで、大学祭はオンライン配信による学内関係者のみで、体育祭は応援をオンラインで行い、競技は対面で行う方法で実施した。令和4年度は感染状況も考慮し、COVID-19 まん延以前の実施方法に近づけ、対面実施で準備、運営を行った。

また群馬県内の私立大学が共催する「群馬県私立大学スポーツ大会」に大学として参画し、学生の活躍の場を設けている。

第7章 学生支援

強化指定部として、スケート部・バドミントン部・剣道部・準硬式野球部があり、卓越したアスリートを目指す活動と大学の修学が両立できるように、個人・部活動単位で学生支援に努めている。特に、本学スケート部については、専用のトレーニング器具の整備、群馬県渋川市にある「高崎健康福祉大学伊香保リンク」（群馬県よりネーミングライツ制度により命名権を取得）・長野県にある国際スケートリンクである長野市オリンピック記念アリーナ（通称エムウェーブ）の活用による練習機会の確保、専任コーチおよび専任スタッフや大学教職員による様々なサポート等、物質的、制度的、人力的な強力なサポートを行っている。その結果、本学では平成30年平昌オリンピックでは本学所属選手が金メダルを獲得、その後も国内大会はもとより国際大会を含め数々の大会で所属選手や卒業生が優勝を果たす、ナショナルチームへの輩出など、地方総合大学としては類を見ない活躍を見せている（根拠資料 7-31【ウェブ】）。チームとしても女子インカレ優勝を6度果たすなどしている。ただし、本学スケート部は文武両道という活動理念を掲げ、スケートでの活躍だけではなく引退後の職業人として成功も目指し活動をしているところで、これらは様々なメディアにも取り上げられた（根拠資料 7-32）。

その他、学生の正課外活動を支援する取り組みを行っている。イベント等でリーダーシップをとる組織として、社会福祉学科の「社会福祉学科をもりあげようプロジェクト」や看護学科の「ピアサポート」、子ども教育学科の「活力向上委員会」、オープンキャンパス協力学生による「広報研究会」、学生生活を活性化したいという趣旨で発足した全学部学生による「KPAL」などがあげられる。学生が主体の学生支援の仕組みとしてよく機能している。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

ボランティア活動に関しては、ボランティア・市民活動支援センターよりガイダンスやメールマガジンを通じて情報提供を行っている。専任のボランティアコーディネーターを配置することで、ボランティアの募集情報を幅広く収集し、多くの学生が興味関心のあるボランティア活動に参加できる機会を提供している（根拠資料 7-33）。

海外留学・研修等に関しては、国際交流センターより学内掲示板やホームページ、語学系授業を通じて海外研修等の情報提供を行っている。多くの海外大学と学術交流協定（MOU）を締結していることで、毎年学生が海外研修に参加できる機会を提供している。

本学ではアドバイザーを中心とした学生支援体制が構築されていること、学習支援センターをはじめとする補充教育・正課外教育が充実している、身体および発達障害などの合理的な配慮が必要な学生への支援体制が構築されている、修学資金等の問題を抱えた学生の奨学金の給付・貸与による金銭的支援やその種類の充実していることから全般的に学生支援については適切性があるといえる。さらに、学修以外の学生生活を充実させるための部・サークル活動への支援や地域での活躍の場の提供などが行われていることから、学生の正課外活動を充実させるための支援についても適切性があるといえる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠に基づく点検・評価>

学生支援の適切性については、全学生を対象に毎年実施している「学生生活・満足度調査」において、各種学生支援（学習支援センター、キャリアサポートセンター、ボランティア・市民活動支援センター、保健室、カウンセリングルーム等）の利用状況や満足度、「自由記述」により学生の意見・要望を確認している。それらの結果を踏まえて、学生支援に関わる委員会が活動方針報告書を作成し、当該年度の活動内容を点検・評価している（根拠資料 2-4）。点検・評価の内容は、大学運営協議会へ学生委員会からの活動方針報告書の提出を以て定期的に報告されている。必要があれば、大学運営協議会より各部署に対して改善指示をすることにより、改善・向上を目指す仕組みとなっている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

これまで、「学生生活・満足度調査」に寄せられた学生からの要望を踏まえて学生委員会を中心に検討した結果、様々な施設設備の改善を実施してきた。例えば前回の受審時にも学生インタビューで多くの学生から要望があった全学の Wi-Fi 環境の整備、授業終了後に事務局で手続きを済ませて帰ることを望む声が多かったことにより事務室の開室時間延長、学生数増加に伴う大学バスの増便、冬季に夜間まで勉強する学生が多く、帰る際の駐車場近辺に街灯が少ないとの声が多かったため、駐車場の夜間照明の整備を行った、等があげられる。これらの対応については、「学生生活・満足度調査」の結果公表時にも、学生対し示している。

(2) 長所・特色

・学生支援の体制について

本学のアドバイザー制度は、学生の最も身近な相談窓口として機能している。学生の状況を綿密に把握し適切な指導を行うことによって、成績不振による留年や精神的要因に起因する休学・退学を未然に防いでいる。その結果が低い離学率に表れている（基礎データ表 6）。また、就職活動や進学関係の進路分野、学生生活における悩みなどにも幅広く対応している。

・学生の能力に応じたリメディアル教育について

リメディアル教育の柱である学習支援センターは、開設以来、補講講座は生物・化学・数学・物理と科目を増やし、開講回数も増やし、また、作文添削指導も日常的に行うなど機能を拡充させてきた。令和元年度まで自学自習者も含めて利用者は増加していたが、令和2年度は COVID-19 対策のために閉鎖した。令和3年度に再開され、同年度の「学生生活・満足度調査」におけるセンター利用者の満足度は高く、学生の修学の基礎を支える機能として大きく役割をはたしている。令和4年度は数学、化学、物理の補習授業も再開し、センター本来の機能を回復させ学生支援の質の維持、向上に努めている。

・奨学金その他の経済的支援について

学生への経済的支援として大学独自の奨学金の充実を図り、令和2年度より給付型奨学金の支給者数を65人から70人に増やし、貸与型の奨学金も希望者のほぼ全員が支給を受けられるようになっている。

・学生の進路に関する支援について

キャリアカウンセラーによるカウンセリングも令和3年度は延べ2,500件を数え、個々の志望や事情に応じた支援が行われ高い就職率を達成している。教職支援センターの支援も学生の高い教職・幼保職採用試験合格率によく貢献している。

(3) 問題点

特別な支援を必要とする学生への対応において、配慮や支援が必要だが申し出がない学生に対する配慮や支援に課題がある。修学の様子や成績から、配慮や支援の必要性を各学部学科で検討し、学習に専念できる環境で安定した学生生活を送ることができるよう支援をする必要がある。授業のみならず、実習や就職活動の場面を含めて改善していくことも課題である。

カウンセリングルームの利用者数は増加傾向にあるが、現在の開室時間（週4日、1日5時間）に制約を感じる学生の声があることは検討課題である。また、相談にいたらない学生もいるはずで、こうした支援が必要な学生をどう見出しどう対応すればよいのか、アドバイザーの対応を含め検討課題である。

「学生生活・満足度調査」では、選択式設問については数値による分析が十分に機能しているが、自由回答欄に挙げられるような直接的な要望についてはくみ取りや要望の実現が十分ではない可能性がある。今後、さらに要望内容の精査を行い、大学施設の整備計画や制度の立案等に生かす必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学では、学生支援を行う組織がそれぞれ緻密に連携をとり、結果として高い就職率や資格取得率を成果としてあげている。具体的には、本学のアドバイザー制度や保健室、カウンセリングルーム、キャリアサポートセンター、教職支援センター等もそれぞれの学生が必要としている多彩な支援事項に対応できるように組織や人員、制度がよく整備されており、さらに留年や成績不振による退学を防ぐための様々な支援の充実は、低い離学率や高い就職率等に反映されている。また近年の経済的な問題により修学が困難な学生の増加や将来の奨学金返済への不安を可能な限り低減させるための様々な本学独自の奨学金制度や、心身に問題を抱えた学生への相談や問題の解決・支援を行う仕組みの整備は、それらの解消はもとより、より高い向学心を持つ学生の満足度維持にも役立っている。また部活動等においても、学友会を通じた様々な支援により、学修以外の活動や競技での成功を通じた豊かな人間形成にも繋がっている。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、建学の理念および建学の精神でもある健大精神のもと、教育目標の実現に向け、学生の学修、研究活動および社会貢献活動を支援するとともに、教員が十分に教育・研究および社会貢献を行うことができるように、「教育研究環境の整備に関する方針」を明示し、教育研究等環境の整備を行っている（1.校舎・施設・設備等の整備、2.情報環境の整備、3.障がい学生支援、4.図書館の整備、5.教育研究環境の整備、6.研究倫理遵守体制の整備）（根拠資料 8-1【ウェブ】）。

本学は、校地・校舎・施設・設備に関しては、総務部総務課が一元的に管理しているところであるが、直近の課題としては老朽化した保健医療学部の校舎の移転建て替えを中期計画に基づき計画を進めているところである（根拠資料 1-11,p12【ウェブ】）。また、すべての学生が障がいの有無にかかわらず安心して学ぶことができる環境を整備することを目指している。図書館に関しては、図書館運営委員会および図書館において図書・雑誌・電子ジャーナル・データベース等の選定・運用を検証し、改善を図っている。教育研究環境の整備に関しては、研究環境の維持・整備、競争的研究資金獲得支援、TA 制度の積極的活用、その他必要な教育研究支援体制の充実を目指している。研究倫理に関しては、研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え実験安全委員会が定期的な検証を行っている。

本学の「教育研究環境の整備に関する方針」に示す内容は、人類の健康と福祉に貢献するという本学の人材育成の目的を達成するために必要な事項を定めており、教育研究活動を行う上で必要となる取り組みの種類や内容がわかりやすく明示されている。またこの方針はホームページに掲載され教職員に共有されており、教育研究等環境の整備に関する方針の明示とその共有方法には適切性がある。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜施設、設備等の整備及び管理＞

・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

本学のネットワーク環境は、学内用 Wi-Fi 環境が整備されており誰でも教育研究活動の際にインターネットを利用することができる。教職員は情報通信技術（ICT）としてグループウェアを利用でき、イントラネットに接続することで情報共有や各種申請が容易となっている（根拠資料 8-2）。

情報セキュリティの確保として、教職員と学生が利用するそれぞれの学内ネットワークを分けており、同じネットワークに接続されないように対応している。これにより、万が一学生が所有する情報端末がウイルスに感染していた場合にも、学内の基幹システムに影響を及ぼさない仕組みを講じている。これまで、専門部署として総務部情報システム管理課がその責任を担ってきたが、令和 4 年度より学内に情報セキュリティ委員会を発足、各学部、各部署より委員を加えて構成している（根拠資料 8-3）。情報セキュリティ対策基本方針を基に昨今の情報漏洩や不正アクセスなどに関する対策なども講じていく予定である（根拠資料 8-4【ウェブ】）。

COVID-19 への対応として、オンライン対応用に学内にオンライン配信が可能なウェブスタジオを設置、主にキャリア関係配信が可能なように、キャリアサポートセンター内に令和 2 年度設置した。同じく、学生がオンラインによる就職活動が可能なように、専用のテレワークボックスをキャリアサポートセンター内に設置したが、これは群馬県内私立大学でも初となっている。

・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

校地面積および校舎面積については大学基礎データ表 1 の通りである。設置基準上必要な校地面積および校舎面積と比較しても適切に整備されている（大学基礎データ表 1）。学部増設・定員増員に合わせて校地の確保、校舎の新築を行うことにより、学部ごとに校地・校舎を整備し教育研究環境を整備してきた。このことは各学部の設置認可申請書に明示しており、講義室・実験室・実習室は各学部専用として設置されている（根拠資料 3-1-1～3-1-5）。

以上のように、本学が有する校地面積および校舎面積は設置基準を満たしており、それらは基礎データ表 1 と基礎要件確認シート「19. 設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足」の通り適切に対応している。

設備についても、必要な教育研究用機器備品・ICT 設備等を予算会議にて精査し、設置基準以上の設備を整備している。また、その維持管理は、「学校法人高崎健康福祉大学経理規程」、「学校法人高崎健康福祉大学固定資産及び物品管理規程」に準じて法人事務局の責任において行っている（根拠資料 8-5、8-6）。

各校舎や施設における安全・衛生を確保するシステムについては、法人事務局が執るようになっている。各学部建物の各種法定点検管理、保守点検管理、環境衛生管理については各学部事務室において実施し、その結果を法人事務局に報告することで、管理・確認している。特に、環境衛生については各校舎内にアルコール除菌・検温装置を設置し、実験実習施設においては定められた基準に適合する形で管理運営されている。また、日常的に外部業者による清掃を行っている。防犯対策としては、1号館、6号館、7号館、8号館お

よび10号館には館内出入口に屋内用防犯カメラを、学生駐車場に屋外用防犯カメラを設置するとともに、平日は業務委託している警備会社が24時間の常駐警備を行っており、夜間においては365日、警備員が校舎内外を巡視して安全を確保している。

通学・通勤の快適性に配慮するため、法人全体で大学バスを17台（高校共同利用分含む）保有している。なお、法人にて登録している車両はすべて総務部車両管理課にて管理し、ドライバーの登録ならびに運行に際するアルコールチェックなども車両管理課にて行っている。

また、駐車場もおよそ1,000台は駐車できるように整備している。

・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

障がいがある学生の受け入れも考慮し、ユニバーサルデザインを意識した校舎建設を行ってきた。従来よりある建物においてもバリアフリー化を目指し、点字ブロック、多目的トイレ、障がい者用駐車スペース、段差解消機、スロープ、手すり、拡大読書器等を設置しており、障がいがある学生でも利用しやすいように整備している。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するために自習室はもちろん、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、教職支援センター、国際交流センター、学習支援センター、健康管理センターが在り、大学内外の教育・研究者が共同して教育・研究活動を支援する体制が整備されている。また、法人内の系列施設等として高崎健康福祉大学高崎高等学校、高崎健康福祉大学附属幼稚園、高崎健康福祉大学附属クリニック、高崎健康福祉大学訪問看護ステーションが在り、教育・研究・社会活動の相互連携が行える環境にある。学生の主体的な学習を支援する環境として、具体的に、これらの施設には、図書館には自主学習ブース、ビデオ視聴ブース、グループ学習室、学習支援センターには学習スペース、レポート作成やネットを利用した学習のためのPC室、少人数用の演習・ゼミ室等、大学院生には専用の院生室に机と椅子を設置などが挙げられる。

ただし、国家試験直前の期間において、資格取得を目指す学生の学習環境の要望に対し、応えるだけの自習室の開室や施設などの開館時間等が課題となっている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

学生について、情報モラル等を各規程に定め、学生生活ハンドブックにて周知している（根拠資料8-7～8-9）。また、入学時においてSNSの使用やウイルス対策ソフトの扱い方について情報倫理やセキュリティの観点からアナウンスを行い、ICTの安全な活用について教育を行っている（根拠資料8-10【ウェブ】）。特に、学外実習では、対象となる患者様や施設に関する情報がSNS等にアップされるといった社会問題が起こっていることから、本学においては各学科の実習毎に学生指導を強力に行っている。

教職員については、着任時に個別に所属長からの指導を実施している。大学としては、ウェブ上の書き込みについて報告を受ける外部サービスを利用しており、万が一教職員、学生の書き込みなどにより外部とのトラブルが発生しても対応できるよう、準備している。

なお、情報倫理についての定期的な講習会は実施されていないため、今後はその体制について改善が必要である。

＜COVID-19での教育活動を支援するICT設備＞

COVID-19感染拡大により令和2年度はオンラインで授業を実施した。春の時点では、相互通信環境が学生側で完全には整備されていなかったこともあり、授業は原則「オンデマンド式」に限定し本学で導入しているLMSを用いて、学生と教員のやり取り（教材配信・小テスト・課題提示・課題提出・連絡相談など）をオンライン上で行なえるよう整備した。環境整備の一環として、オンライン授業に必要な機器を整備するための支援金を全学生に対し一人当たり3万円給付した。このような整備のもとで、令和3年度は専門科目を中心とした科目を教室収容人数80%程度として対面授業を実施し、全学開講の履修者が多い科目オンデマンド方式のオンライン授業を実施した。また、令和3年および4年度は情報端末購入支援金として半額相当分を大学として補助した。

前記したとおり、本学の「教育研究環境の整備に関する方針」では、校舎・施設・設備等の整備、情報環境の整備、障がい学生支援、図書館の整備、教育研究環境の整備、研究倫理遵守体制の整備について定めているが、これに沿って整備ができてること、また老朽化した保健医療学部の校舎についても別校地に新築することから、学生および教員が学習、教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備の整備が適切に行えている。また情報セキュリティ委員会の整備について具体的に進捗したことは、インターネットが発達した現代に適応したものであり適切性がある。一方で、情報倫理についての定期的な講習会は十分ではないため、改善が必要である。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

＜図書資料の整備と図書利用環境の整備＞

図書館、学術情報サービスを提供するため「高崎健康福祉大学図書館規程」を規定し、体制を整えている（根拠資料 3-9）。また、図書館の管理運営に関する重要事項等を審議するための図書館運営委員会を組織している（根拠資料 8-11）。

図書館が提供するサービスや利用に関し必要なことは「高崎健康福祉大学図書館利用規程」に規定している（根拠資料 8-12）。学生には年度初めのガイダンスや学生生活ハンドブックにも掲載しサービス内容および利用方法について周知している。

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

年間図書受け入れ冊数等の過去3年間の実績は資料の通りである（根拠資料 8-13）。令和3年度の年間図書受け入れ冊数は3,952冊であり、これは学生一人当たり1.4冊に当

る。「令和3年度学術情報基盤実態調査」によれば、同規模私立大学の全国平均は年間受け入れ冊数7,016冊（1.1冊/人）であり、本学は図書受け入れ冊数が全国平均より低くなっている（根拠資料8-14）。これは農学部が平成31年に設置されたことにより、大学規模のランクがCからBに上がったためである（根拠資料8-15）。図書の充実を図るために、さらに図書受け入れ冊数の増加を図っているところである。

図書館資料は教職員の推薦および学生のリクエストに基づき、図書館運営委員会で蔵書構成および予算等勘案の上、選定されている。日々受け入れる図書、雑誌等は図書管理システムにより目録化され、OPACにより図書館利用者に提供される。

雑誌は、冊子体から電子ジャーナル（EJ）に極力切り替え、利用者の利便性向上と雑誌開架スペースの効率化を図っている。令和4年5月1日時点ではEJ12,015種、データベース（DB）12種の利用が可能になっている。EJ・DBを含む資料費は毎年増額している。また、EJは、年間購読のほかPay-Per-View（PPV）による論文単位の購入もしている。図書館の資料費は年々増加傾向にあるが、多くはEJ・DBの契約数増加と価格高騰によるものである。平成25年度から資料費の割合が、EJ・DBが50%以上を占めている。PPV利用方法については資料を配布し、適正な利用方法を推進している。入手困難な文献は、Reprints Deskなどの外部サービスを通じ、海外から取り寄せられる。この場合、料金が高額となるが、条件付きで補助の制度を設けるなど研究支援をしている。その結果、文献取り寄せ等の件数も増加傾向にある。

・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学は国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加しており、図書館間相互貸借により、学内外の利用者への利便を図っている。

学術情報の発信に関しては、「群馬県地域共同リポジトリ（Academic Knowledge Archives of Gunma Institutes：通称AKAGI）」にて、一部の紀要論文と博士論文を公開している。このリポジトリは群馬大学が設置する群馬大学学術情報リポジトリ・システム上で運用されており、コンテンツの登録を参加機関それぞれが行うものである。なお、AKAGIは令和4年度末にサービスを終了するため、JAIRO Cloudを利用した「高崎健康福祉大学機関リポジトリ」に移行した。

また、群馬県立図書館の横断検索システムに参加し、本学図書館の所蔵資料公開を行うことにより、本学関係者以外にも利便を図っている。

・学術情報へのアクセスに関する対応

図書館全館合わせ、情報検索用PCを30台、蔵書検索（OPAC）専用PCを5台設置しており、ホームページからも蔵書、電子資料を検索できるように整備している。

電子書籍・DB・EJにおいては、リモートアクセスできるものについて定期的に広報し、利用者への周知に努めている。

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

本館、分館、薬学部図書・資料室の総床面積1583.62㎡、閲覧席数289席で、学生に対する座席数の割合は、11%である（根拠資料8-16）。開館日数等については、令和3年度は本館および薬学部・図書資料室223日、分館228日である（根拠資料8-17）。令和2年度は、COVID-19による入構制限に伴い、閉館日が増加し、閉館時間も、対面授業が減少したことを受け、17時へと早めた。令和3年度からは、5限の授業に合わせて18時15分

まで開館した。令和4年度からは通常の開館時間に戻し、3館一律ではないが、中心館となる本館は、平日20:00まで開館している。また、全学部とも概ね必修科目が5限(16時30分～18時)までに設定されており、6限(18時15分～19時45分)に設定されているのは概ね選択科目であることから、多くの学生の学習には対応できていると考えられる。

令和3年度の延べ利用者数は29,107人、貸出冊数は12,391冊であった。令和2年度の延べ利用者数16,835人、貸出冊数7,008冊と比較すると増加している。これは、COVID-19による入構制限により、令和2年度は来館者が減少していたが、令和3年度以降、段階的に入構制限が緩和され、来館者数が徐々に増えてきているためである。

<図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

本学図書館は大学図書館(以下、本館)、分館および薬学部図書・資料室で構成され、全館が図書館運営委員会により一体として運営されている。同委員会は、図書館長および健康福祉学部(3学科)・保健医療学部(2学科)・薬学部(1学科)・人間発達学部(1学科)・農学部(1学科)の5学部8学科から選出された図書館運営委員で構成される(根拠資料3-9、8-11)。現在、本館2人、分館2人、薬学部図書・資料室1人が専任職員として、さらに4人の特任職員が図書館業務を担当しており、全員が司書資格を有している。

平成24年度～令和元年度まで、図書館業務を通し、図書館への理解を深めてもらうことを目的に「学生サポーター」(司書課程履修者)を採用していたが、COVID-19感染拡大のため令和2年度より一時中止している。

図書館独自で新入生を対象に利用ガイダンスを実施している。さらに、学科からの要望があれば、データベース等の利用ガイダンスも行っており、その利用についても学生に浸透してきている。令和2年度はCOVID-19により利用ガイダンスは中止したが、データベース等の利用ガイダンスは動画や資料配布で対応した。令和3年度以降は動画、資料配布のほか、オンラインでも対応可能とし、感染対策が取られている場合は、対面でも利用ガイダンスを行っている。

また、新刊紹介やテーマ展示を学生の生活・学習支援のための情報提供として、取り組んでいる。掲示物、書籍のコーナー展示による資料の紹介を行い、学生の教養の涵養に努め、多くの利用がある。

図書館報「藤波」を年1回発行し、教員推薦図書の紹介のほか、図書館概要を教職員・学生に報告している(根拠資料8-18)。

入構制限が必要であった令和2年度は4月～5月の間、臨時休館した。臨時休館中も利用できるよう、もともと契約しているリモートアクセスのほか、COVID-19対策のための臨時リモートアクセスを活用した。また、令和2年度後期からは授業を人数制限するなどして対応することになったため、入構可能な判定を受けた学生のみ、人数制限にて入室を可能としていた。令和4年度は授業を教室収容人数100%で実施しており、人数制限は行っていない。

現在は感染予防対策のため、各館に1台ずつ、図書消毒器を設置している。これは、図書館利用者も利用できる位置にあり、任意で資料を消毒することができる。

・図書館に関するCOVID-19の対応について

入構制限が必要であった令和2年度は図書館サービスの学内サービスはできず、図書の貸出を郵送などで対応した。また、令和2年度後期からは授業を人数制限するなどして対応することになったため、入構可能な判定を受けた学生のみ、人数制限にて入室を可能としていた。令和4年度は授業を教室収容人数100%で実施しており、人数制限は行っていない。

現在は感染予防対策のため、各館に1台ずつ、図書消毒器を設置している。これは、図書館利用者も利用できる位置にあり、任意で資料を消毒することができる。

このように説明してきたとおり、図書館の規模やその運営体制、蔵書数は学生数や学部の数・立地を踏まえれば十分であり、さらにインターネットを中心とした学術情報サービスが提供されていることから、本学の教育研究等の環境は適切性がある。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学の教育研究に対する基本的な考えは「学部・学科等の教育研究上の目的」において「本学は、教育基本法および学校教育法に従い、自利利他の精神のもとに、人々の健康と福祉および社会の発展に貢献する有為な人材を育成するために広く豊かな教養と各学科の専門知識・技術を深く教授し、併せて快適な人間生活の方策を攻究する。」と明示しているところである（根拠資料 1-6【ウェブ】）。各学部学科、研究科に所属する教員は、当該分野の専門的研究やこの目的を達成しうる研究を行っており、大学としては研究費の支給、外部資金獲得、研究環境の整備などを行い、教員の研究活動を大学全体で支援することとしている。なお、各教員が公平かつ適切な研究活動が行えるように必要な事項や研究機関の責任体系を規程に定めて明確化している（根拠資料 8-19【ウェブ】）。

・研究費の適切な支給

研究費は数種類を予算計上している。個人研究費は個人の研究のための経費で、職位に応じた予算配分となっている。具体的には、助手が10万円、助教が20万円、講師以上が40万円と決められており、その金額からパソコン使用料を差し引いた額を年度内に使用できる（根拠資料 8-20、8-21）。卒業研究費（学部）は研究内容に応じて学科ごとに一人あたりの予算が決められており、毎年度において各研究室に配属されたゼミ生の人数によって配

分する（根拠資料 8-22）。同様に、専門研究費（大学院）は毎年度において指導する大学院生の人数によって配分する（根拠資料 8-23）。さらに学部・学科間の枠を超えた研究課題を実施することで学内の研究の活性化を促すために、学内研究交流助成金として年間助成総額 500 万円を交付している（根拠資料 8-24）。この研究課題の採択は、大学運営協議会での審査を経て学長が決定する。また、薬学部および農学部ではこれらとは別に講座研究費の予算がある。この研究費は学部内の講座ごとに予算配分され、その講座に所属する教員の職位と人数によって予算額が決定する（根拠資料 8-25）。

・外部資金獲得のための支援

外部資金の獲得に関しては、獲得する学科に偏りがあるためその対策が必要であった。経理課内で経理業務との兼務で科学研究費を含む外部資金の業務にあたっていたが、令和 2 年度より外部資金統括室として外部資金を専門に扱う部署を設置した。それにより経理業務の繁忙期に左右されることなく外部資金業務に集中できる支援体制が構築され、教員や研究者が外部資金に応募しやすい体制となった。このことは、令和 2 年度以降における各学科での科学研究費獲得件数にも表れている（根拠資料 8-26）。また、外部資金の獲得件数の増加に合わせて令和 4 年度より事務担当者を 2 人から 3 人に増員した。科学研究費の新規採択状況および外部団体から獲得した共同・受託研究費および奨学寄附金等の状況は資料のとおりである（根拠資料 8-27～8-28）。

・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

教員の研究環境の整備については、原則として助教以上の教員には研究室が与えられ、各研究室には机、椅子、書棚等の事務機器およびパソコン、プリンター等の OA 機器と LAN ネットワークが備えられている。また、薬学部ではこれとは別に 4 つの研究実験室があり、各講座の教員が教育・研究に活用している。

教員の研究時間確保については、原則として平日に 1 日を研修日（研究休暇に相当）として設けている。また、長期休業中の業務については教員の自主性に委ねており、研究時間を確保できる環境となっている（根拠資料 8-29）。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

教育研究活動を支援する体制として、健康福祉学研究科・薬学研究科所属の大学院生を TA として、学部生をスチューデントアシスタント（SA）として採用している。TA の配置依頼としては、授業担当教員が依頼したい研究科に相談、手配依頼を行うことで実現している。例えば、人間発達学部子ども教育学科のカリキュラムにある理科実験について、当該学部には大学院研究科が存在しないが、TA の依頼を健康福祉学研究科食品栄養学専攻博士前期課程の学生に依頼することで実現している。TA の制度によって学部生に対するきめ細かい指導が可能となり、院生にとっては教育する立場を経験する機会となっている。院生の在籍数によって、TA の配置が希望通りにいかない場合は、SA を配置することで対応している。

RA については、実績数は無いが制度としては TA 同様の手続きで利用が可能である。

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

令和 2 年度の COVID-19 感染拡大では、オンラインでの講義が余儀なくされた。それに対応するために、本学で導入している LMS の機能を拡張やオンライン会議システムを導

入した。当該システムの利用やオンライン授業に関する教員からの相談については、各学部事務室教務担当者または教学部教務課にて対応している。

本学では、「学部・学科等の教育研究上の目的」を明示しており、これを達成するために必要な研究費支給、外部資金獲得の支援、研究教育活動の人的支援、などが行われており、また十分な研究設備、研究時間も確保されていることから適切性がある。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

・ 規程の整備

本学の研究に係る倫理に関する事項を統括するために研究倫理委員会を組織しており、規程に定めている（根拠資料 8-30）。規程は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき整備している。本学で行われる研究活動における不正行為の防止の実施体制として、「高崎健康福祉大学における公正な研究活動及び適正な資金執行規程」および「高崎健康福祉大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規」「高崎健康福祉大学不正調査に関する内規」を定めて、日頃より不正防止に努めている（根拠資料 8-19【ウェブ】、8-31【ウェブ】、8-32【ウェブ】）。

・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理・コンプライアンス遵守等の講習プログラムを毎年実施しており、受講者に受講完了証を発行している。さらに、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育 e ラーニングを開放し、3年ごとに受講することも強く勧奨している。

研究倫理審査の際は研究責任者、研究分担者に受講証の提出を求め、これらの倫理教育の受講状況を確認している。また動物実験および遺伝子組換え実験に関しては、学内で新たに動物実験および遺伝子組換え実験を実施する者（教員、研究員、大学院生、学部生）は、動物実験委員会および遺伝子組換え実験安全委員会が主催する講習会を受講しなければならない。これら講習会についても、実験責任者および実験従事者は3年ごとに受講することを推奨しており、毎年度4月にグループウェアを使用して講習会の受講を案内している。

・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

人を対象とした医学研究に関しては、「高崎健康福祉大学研究倫理委員会規程」に基づいて研究倫理委員会が審査している（根拠資料 8-30）。審査申請された研究計画書に対して、各委員は事前審査を行った上で、委員会（本審査あるいは迅速審査）で審議が行われ、

審査申請者は倫理委員会の指摘事項に対して答申し、最終的に委員会から意見書が研究責任者に交付され、その結果を踏まえた上で、研究責任者が学長に研究許可願を提出することで、学長から研究許可書が交付される。また倫理的問題が軽微な研究については、倫理指針に基づく「迅速審査制度」を導入し、中でも新指針に沿い研究の軽微ないくつかの変更については報告事項とし、審査者への負担軽減と審査の簡易化を図っている。このように研究倫理審査にかかわる業務負担については、様々な対策を行っているものの、審査が可能な経験豊かな研究者が分野によっては偏っていることもあり、特定の審査委員の負担が大きくなることもある。

動物実験に関しては、実験動物の適切な環境における飼養・保管と適正な動物実験の実施のため、「高崎健康福祉大学動物実験委員会規程」に基づいて動物実験委員会が審査している（根拠資料 8-33）。動物実験は事前に動物実験計画書の提出することを義務付けており、動物実験委員会の審査を経て学長の承認を得た上で実施されている。また実験計画の継続については、年度末に動物実験責任者は実施状況と結果について実施報告書および自己点検票を提出することを義務付けており、動物実験委員会により継続審査が実施されている。審査対象となる提出された書式はオンラインで各審査員に共有され、審査結果をメールで報告することにより迅速に行われている（根拠資料 8-34【ウェブ】）。

遺伝子組換え生物を使用する実験は、「高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づいて高崎健康福祉大学遺伝子組換え実験安全委員会（以下、安全委員会）が審査している（根拠資料 8-35）。実験は事前に実験計画書を作成し、安全委員会の審査を経て学長の承認を得て行っている。電子審査を導入し迅速な審査が行えるようになっている。また、遺伝子組換え実験の実験従事者の変更などの軽微な計画書の変更届については、新たに「承認済遺伝子組換え実験計画 実験従事者等変更届（様式 5）」を作成し、実験責任者の申請手続きおよび安全委員会での審査承認手続きを円滑に行えるようになっている。遺伝子組換え実験実施期間の終了に伴う終了・継続の手続きや、実験従事者等の変更手続きについては、年度切り替えの時期にグループウェアを使用して案内をする他、実験責任者にメールで通知することにより、実験責任者が必要な手続きを円滑に行えるようにしている。

このように研究倫理や研究活動における不正防止を目的とした規程が整備されていることやそれらを学内で共有するための講習会が定期的開催されていること、eラーニングによる研究不正防止についての講習を受講する仕組みが構築されていること、さらに研究倫理委員会が分野ごとに開催されていることから、研究倫理や研究活動における不正防止が行えているので適切性がある。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の理念・目的を達成し、教育研究等を円滑に遂行するために、各学部学科等におけ

る教育研究環境の整備について、「学生生活・満足度調査」の結果や、各学部学科における毎年の研究備品整備に関する要望などを踏まえ、法人による予算会議にて意見等を聴取し、改善に反映させている。

国家資格等に関わる外部評価機関による教育評価を受審している学科もある。例えば理学療法学科では、5年毎にリハビリテーション教育評価機構による審査を受審しており、教育施設や教員資格、実習の状況など多岐に渡り書類調査・実地調査を受けている（根拠資料 2-25）。

また、資格取得養成校として、監督官庁に定期的に自己点検評価を提出することが義務付けられている学科もあり、定期的に関連法令基準を満たしていることを確認している。自己点検評価にて基準に満たない事項があれば、改善・向上に向けて学科・教育プログラムレベルで検討し、対応について協議している。

その後、自己点検・評価シートを用いて、内部質保証の責任主体である大学運営協議会に報告される仕組みである。

適正に動物実験を実施するために、第三者評価として公益社団法人日本実験動物学会が実施する動物実験に関する外部検証事業の検証を平成31年に受けており、検証結果を公表している（根拠資料 8-36【ウェブ】、8-37）。

教育研究等環境の適切性については、各学部学科、研究科、関連する委員会として教務委員会、FD・自己点検委員会等によりその適切性を自己点検・評価シートを用いて点検している。その年度の活動実績と評価を行い、活動報告として自己点検・評価シートに記載し、全学の内部質保証の推進組織である大学運営協議会に報告・共有している。当該年度の活動を評価し、改善すべき内容を明らかにし、次年度の活動計画を立案、必要であれば予算を申請し、実施するという検証・改善サイクルを回し、本学の教育研究等環境の改善・向上に繋げている（根拠資料 2-21-1、2-21-2）。各教員が研究活動や関連する社会活動などの実績については、科学研究振興機構が運営する Researchmap に個人アカウントを作成しそれらを都度登録・更新することになっている。本学で運営している教員業績管理システムは Researchmap とのデータ連係がとられており、これらは研究結果の公開や情報発信という機能の他、研究活動の量的・質的評価の資料となり、これらに基づいて作成する自己評価・申告書を各教員が毎年提出する他、学科長・学部長が確認している。このような方法で本学の教育研究等環境の適切性について点検を行っている。

（2）長所・特色

本学は学部ごとに専用の校地・校舎および専用機材が整備されている。特に校舎に関しては、学部単位で算出した大学設置基準第37条に規定する校舎面積と比較してもそれぞれが十分に面積を確保している。教育研究用備品の整備は、毎年度、学科内で協議され承認されたものが予算要求されるが、必要に応じて補助金（私立大学等研究設備整備費等補助金）を申請する場合がある。毎年度数件を申請しており、その採択率は100%を継続している。

教員の研究費取得に関して、科学研究費の獲得状況は、令和元年度は51件で74,880,000円に対し、令和2年度は54件で77,935,000円と獲得数および科学研究費総額は増加している。令和3年度は51件で68,965,000円と減少したものの、令和4年度は56件で

89,050,000 円と獲得数および科学研究費総額は大幅に増加しており、群馬県内では群馬大学に次いで獲得数、科学研究費総額ともに長年第 2 位の位置をキープしている。学内研究交流助成金は、その研究を潤沢な資金で支援するほか学科横断的に組織することで研究の活性化に繋がっている。

図書館の運営は、館長が統括し、各学科から選出された委員からなる図書館運営委員会が重要事項を審議することで、それを支援する仕組みとなっている。資料選定・廃棄は図書館運営委員会で慎重に協議される重要な業務である。図書館運営委員を通して、各学科の取りまとめを行うことで、資料の収集・廃棄は適切に実施されている。情報源の整備については、様々な研究資料や情報に容易にアクセスができるように EJ・DB を重要視している。平成 26 年より PPV を導入し、様々な電子ジャーナルの論文が学内で提供可能になった。COVID-19 による入構制限中も、図書館資料を利用できるよう、電子書籍の購入を増やしている。電子書籍・EJ・DB においては、リモートアクセスできるものについて定期的に広報し、利用者への周知に努めている。

人や生物を対象とした研究を実施するためには、研究実施主体の所属機関で研究倫理審査を受審することが求められている。研究倫理委員会では人を対象とした医学研究、動物実験および遺伝子組換え生物を使用する実験など多くの審査を行っている（根拠資料 8-38-1～8-38-4）。厳格な審査を行うことで研究倫理に基づいた研究推進に貢献している。その結果、本学では研究倫理に関する問題や事故は起こっていない。

（3）問題点

学習環境への学生の要望に、自習室や空き教室の貸出などの対応が必ずしも応えられてはいない。学生の要望に対し、利用時間の拡充や週末の利用を可能とするなど、柔軟な対応が求められる。

教育研究環境面では一部改善しなくてはならない事項がある。例えば、教員の研究室は、助教以上の教員は 1 人対して 1 部屋の使用が原則であるが、一部の学科で研究室が足らず 1 部屋をパーティション等で区分するなどして数人で共同利用している状況がある。

情報倫理については、各部局および学科単位で高い意識をもって対応しているため大きな問題には至っていない。しかし大学全体として統制された仕組みはまだ備わっていないため、今後情報倫理についての担当部局の選定や設立について検討が必要であろう。

教育研究環境の適切性の評価として、研究活動の量や質の確認が重要であるが、現在は各教員およびその監督者である学科長・学部長による確認を行っているものの、学部学科ごとまたは大学全体としての確認は十分とは言えない。研究実績をまとめた紀要やそれに該当する研究報告書、発行論文数や学会発表数等の集計など、学部学科ごと、大学全体として量的・質的な評価を行い、教育研究環境の適切性について確認すべきである。

研究倫理委員会で扱う研究審査数は、倫理審査の必要性の周知と、迅速審査の導入により大きく増加した。しかし学内審査者の審査に要する時間、労力の減少には至っていない。特定の教員が審査者にならざるを得ない状況が続き、審査者の負担に偏りが存在することが改善課題である。

(4) 全体のまとめ

校地・校舎・施設・設備については、学内方針に則り、適切に対応している。また、「学生生活・満足度調査」や、資格取得養成校としての基準改正などに伴い、新たな課題や基準が適用された際は、適切に学内で対応している。備品整備に関しては、学科の要望を考慮しながら予算内で取得する体制は従来どおりに取り組んでいくが、学科間もしくは学部間で共同利用できる教育研究用機器を学科予算外で取得し備品整備の充実に努めるなど対応しており、概ね適切である。

また、本校舎より離れた保健医療学部の校舎である4、5号館は、老朽化のため取り壊し令和6年度には、新たに取得した1号館西側に隣接した校地に新校舎を建設して大学キャンパスを1か所に集約することで更に教育研究環境の整備を充実させていく。

図書館においては、学生に対し効果的に図書館利用を促している。利用者増加に向けて図書館運営体制も変容しつつある。EJ・DB・電子書籍の選定は、利用要求に応じてコストを考慮して対応している。リモートアクセスが可能なものを導入し、学外でも学修・研究できるよう環境を整えている。

論文投稿の条件として研究倫理審査承認の記載を要求する学術誌や学術大会が増加し、今後も研究倫理申請数が増加していく。審査結果の通知は迅速に行い、研究が遅れないように今後もその対策を講じていく。また、昨今、全国的に研究倫理にかかわる研究者の不適切な研究行為が問題となっている。本学はこれまでそのような重大事態の発生は認めていないが、これからも倫理講習や研究報告会などの研究支援活動を通じて、適正な研究活動を推進していく。こうした取り組みは方針に十分沿っており、適切である。現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、地域貢献活動を社会連携・社会貢献活動と位置づけ、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」を地域と共に実現するための取り組みを行っている。主な活動として、食・医療・福祉・健康・教育に関わる公開講座、出張講義、教員免許状更新講習（令和3年度まで）、中・高校生を対象とした理数系実験講座、児童・生徒への食育指導、ボランティア・市民活動、子ども家族支援活動などを通して教育研究の成果を社会還元することは基より、地域社会との積極的な交流や地域社会と連携したプロジェクトを企画・運営している。

地域貢献活動を積極的に展開するため、「高崎健康福祉大学社会との連携・協力に関する方針」を定め、本学ホームページに明示している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。学内に各学部学科から選出された教員および事務職員を委員とする地域貢献委員会を組織し、「高崎健康福祉大学地域貢献委員会規程」に基づき社会連携・社会貢献に取り組んでいる（根拠資料 9-2）。地域貢献委員会では、地域貢献事業、生涯学習、公開講座、高大連携事業、その他社会連携事業について審議し、積極的に事業を推進している。

本学が定める「高崎健康福祉大学社会との連携・協力に関する方針」は本学理念に基づいていることや、社会連携に携わる委員会の規程も整備され、それらが明示されていることから適切性がある。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組を実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制
評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、食・医療・福祉・健康・教育の高度職業人の育成を行っており、これらの教育研究の成果を社会に還元するため、学外組織とも連携を取りながら社会連携・社会貢献に関する活動を行っている。

具体的な活動については、地域貢献委員会地域貢献部会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センターを中心に、地域社会・外部組織と連携したプロジェクトを企画運営し取り組んでいる。主な取り組みは以下のとおりである。

<地域貢献委員会等による活動>

第9章 社会連携・社会貢献

地域貢献委員会地域貢献部会は平成 23 年度より年 1 回の頻度で公開講座を開催してきた。平成 30 年度は「スポーツの科学的な実践と障害予防」、令和元年度は「地域に根ざす健大農学部」を開催した。令和 2 年度、令和 3 年度は COVID-19 感染拡大のために中止となったが、令和 4 年度は「お薬と上手に付き合えていますか？」を COVID-19 への感染対策（マスク、検温、アルコール消毒、換気等）を講じた上で開催した。更に各学科においても学科の特性を活かした「食・医療・福祉・健康・教育」分野の教育研究成果を広く地域社会に還元すべく、公開講座や研修会、講習会を実施している。年度内に行われた全ての地域連携・地域貢献事業を「地域貢献事業概要」として取りまとめ、県内の図書館、公民館等に発送し地域社会に本学の教育研究成果を発信している（根拠資料 9-3）。

一方、地域貢献委員会高大連携部会では、平成 21 年度より始めた高大連携事業を、系列高校である高崎健康福祉大学高崎高等学校（健大高崎高校）とともに取り組み、現在も継続している。令和 2 年度は COVID-19 感染拡大のために中止となったが、令和 3 年度は COVID-19 への感染対策を講じた上で開催した。健大高崎高校の生徒に自身の進路を考察する機会を提供する目的で、全学科で協力し高大連携事業を実施している。この事業は、進路選択のミスマッチ解消の一つの手段となっており、参加した高校生からは体験学習だけでなく、大学生活についてもアドバイスを受ける事ができ有意義であったというコメントが寄せられている。実施に際し大学側は大学生を補助として任用しており、大学生にとっては指導を通して自己研鑽する機会となり、大学・高校双方にとって大きな教育的効果がある（根拠資料 9-4）。

健大高崎高校を含め、他の高校も加えて行う、「広げる未来プロジェクト（健大 FP：Future Project）」を令和 3 年度より感染対策を講じた上で開催している。実施日時ではできるだけ他の高校生が参加しやすいように土曜日などに企画している（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

さらに、県内外の高校への出張模擬授業を実施している（根拠資料 9-6）。教員による出張模擬授業により、専門的な授業に触れる機会を通じて、学問への興味・関心を深め、大学進学等の進路選択に役立っている。また、地域の小学生を対象としたプログラミング教室、中高校生を対象とした理科スクール、幼稚園児を対象とした食育講座・父と子の料理教室等を実施している（根拠資料 9-7）。農学部生物生産学科は独自で群馬県立勢多農林高等学校、群馬県立安中総合高等学校、群馬県立伊勢崎興陽高等学校と連携協定を締結し、高校生の学びの深化や進路選択への提案などの協力体制を整えている。学科別の高校生へ向けた取り組みは資料のとおりである（根拠資料 9-8）。

その他、高大連携部会と広報委員会、入試広報センターとのコラボレーション企画である、「公開授業」についても、令和元年度および令和 4 年度に実施した。この企画は普段の授業を高校生にも公開することで、高校生の進路選択への一助となること、また、本学での授業の様子を知ることさらに本学への進学意欲を高めてもらうことが狙いである。COVID-19 対応により、令和元年度は 6 人、令和 4 年度は 15 人の参加となった（根拠資料 9-9【ウェブ】）。

<子ども・家族支援センターによる活動>

第9章 社会連携・社会貢献

本学は子どもと家族の健康を支援するため、平成17年に子ども・家族支援センターを設立し、親が抱える子育ての不安を解消し、地域における育児相談、発達障害児に関する相談、成長段階それぞれの家族の支援や相談体制を整えている（根拠資料 3-3、3-4）。具体的な活動は以下のとおりである。

親子ふれあい教室は子どもと家族の健康を支援することを目的に開催されている。この事業は、センターに来室できる親子であれば誰でも無料で参加でき、月曜日から木曜日まで、隔週月2回10:30～12:30まで、0歳～3歳児までの未就園の親子のグループを対象に、1回5～6組の親子を受け入れ活動している。内容としては、季節の歌、親子体操、制作活動を行った後、一緒にお弁当を食べて帰るという取り組みで、センターの中心的活動となっている。COVID-19感染拡大により令和2年度は5月までは中止、6月から9月までは動画配信、10月から3月まではCOVID-19への感染対策を講じたうえで自由遊びとして開催した。ランチ時には、本学教員の小児科医、精神科医、薬剤師、栄養士、保育士、看護師らによるミニレクチャーを行い、親からの子育ての相談に対応している。相談内容としては、子育てに関すること、予防接種や流行している感染症のこと、薬のこと、簡単なおやつ作りのことなどが挙げられる。参加延べ人数は平成30年度433人、令和元年度453人、令和2年度68人、令和3年度151人であった。その他、本学教員によるヨガ教室、外部講師によるベビーフラダンス教室、健康維持・促進を目的とした脳いきいき教室の開催、玉村町および地域住民に向けた教員による相談援助、保育所等における発達障害の子どもへの支援、現場保育士に向けた支援を行っている（根拠資料 9-10）。本学近隣には外国籍の方が多いことから、ホームページ上で英語のサイトを再編成して日本語を母国語としない方への体制を整えたが、実際には平成30年度から令和3年度においてはそういった対象の方からの相談はなかった（根拠資料 9-11【ウェブ】）。

また、子ども・家族支援センターは学生の学びの場ともなっており、子ども教育学科3年生の「保育方法論」の授業において、学生が親子の関わりに直に触れ、子育て支援を体験できる環境を提供している。子育ての経験のない大学生が、机上で学んだ保育や託児を実際に体験し、子育て中の母親と関わることによって、自発的に家族支援に関する問題を発見する実践的機会となっている。子ども・家族支援センターでの体験は、保育士・幼稚園教諭を目指す学生の教育活動の推進に重要な役割を果たしている。

活動を更に発展させていくために、活動に賛同する教員をさらに増やし、食・医療・福祉・健康・教育に関係する専門の知識を駆使して、安心して子育てができるよう取り組んでいる。

<ボランティア・市民活動支援センターによる活動>

本学は社会貢献・社会連携活動の拠点としてボランティア・市民活動支援センターを有する。ボランティア・市民活動支援センターの運営は、全学科の教員で構成される運営委員会が中心となり、活動の企画や協議を行っている。業務の中核となる依頼施設・団体とのコーディネートや各種業務の実施は事務局職員が担当している（根拠資料 9-12）。

高崎市内外の福祉施設や病院、団体などから本学の食・医療・福祉・健康・教育の専門的知識や技能を学ぶ学生の特性を活かしたボランティア依頼が多数寄せられている。ボランティアの活動内容は、災害復興支援ボランティア、企業との連携、古本回収プロジェクト

ト、西日本豪雨災害緊急支援募金等、多岐にわたっている。ボランティア活動のフィールドも、高齢者施設、障害者施設だけでなく、病院、幼稚園、保育園等と幅広い。平成30年度から令和元年度において、数多くのボランティアのコーディネート実績をあげており、平成30年度は活動実績249件で参加学生は延べ1154人、令和元年度は活動実績242件で参加学生は延べ1196人、令和2年度は活動実績71件で参加学生は延べ428人、令和3年度は活動実績138件で参加学生は延べ601人であった。令和2年度はCOVID-19感染拡大により活動実績が減少したが、令和3年度は感染予防対策を講じた上で実施したことで前年度を上回る実績を残した（根拠資料 7-33）。ボランティア・市民活動支援センターに届いたボランティア依頼はメールマガジンで全学生に紹介して情報を共有している。平成26年度からは学生スタッフを新たに加える取り組みを行い、平成26年9号館新設時にボランティアに関する専用窓口や学生の活動スペースを設置したことも奏功している。

学生が積極的にボランティア・市民活動に参加することによって、実社会と接点を持ち、学問の深化、市民意識の醸成、他者への理解を図ることができ、効果的な教育活動を推進していくことが可能となっている。これらのボランティア・市民活動の経験については、「ボランティア・市民活動論」における実践レポートとしてまとめることを通じて、教育活動の推進に役立っている。更に、ボランティア・市民活動をとおしての主体性の確立と、対人との係わりの中で培う豊かな経験によって、病院実習、施設実習、教育実習等に参加する際の実習前教育・就職活動等において大きな教育的効果があると考えられる。ボランティア・市民活動は、専門性の事前学習のみならず、学生として社会にチャレンジし、社会のニーズを把握するため、学生が地域と共に学び育つ有意義な教育となっている。

本学には8学科の専門領域があり、その領域の広さを活かした多職種連携教育などにもボランティアを活用することが可能である。活動フィールドも専門スタッフも潤沢である本学の環境を活かした教育活動を推進していくことが期待される。

<自治体・産業界等との連携による教育研究活動>

本学は様々な自治体・公的機関との協定・提携を締結している。例えば、平成31年度に農学部生物生産学科を新設、群馬県と「農学振興及び6次産業化推進に係る連携協定」を締結し、スマート農業の研究をはじめ、人材育成や商品開発などに関し連携して推進している。また、JAグループ群馬と「相互連携協力の推進に係る協定」のもと、学生のインターシップ受け入れなど、群馬県の農業に資する人材育成を推進している。これらの活動については農学部年報にまとめて公開している（根拠資料 9-13【ウェブ】）。その他、「玉村町と高崎健康福祉大学との連携協力に関する協定書」を結び、健康、福祉、教育、まちづくり、国際交流、地域産業の振興等の各分野における連携協定を結び、健康増進事業として、特定保健指導を実施、町民の健康寿命延伸を目指す施策の立案などに共に取り組んでいるが、COVID-19の対応優先となっており、現在は活動を休止している状態である（根拠資料 9-14～9-16）。

また、地域貢献事業の一環として専門職対象の講座も開講している。例えば、群馬県薬剤師会・群馬県病院薬剤師会との共催で、薬学部生涯研修セミナーを年2回開催し、薬剤師の生涯教育という社会貢献を果たしている。令和2年度はCOVID-19感染拡大により1回のみ、オンライン会議システムを利用した開催とした（根拠資料 9-17）。

本学では、平成21年4月より導入された教員免許更新制の趣旨を踏まえ、この更新に必要な講習を申請、文部科学省より認定を受け、教員免許状更新講習を開設していた。令和3年度の講習をもって閉講としたが、それまで数多くの参加者が受講している。

さらに、地域企業との産学連携として、共同研究による栄養バランス弁当の開発などの実績もある（根拠資料9-18【ウェブ】）。健康づくり関連事業への参画や本学教職員の関連する各種学会開催等の社会貢献事業の実施、検定試験等の会場として大学施設を開放し地域に開かれた大学を実践している（根拠資料9-19）。

<国際化に向けた教育と国際交流活動>

国際交流事業に関しては「国際化および国際交流に関する基本方針」を定め、本学ホームページに明示している（根拠資料9-20【ウェブ】）。大学教育および学生の国際化を促進する目的で平成22年に国際交流センターを開設し、平成24年には国際交流委員会を学内に発足させた（根拠資料3-6、9-21）。以来、同様の専門分野を持つ海外協力校を漸次増加させ、学術交流協定の締結、KIP（Kendai International Program）—学生の相互派遣（単位認定あり）、教員の相互視察、教員の共同研究等のプログラム—を中心に大学の国際化を推進してきた。

・海外の大学との連携

大学の国際化として、平成23年から現在までに9カ国1福祉施設11教育機関と学術交流協定（MOU）を締結しており、交流実績は国内の保健・医療・福祉系の大学の中では際立っている（根拠資料9-22）。

以下に挙げた7大学は、本学同様医療・福祉系の学部学科を有しており、学部学科単位での学生交流が実現している。具体的には、大学との学術協定を結び、これらの国との交換留学を実施してきた。お互いの大学の授業に参加し、教育の違いを経験し、医療施設を視察して医療事情についての見聞を深めたりするほか、様々な地域社会との交流プログラムを取り入れている。本学の学生と招致された外国人学生らは、共に相互の理解を深め、将来に続く友情を育んでいる。

- ・フレセニウス大学（ドイツ）：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・ホーチミン医科薬科大学（ベトナム）：学生の相互派遣・相互受け入れ・教員の研究交流
- ・ウンジャ大学（インドネシア）：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・ヤムク大学（フィンランド）：学生の相互派遣・相互受け入れ・教員の研究交流
- ・フランクフルト応用科学大学（ドイツ）：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・タマサート大学（タイ）：学生の相互派遣・相互受け入れ
- ・ハンゼ大学（オランダ）：ウェブでの学生の交流

外国語教育に関する海外研修として、オーストラリア・シドニー大学英語教育センターと提携することで、英語学習に加え、ホームステイとシドニー大学学生との交流が実現した。また、オーストラリアの高齢者施設であるアングリカン・リタイアメント・ビレッジとの施設訪問や利用者との交流や共同研究についての協定も締結することができた。また、双方の学術交流として開始したインドネシアのウンジャ大学（現 Universtias Jenderal

Achmad Yani Yogyakarta)、ドイツのフレゼニウス大学、ベトナムのホーチミン医科薬科大学、フィンランドのヤムク大学との学生相互派遣プログラムは、回数を重ねるごとに施設見学や講義内容等の改善を図っている。

・留学促進

短期留学生の受け入れについては、平成30年度46人、令和元年度22人の実績があるが、令和2年度からはCOVID-19感染拡大により実績なしとなっている。短期留学生の派遣については、平成30年度85人、令和元年度55人の実績、令和2年度以降はCOVID-19感染拡大により対面での実績はないが、オンラインにて交流プログラムを実施し、多くの学生が参加した(根拠資料9-23)。参加学生のアンケートの満足度は高く、留学をとおして語学の必要性を強く感じ更に上達させたい、異文化交流を通して充実した経験を得られたとの声が寄せられている(根拠資料9-24)。世界的にもCOVID-19の対応が緩和されたことを受け、令和5年2月から令和4年度の受け入れ、派遣それぞれで連携協定を締結した大学間で対面による交流を再開することになった。令和5年2月20日からはドイツのフレゼニウス大学、2月27日からドイツのフランクフルト応用科学大学、フィンランドのヤムク大学、3月からタイのタマサート大学の学生をそれぞれ受け入れている。派遣については3月に看護学科学生がタイのタマサート大学に行く予定である(根拠資料9-25)。

1学期間以上の長期留学については限られた実績となるが、これは本学のカリキュラムに医療福祉系の国家資格の指定科目が多いため、1学期間以上の長期留学により留年となってしまうことが影響している(根拠資料9-26)。しかしながら、夏や春の長期休業を利用した1ヵ月以上の留学や、休学制度を利用した1学期間以上の留学、海外の大学院にチャレンジする学生もいることから、大学として国際交流センターを中心にサポートしている。

このように本学は教職員および学生とも連携した様々な社会連携・貢献のための組織や制度が構築されている。さらに教員らの研究活動や持てる知識技能が十分に発揮できていることから適切性がある。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

適切な根拠に基づく点検・評価の取り組みとしては、地域貢献委員会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターの部署ごとに、その年度の活動実績と評価を行い、活動報告として自己点検・評価シートに記載し、全学の内部質保証の推進組織である大学運営協議会に報告・共有している(根拠資料2-21-1)。このフレームワークは第2章図2-1内部保障システム体系図では「社会連携、社会貢献」が該当する。当該年度の活動を評価し、改善すべき内容を明らかにし、次年度の活動計画を立案、必要であれば予算を申請し、実施するという検証・改善サイクルを回し、本学の

社会連携・社会貢献の改善・向上に繋げている。

地域貢献委員会地域貢献部会が開催している公開講座は、総合大学の特色を生かし、地域社会のニーズに合った講座としているため、地域住民の関心が高く、受講者の中には何度も参加するリピーターもみられる。また、公開講座開催後にはアンケートを実施し、参加者からの意見を次の開催に反映させ、地域社会のニーズに合った講座を開催するよう努めている。公開講座開催にあたり、受講者名簿の管理・活用・開催告知などの業務のマニュアルが整備されているため、委員会内では分担が変わっても混乱することなく迅速に進めることができている。

子ども・家族支援センターおよびボランティア・市民活動支援センターでは、定期的に委員会を開催し、センターの取り組みが円滑に行われるよう努めている。年度終わりには当該年度の活動を評価し、その結果を独自の報告書にもまとめ大学運営協議会に報告する（根拠資料 2-4）。また、年度初めには、その年の目標・事業計画を立案、予算が必要な新規事業であれば、予算を申請し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

国際交流に関しては、医療・福祉系の大学での大学および学生の国際化を目指した活動は事例がまだ少ない中で、本学の取り組みは高く評価できる。連携大学との学生相互派遣・相互受け入れは、参加者からのアンケートからもわかる通り、教育効果・参加学生の満足度ともに高く、継続して実施していく。今後はさらに連携大学を新たに開拓し、より多くの地域の学生たちと交流できるプログラムを展開していく。教員の研究・教育領域においても交流を深め、教員間の共同研究も進みつつあるので、同じテーマで研究発展を行うようなプロジェクト型のプログラムを構築していく。

正規外国人留学生の受け入れについては、受け入れ態勢や優遇措置を整備して受け入れ可能な学部学科の正規外国人留学生の実績を増やしたい。

（2）長所・特色

社会連携・社会貢献活動を円滑に進めるための拠点として、地域貢献委員会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターを設置し、本学独自の活動を展開し、地域社会に貢献する取り組みを積極的に行っている。

農学部生物生産学科が開設されてから、これまでの充実した地域貢献活動はさらに広範な領域をあつかうことになり、数的、質的に高まることが予想される。特に食の分野では、健康栄養学科を中心とした食品とその提供にかかる地域貢献を展開してきたが、農学部生物生産学科が新たに加わったことで、生産、流通、消費といった多次元での社会貢献に発展することが望める。特にこれからの農業分野ではフード&グリーンサプライチェーンとしての産業の再構築が叫ばれているところで、本学としても、食の開発、生産、流通、消費を多角的・多面的な教育研究が行える群馬県唯一の機関として、これまでにない新たな方法で貢献することが期待される。世界人口の増加と日本における生産年齢の減少、食糧問題、環境問題は「人口、食料、環境のトリレンマ」と言われているが、このような視点での地域貢献事業の発展に寄与していく。

（3）問題点

予定していた令和2年度以降の社会連携・社会貢献事業は、COVID-19感染拡大の影響

を受け、中止せざるを得ない状況であった。特に国際交流事業については、オンライン交流会を開催し、COVID-19 蔓延の各国の様子を情報交換することで対応してきたが、COVID-19 収束後は連携大学との組織的な教育プログラムを実施する事業の本格的再開が望まれる。また、その他の社会貢献事業についても同様である。

本学の社会連携・社会貢献活動を進める組織として地域貢献委員会、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター、国際交流センターが設置されているが、現在は学長直轄の組織としてそれぞれ目的・特性に合わせた活動を展開しているところである。本章では触れることができなかった各教職員が独自に行っている社会貢献活動も数多くあるが、これらは十分に把握ができていない。本学がもつ能力や地域性を生かしつつ、限られた人的資源を有効活用するために、各事業の調整を行う組織の構築が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献活動は、建学の理念「人類の健康と福祉に貢献する」を地域と共に実現するための取り組みであり、「高崎健康福祉大学 社会との連携・協力に関する方針」に基づいて様々な活動を展開している。本学は食・医療・福祉・健康・教育の高度職業人の養成校であることから、それらに特化した事業を中心に自治体・産業界と連携協定を結び、教育研究活動を通じて地域社会に適切に還元する活動を展開している。また、各学科では専門職向けの卒後研修・セミナー等を開催し、学内教員の内的資源を社会に有効に還元している。その他、地域貢献委員会が企画・運営する一般市民を対象とする公開講座を毎年開催し、地域等との交流を深めている。年度内に行われた全ての地域貢献事業を報告書として取りまとめ、県内の図書館、公民館、ホームページ等で情報発信を行っている。

高大連携事業は、高校生の自らの進路選択の有効な役割を果たし、大学にとっても優秀で意欲の高い高校生を獲得できるという意義があり、大学・高校双方にとって大きなメリットがある。本学系列校の健大高崎高校との高大連携事業については報告書としてまとめ、県内の高校へ公開している。また、県内外の高校から依頼を受けて、本学教員による出張模擬授業をとおして学問への興味・関心を深め、大学進学等の進路選択に役立っている。今後は、他県の高校も対象とした健大 FP や公開授業などの活動の拡大・深化に努めていく。

学生時代に国際的環境に触れる機会を提供することは、大学の責務・使命と言える。今後も国際交流をとおして教育の質の向上と人材育成に尽力したい。外国人留学生の受け入れ促進や本学学生の長期留学については、医療・健康・福祉の国家資格取得との絡みもあり実績は少ないが、連携大学との学生相互派遣・相互受け入れ実績は多く、そのプログラム内容から高い教育効果が得られており、継続して国際交流事業の実績の積み上げを図っている。

以上、本学は建学の理念を実現させるために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に基づき社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元し、取り組みの適切性を年度ごとに検証・改善していることから、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

理事会および評議員会において中期5ヵ年計画を、大学運営協議会において管理運営方針をそれぞれ起案決定し、別途、学園全体の将来構想などと併せて年3回行われる学園全体集会の中で教職員に理事長より示され、中期5ヵ年計画をホームページで、管理運営方針は大学内のグループウェアにて教職員に周知している（根拠資料10(1)-1）。

大学運営を適正に行うための5ヵ年計画が策定されていることや、大学ホームページや学内グループウェア、学園全体集会にて理事長より説明されていることから、適切性があるといえる。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備
・学長の選任方法と権限の明示
・役職者の選任方法と権限の明示
・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
・教授会の役割の明確化
・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
・学生、教職員からの意見への対応
評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

・学長の選任方法と権限の明示

学長は「高崎健康福祉大学学長選考規程」に基づき選考される（根拠資料10(1)-2）。学長は学長候補者推薦委員会が学長候補を選出し、委員長から理事長に報告し、理事長は理事会に諮り、学長を任命する。学長は、大学における教育研究活動の総責任を負う教学組織の最高責任者であり、寄附行為第7条1項1号により必ず学務担当の理事となる（根拠資料1-1【ウェブ】）。学長の職務は校務を掌り、所属教育職員を統轄すると規定されているが同時に理事として法人全体の経営にも責任を負っている。

・役職者の選任方法と権限の明示

副学長は「高崎健康福祉大学副学長選考規程」、学部長・学科長は「高崎健康福祉大学学部長及び学科長選考規程」、研究科長・専攻長は「高崎健康福祉大学大学院研究科長及び専攻長選考規程」に基づき選考される（根拠資料 10(1)-3、10(1)-4、10(1)-5）。学部長、研究科長は大学運営協議会において選考し、理事長が任命している。学部長、研究科長の権限と責任は以下のように規定している。学部長は、学部の校務を掌り、各学科長および所属教員を統括すると規定し、学部に関わる審議事項を審議する各学部教授会を招集し、その議長となり学部運営を円滑に執り行う役割を担う。学科長は学科の校務を掌り、所属教員を統括すると規定し学科に係る審議事項を審議する学科会議を招集しその議長となり学科運営を円滑に行う役割を担う。研究科長は研究科の校務を掌り、各専攻長および所属教員を統括すると規定し、研究科に関わる審議事項を審議する各研究科委員会および研究科運営委員会を招集し、その議長となり研究科運営を円滑に執り行う役割を担う。また学部長、学科長、研究科長は共に大学運営協議会メンバーとして全学的な意思決定にも加わっている。

・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長は、本学の設立の趣旨や建学の精神等を踏まえた大学が実行すべき業務に関して一般的に管理・監督する責任があり、それらを遂行するに必要な権限があることが、「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」で規定されており、本学の最高責任者として意思決定に最終的な責任を持つ（根拠資料 10(1)-6）。

大学運営の意思決定プロセスとしては、「高崎健康福祉大学教授会規程」に基づき各学部ごとに教授会を、研究科ごとに研究科委員会を開催し、大学を運営するための審議事項を審議し、学長が決定する（根拠資料 10(1)-7、10(1)-8）。さらに大学全体の運営に係る重要事項は、2 ヶ月に 1 度開催の全学的な内部質保証を推進する組織である大学運営協議会で審議している。具体的な審議事項としては、①各学部教授会および研究科委員会の審議事項のうち理事会の承認を要する事項、②教員の昇格人事に係る事項、③全学的な教学マネジメント体制に係る事項、④内部質保証、⑤その他大学運営上の課題、⑥その他理事会から依頼された事項である。

・教授会・研究科委員会の役割の明確化

大学は教授会、大学院は研究科委員会、さらに大学、大学院全体の運営に係る重要事項を審議する大学運営協議会が設置されている。それぞれの規程において協議事項の内容を学長に報告、学長が決定すると規定されており、役割を明示している。

・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

大学の管理運営に関する基本的な規程は私立学校法、大学設置基準等の関係法令・省令に基づいて寄附行為、学則をはじめとする諸規程を整備しており、毎年総務部総務課において見直しを行い、必要に応じて新たな規程を制定、または既存の規程を改廃している（根拠資料 10(1)-9-1～10(1)-9-13）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任については、学校法人高崎健康福祉大学寄附行為において明示している（根拠資料 1-1【ウェブ】）。法人組織としては理事会および評議員会を置き、法人全体の円滑な管理運営を実施している。（根拠資料 10(1)-10【ウェブ】）

・学生、教職員からの意見への対応

教職員の大学運営上の意見などは、各部局・学科会議・教授会等で聴取し、それらは大学運営協議会などに付託され必要に応じて検討される体制が整っている。また学生からの意見は第7章で具体的に触れられているように、大学施設・設備面における改善やその他の要望については、必要性について検討し改善が行われている。

<適切な危機管理対策の実施>

本学では、各学部学科の教員および総務課・学生課の職員で構成される危機管理委員会が「高崎健康福祉大学危機管理委員会規程」に基づき設置されている。危機管理委員会は、「高崎健康福祉大学防災管理規程」、「セクシュアル・ハラスメント防止対策に関する規程」および「高崎健康福祉大学ハラスメント防止及び対策ガイドライン」に定める事項について扱うこととしている。また令和2年からはCOVID-19感染拡大にともない、感染症対策本部も開設された。これらについての詳細については、第2章に記載してある。

本学では、学長や役職者の選任方法が明確であること、これらの権限や役割および責任の所在も規程等で明確に定められている。これらのことから大学運営については適切性があるといえる。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

年度予算の編成にあたっては予算要求要領に基づき経常的に必要な予算と、法人、大学、高校、幼稚園などの各部門、部署の事業計画に基づく予算要望書を1月下旬までに取りまとめ、2月上旬にヒヤリングおよび査定を行う（根拠資料 10(1)-11）。同時に総務課では人件費の積算を行い、経理課においては部門ごとの収入および経常支出を積算し原案を作成する。まとめられた原案は3月に行われる評議員会、理事会において最終決定される（根拠資料 10(1)-12～10(1)-14、1-1【ウェブ】）。

予算の執行にあたっては「学校法人高崎健康福祉大学給与規程」、「学校法人高崎健康福祉大学旅費規程」、「学校法人高崎健康福祉大学経理規程」、「学校法人高崎健康福祉大学研究費規程」等に基づき適切に執行している（根拠資料 10(1)-15～10(1)-16、8-5、8-21）。

決算の監査については監査法人による外部監査と法人の非常勤監事2人による内部監査を実施しており、その結果についてもホームページにて公開している（根拠資料 10(1)-17～10(1)-19、2-37【ウェブ】）。

予算編成時にもその効果を審議するが、予算執行時においても稟議の際に再度その適切性、効果を検証しながら予算執行の承認をしている。

予算執行後の決算報告については、事業報告書および秋に発行している健大通信にて広く社会に報告している（根拠資料 2-36【ウェブ】）。

本学においては、年次予算編成が要綱に従い実施されており、さらに大学内の各部門・

部署の要望も取り上げていることや、予算執行に関しての各種規定が整備されていることから、予算編成手続きやその執行において適切性があるといえる。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の職員採用および昇格に関しては、「学校法人高崎健康福祉大学就業規則」や「学校法人高崎健康福祉大学給与規程」、「学校法人高崎健康福祉大学職員人事規程」に則り実施している（根拠資料 10(1)-20、10(1)-15、10(1)-21）。

本学の事務組織は、開学当初から設置されている健康福祉学部事務局に総務部（総務課、経理課、情報システム管理課）、教学部（教務課、学生課）を配置し、総務部については法人事務局を兼務している。その他の隣接地に設置された4学部（薬学部、保健医療学部、人間発達学部、農学部）事務室、ならびにキャリアサポートセンター、入試広報センター、ボランティア・市民活動支援センター、教職支援センター、国際交流センター、子ども・家族支援センター、学習支援センター、健康管理センター、図書館にもそれぞれ事務職員を配置し、各部署と常時連携を取っている。事務組織と教員との連携の仕組みとしては、まずは健康福祉学部を中心に学部ごとに事務室長を長とした事務組織が構成され、各学部学科に特化した事務業務が行えるように配慮しており、さらに物理的な距離の近さもあり円滑に学生教育・支援のための教職協働が行えている。さらに教務委員会、学生委員会をはじめとした各委員会には担当事務職員が配置され、大学運営上の諸問題に迅速かつ効果的に対応できる体制が構築されている。

各部署の構成と主な業務内容については「学校法人高崎健康福祉大学組織規程」において明確にされており（根拠資料 10(1)-06）、各部署がその目的と使命に沿って職務を遂行することで組織が一体となって力を発揮できるよう企図されている（根拠資料 2-9）。人員の配置は職員個々の能力および適性をもとに、年度末に実施される人事考課の自己評価の際に提出される本人の配属先希望も考慮し決定されるが、部署ごとの人数、年齢構成、経験年数等のバランスを考えながら逐次配置替えも実施している。

また、全ての委員会に事務組織から職員が参画し、教員との意思疎通を図り学校運営ならびに学生支援に対し教職協働の体制を構築、密接な連携・協力体制が成立している（根拠資料 6-16）。

事務職員の人材育成とモチベーションの向上を目的に、人事考課制度を平成13年大学開学時から導入している。評価対象期間（1年単位）について、業務の成果と行動を本人が自己評価し、直属の上司が再評価する「自己評価票」は、職員の業務達成の満足度と次年度への問題意識を涵養し、キャリアの育成および業務意欲の喚起に貢献している。また、

この評価の妥当性を計るために直属の上司を部下が逆評価する「上司評価」も実施している。この人事考課に加えて年2回、短期の業務達成度を測る人事考課を行い賞与支給の参考にしている。これらの人事考課を総合的に考慮して、職員の昇格および昇給の重要な資料としている。

本学は総務や人事といった基本的事務機能に加えて、学科ごと、付帯組織ごとに細かに事務組織が構築されている。さらに事務部は各学部学科に分けられているので、それぞれの事情を考慮しつつ教職協働の活動、学生への支援活動が円滑かつ効率的に行える体制が整えられていることから、適切性があるといえる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学を取り巻く社会環境の変化や大学入学者の多様化、大学のグローバル化、業務内容の高度化・複雑化する中で事務機能も対応していかなければならない。大学教職員としての資質・能力向上はもとより、事務職員の一般的な事務処理能力の向上と専門知識の習得が必要となり、スタッフ・ディベロップメント（SD）を行うことが必要不可欠となっている。本学ではそれぞれの部署で必要に応じてOJTをはじめ、学外研修への参加も促している。

初任者には部署単位でのOJT以外に学外で実施している電話応対研修やビジネスマナー研修などのOff-JTに参加させていた。令和2・3年度はCOVID-19の影響でオンラインでの研修は実施したが、対面形式の研修等は自粛していた。しかし、令和4年度からは対面形式の研修を再開している。中間管理職やベテラン職員は、主に独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）、日本私立大学協会（APUJ）主催の研修に参加している。その他、令和2年度以降はCOVID-19の影響によりリモート開催が増加しているが、必要に応じて各種研修会にも参加している。各種研修会に積極的に参加することで、最新の情報を収集し、個人の能力開発・資質向上に努めている。研修会参加後は、復命書をもって職員管理職への報告と学内関係者にはグループウェアや部署単位で情報提供を行っており、研修参加者のみの経験だけにとどめない様、得られた知識の学内共有に努めている。

また、職員を対象としたSD活動を推進している。平成28年度より各部署の職員が講師となり、有志による勉強会を実施してきた。平成30年度にSD研修チームが発足されてからは、一般職員や中間管理職など職位別に対象を限定したり、教員も含めた広い対象範囲で研修を実施したりするなど研修の幅が広がっている（根拠資料10(1)-22、10(1)-23）。令和2・3年度については、COVID-19への対応のため全体のSD活動を自粛していたが、令和4年度から学内勉強会を再開している。

以上のように、SD活動は適切に実施しており、その詳細は基礎要件確認シート「20. スタッフ・ディベロップメントの実施」の通りである。

本学では、平成30年度よりSD研修チームが発足されてから多くの活動が行われており、

その活動の幅も広がってきている。このことから職員を対象とした資質向上の取り組みは適切性があるといえる。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
評価の視点2：監査プロセスの適切性
評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

学校教育法第109条1項において大学は「自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする」とあり、また、同条2項には大学は「政令で定める期間ごとに認証評価機関の評価を受けるものとする」と定めている。本学はこの法令に従って平成21年度に認証評価機関である公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、その結果、平成22年4月から平成29年3月までの期間、さらに平成28年度に2回目の認証評価を受け、いずれも「本協会の基準に適合している」との評価を受けた。これらの大学基準協会の評価結果は、本学の点検・評価報告書とともに併せてホームページ上にアップして公表した（根拠資料2-28【ウェブ】）。

また、「高崎健康福祉大学学則」第2条で「教育研究活動の状況について自ら評価を行う」と規定しており、大学院についても「高崎健康福祉大学大学院学則」第2条で「教育研究の状況について自ら点検および評価を行う」と定めている。また、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」を定め、その第7条で「学長は、報告書を公表するものとする」としており、教学関係および運営・財務等の多項目に渡る点検・評価を定期的に行い、公表することとしている。実際、大学運営に係る委員会の一つであるFD・自己点検委員会が中心となり、「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に則り、大学基準協会の基準項目に準拠して10項目の点検評価を行っている（根拠資料2-12）。

<監査プロセスの適切性>

大学運営について、現在は監事による法人の財産の状況および業務の執行および決定の状況を監査されているに留まっており、大学運営の適切性に関する監査については、今後内部監査を含め組織として設置を検討している（根拠資料10(1)-18、10(1)-19、2-37【ウェブ】）。

内部質保証システムは、「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」に従い運用している（根拠資料2-1）。本学の内部質保証システムにおける全学的課題については、大学運営協議会、FD・自己点検委員会、教授会・大学院研究科委員会、各種委員会で、学部・大学院研究科内における運営上の諸課題は学部長・研究科長、学部教授会・研究科委員会、各委員会でそれぞれPDCAサイクルを機能させている。いずれにおいても最終責任は学長にある。

内部質保証の運営主体は大学運営協議会である。大学運営協議会はその規程にあるように学則に係ること、教員の人事に係ること、文部科学省からの通達に係ることなど大学運

営において教学関係、教員人事案件等全学的課題について審議する会議体であり、学長が議長となって学長主導の下に審議される。大学運営協議会における学長の決定事項は、学部教授会および大学院研究科委員会に通達、または再審議を求めている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

FD・自己点検委員会は、自己点検・評価に関する実務を担当し、点検・評価報告書の作成、外部認証機関との対応と学内への連絡・調整およびFDの企画運営を任務としている。

自己点検・評価の基本業務は、各学部学科、各研究科専攻、各センター、学内の各委員会、および事務組織の各部署が担う体制にしている。各委員会はそれぞれ特有の課題および学長からの指示事項について、全学的観点から課題の明確化と解決の方策を検討し、必要な部署あるいは会議体に提案する。また毎年、各学科・研究科ごとに自己点検・評価シートを作成し、当該年度の事業に関して10の視点から自己評価と改善に関してまとめ、翌年度の事業展開に役立てている。

学部特有の諸課題については、当該学部の各委員会を中心に検討することにしており、最終的には当該学部の教授会で審議し学長が決定する。大学院研究科も同様の手続きで解決を図っており、このような仕組みにより大学全体の質保証に努めている。

構成員のコンプライアンス意識の徹底（法令遵守、モラル）については、「学校法人高崎健康福祉大学就業規則」に記載されている。また、学園の全教職員を対象とする年3回の全体集会にて、理事長が説示し意識の高揚を図っている。このような取り組みは教育研究上の課題ごとに各種委員会や学部学科が連携して機能しており、大学全体に係る課題については大学運営協議会を運営主体として教授会や研究科委員会等との協議を通して改善・向上に向けた取り組みを機能させる体制になっている。加えて、自己点検・評価に客観性・妥当性を高めるために、複数の学外有識者から成る外部評価委員会を平成27年度より設置した。大学運営協議会は、提出された点検・評価報告書と外部評価結果を審議し、明らかになった問題点について各部署に改善意見を提示する。各部署は、その改善意見に基づき改善目標・計画を立てて実施する。以下にその連環図を示す。

このような内部質保証システムを効果的に機能させるために「高崎健康福祉大学内部質保証に関する規程」を全教職員に周知している。各委員会においてもそれぞれの領域に関わる業務においても点検・改善作業を行っている。例えば全学教務委員会は教学マネジメントの観点から、現代の社会的ニーズにあわせたシラバスや新規科目の設置などをFD・自己点検委員会による点検作業によらず行っている。また、「私学のミッションは永続性にある」との観点から、全体集会にて学園の置かれている厳しい環境と改革の必要性および将来構想について理事長が講話している。本学は、これまで現理事長が学長を兼務してきたことから全体集会での講話の多くを大学運営関連に充てており、建学の精神「自利利他」の解釈をはじめ、教学関係に係る重点事項と関係教職員の責務の重大性の再認識を求めている。以上の取り組みは理事会においても適切に報告され、同席している監事により、不正の行為がなく、かつ、法令および寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認されている。

大学基準協会からは、大学・大学院および編入学の定員管理の問題を指摘されている

(根拠資料 2-31)。これについても同様に、大学運営協議会にて関係部署・委員会に指示を出し、定員の見直しや、学生募集要項の記載内容の改定などの対応を行った。

以上述べたように、本学はその運営において学長のリーダーシップのもとに、大学運営協議会を責任主体として、内部質保証システムを機能させている。

本学では、FD・自己点検委員会が中心となり、大学基準協会の基準項目に準拠して10項目の点検評価が「高崎健康福祉大学自己点検・評価規則」に則り点検評価を行い、その結果が本学大学運営協議会で諮られるという高崎健康福祉大学自己点検・評価体制がとられていることや、これについては外部識者や大学基準協会の評価を受けることから、点検・評価については適切性があるといえる。

(2) 長所・特色

本学は大学運営協議会、研究科委員会、教授会、学科会議等でそれぞれの所掌における諸課題を審議、検討して運営に当たっている。各学科の教員と事務職員によって構成される各種委員会では、教学に係る教務、学生指導、地域貢献等大学運営上必須となる固有の問題について議論し、その結果は教授会で審議されている。

また、平成26年8月に学校教育法の一部改正が実施され、教授会の役割が教育研究に関する事項、また学位の授与等重要事項について学長に意見を述べる審議機関であること、また大学の教育研究に係る事項の決定は学長にあると定められた。本学は令和3年度まで理事長が学長を兼務していたことから、令和4年度からの新学長のリーダーシップの下、大学運営に当たってきており令和4年度から新学長となったがいままでどおり学長のリーダーシップが発揮できる体制を維持・発展させていく。

(3) 問題点

大学の教育研究の高度化・複雑化はますます進んでおり、本学としては今後さらにFD、SDの機会を増やすとともに、学内研修の機会を設けるなど、教職員の更なる資質の向上に努める。また、事務職員を対象とした人事考課制度には採用および昇格基準が規定されておらず、SD研修との関連も明確ではないので改善する。

(4) 全体のまとめ

本学では、理事会において中期5ヵ年計画を策定し、これは学園全体集会の中で教職員に理事長より示されている。大学運営の意思決定プロセスとしては、教授会・研究科委員会で適切に審議事項を審議し学長が決定するプロセスが確立している。またその機能を円滑かつ十分に発揮するために明文化された規程に基づき適切な事務組織を設置し、適切な管理運営を行っている。さらに大学が社会に適應するために教職員の資質向上を目的にFDやSD活動を充実させることにより職員の育成に努めている。

本学では、自己点検・評価による自発的な大学の機能改善を目指し、大学基準協会による認証評価に合わせて、定期的に点検・評価報告書を作成し、それらを外部評価者による評価をうけている。このように本学では、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、良好な状態である。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現在は平成30年度から平成34年度までの第3次5カ年中期財政計画の最終年度にあたり、過去4年間の目標値と決算との差異を分析・評価し、第4次5カ年中期財政計画を策定している（根拠資料10(2)-1）。年度割比率としては①人件費比率、②人件費依存率、③教育研究経費比率、④管理経費比率、⑤事業活動収支差額比率、⑥学生生徒等納付金比率、⑦寄付金比率、⑧補助金比率、⑨経常収支差額比率、⑩教育活動収支差額比率の10項目について、令和3年度事業報告書に記載のあるそれぞれの項目の全国平均値（±5.0%程度）を目標に定めている（根拠資料2-37【ウェブ】 ,p27）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）>

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の確立を図るためには限られた予算の有効な運用が求められる。その指標として「5カ年中期財政計画」に基づいた適切な予算計画と管理を行う必要がある。平成21年度から平成25年度までの第1次5カ年計画は、大学の理学療法学科の新設に伴う校舎の改築、短期大学部の廃止と人間発達学部を設置に伴う校舎の増築等を柱とし計画され実行された（根拠資料10(2)-2）。平成26年度から平成30年度までの第2次5カ年中期財政計画においては大学の実習施設としてまた社会貢献としての附属クリニックの建設、学園創立80周年記念事業として記念誌の発行・記念式典の実施等を柱に、平成30年度から令和4年度までの第3次5カ年計画においては農学部の新設に伴う校舎等の増築等を柱にそれぞれ財政計画を立案した（根拠資料10(2)-3、10(2)-4）。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

教育研究活動については、予算会議においてそれぞれの部局から提出された計画を基に予算配分ならびに執行について法人で対応しており、効果測定などは前述したとおり今後

の課題としているところである。

教育研究活動の遂行については採算性を表す事業活動収支計算書関係比率、財政確保に関しては法人の財政基盤の健全性を確認する指標として最も信頼できる貸借対照表関係比率をもとに説明する（根拠資料 10(2)-5-1～10(2)-5-5、10(2)-6、2-37【ウェブ】、10(1)-17～10(1)-19、大学基礎データ表 9～11）。

1. 事業活動収支計算書関係比率

人件費比率

人件費比率は人件費の経常収入に対する割合を示す重要な比率であり、この比率が高くなると経常支出全体を大きく膨張させ経常収支の悪化を招きやすい。本学では全国平均並で推移しており安定している。

人件費依存率

人件費依存率は学納金に対しての人件費をどれほど依存しているかを示す指標である。この比率が高くなると授業料等学納金への依存が高いことを示しており、学生数が少なくなることによって経営を悪化させることになる。本学では令和3年度において、全国平均よりわずかに高い数値であった。この点については農学部が開設をして完成年度を迎えていない状態であり、かつ農学部の入学定員超過率が1.0を下回ったことも原因となっている。

教育研究経費比率

教育研究経費比率は、本学は全国平均を上回っているが、この比率が高くなりすぎると経常収支の均衡を崩す要因の一つともなるので許容範囲といえる。

管理経費比率

管理経費比率は全国平均を下回っており、教育研究経費比率とのバランス上低い方が望ましいことから、安定しているといえる。

事業活動収支差額比率

この比率がプラスで大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながるかとされている。本学は令和2年度で1.9%まで落ち込んだが、これは農学部設置に伴う影響が大きいと考えられる。今後は定員確保により数値が高くなると考えられる。

学生生徒等納付金比率

学生生徒等納付金は、事業活動収入の中で最大の比重を占めており、第三者の意向に左右されることのない重要な自己財源であるため、この比率は安定的に推移することが望ましく、本学は全国平均並みに推移しており安定している。

寄付金比率

学校運営において一定水準の寄付金収入を継続して確保することが経営安定のために望まれる。本学は全国平均よりも低いいため今後は安定的な寄付金確保に努めていく。

補助金比率

補助金は学校運営に不可欠な収入源であり本学は全国平均を上回っているが、今後も補助金の増額に努めなければならないと考えている。

経常収支差額比率

経常収支差額比率は経常的な収支バランスを表す比率であり、企業会計の経常利益率に近い比率である。事業活動収支差額比率と同様、農学部設置に伴う影響で近年の数值は低くなっているが、農学部の完成年度以降は定員確保により数值が高くなると考えられる。

教育活動収支差額比率

学園の本業である教育活動の収支バランスを表す比率であり、企業会計の営業利益率に近い比率である。これも農学部設置に伴う影響で近年の数值は低くなっているが、農学部の完成年度以降は定員確保により数值が高くなると考えられる。

2. 貸借対照表関係比率

固定資産構成比率

学校法人が行う教育研究事業は多額の設備投資が必要となるため、一般的にこの比率が高くなるのが学校法人の財務的な特徴であるが、この比率が高くなりすぎると資産の固定化が進み流動性に欠けると判断される。本学は全国平均をやや下回っているため問題ないと考えられる。

流動資産構成比率

一般的にこの比率が高い場合、現金化が可能な資産の割合が大きく資金流動性に富んでいると評価できる。本学は全国平均を上回っているため安定性を確保しているといえる。

純資産構成比率

学校法人の資金の調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標であり、健全性を確認するのに適している。本学は全国平均を大きく上回っているため財政的に安定しているといえる。

固定比率

資金の調達源泉とその使途とを対比させる比率であり、一般的に低い値が望ましい。本学は全国平均より低い数值であるため安定しているといえる。

流動比率

学校法人の短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである。一般的に金融機関等では、200%以上を優良とみなし、100%以下は資金繰りに窮していると判断される。本学は200%を大きく上回っており申し分ない値である。

前受金保有率

この比率は 100%を超えることが一般的とされている。本学もこの値を超えており現金預金が十分に保有していることを表している。

基本金比率

この比率が 100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。本学は令和 3 年度においては高校の借入金の影響で低い数値になっているが資金繰りなどには影響はない。

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

外部資金の受け入れ状況は次のとおりである。

表 10-2-1 外部資金の受け入れ状況（平成 29 年度～令和 3 年度）

年 度	科学研究費補助金		受託研究費		共同研究費	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 29 年度	33	50,700,000 円	12	6,023,547 円	5	20,865,000 円
平成 30 年度	42	54,795,000 円	24	41,692,708 円	4	22,609,800 円
令和元年度	51	74,880,000 円	29	44,698,574 円	11	23,848,297 円
令和 2 年度	54	77,935,000 円	24	46,499,762 円	11	29,398,297 円
令和 3 年度	51	68,965,000 円	27	29,887,708 円	5	18,070,000 円

外部資金の獲得については積極的に支援しており、毎年度科学研究費助成事業公募要領等の説明ならびに科学研究費助成事業資金獲得に関する説明会を実施し、応募の促進と研究費の適正執行をサポートしている。その他の競争的資金についても研究支援体制を整えながら教員へ情報を提供し積極的な外部資金獲得による研究を促進している。

寄付金としては令和 3 年度よりこれまでの金額を超える寄付を高崎健康福祉大学後援会よりいただいたことで、増加している。

(2) 長所・特色

事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率とも近年新学部設置や高校部門の借入金等により多少の変動はあるが、概ね適正に推移しており教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確保している。

外部資金の獲得については積極的な支援の効果が表れ、同規模校に比べて件数、金額とも充実しており、その管理・執行も適切に行われている。

(3) 問題点

予算執行後におけるその適切性、効果を検証する仕組みの確立が必要と考える。

また、当初予算と補正予算で数値が乖離する場合などはその実行状況などを検証し今後につなげることも必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は教育研究を支援し、それを維持・向上させるために「5カ年中期財政計画」に基づき必要かつ十分な財政的基盤を確立し財務を適切に行っている。

また、決算の数値を分析・評価することは計算書類から割り出す数値のため、募集活動の状況、教学の質、人事関係などの情報は反映されていないが、財務情報は学校運営の採算性と財政の健全性を図るうえでは重要な数値である。今後安定した学校運営を行う為に計画と財務分析を有効に活用することが求められる。

現時点の本学の対応については、大学基準に照らして、極めて良好な状態である。

終章

本学では平成 21 年の公益財団法人大学基準協会による認証評価以降、2 年後・5 年後・再受審 1 年前というサイクルで点検・評価報告書を作成することとし、令和 3 年度は平成 30 年度につづき 2 回目の自主的な点検・評価報告書の作成を行ったうえで本書を書き上げ認証評価の受審に望んだ。本書は平成 28 年度に受審した大学評価において、大学基準協会より示された改善点を意識し改善に向けた作業の中で策定、正式に作業として確定して内容をつづった報告書となる。特に大学基準協会の評価においては内部質保証を重要視しているところであるが、本学においても内部質保証を担う部署として大学運営協議会がその任を担うことが明確に定められ、内部質保証システムに則り PDCA サイクルを意識した活動の見直し・点検・企画が実行可能なシステムが機能していることが今回の報告書で明らかになった。

令和元年の末に発生した COVID-19 の感染拡大により不要不急の外出の自粛、テレワークの推進など社会経済活動が大きく変化したところであるが、大学教育においても対面授業の休止、オンライン授業への移行などが行われた。しかしながら学生においては対面授業で得られるはずであった学生間・教員との交流、部活動、文化活動などの機会が喪失した。都心に比べ圧倒的に感染の影響が少ない地方大学である本学においても、登校の見合わせ、オンライン授業への移行、部活動の中止などを制約せざるを得なかった。また本学には、医療福祉系の学部学科も設置されているが、学外実習先として福祉施設・医療機関があるため、感染拡大防止の観点から多くの学外実習が延期や中止となった。そのため全学的に支援を図り、学内での実習を充実させることにより、その影響を可能な限り少なくした。その結果、各学科においても高い国家試験合格率と就職率を維持することができたことは評価に値する。

前回、平成 30 年度の点検・評価報告書の公開と時を同じにして、中央教育審議会からは令和 22 年（2040 年）に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）がとりまとめられた。これは本学が目指すべき大学像と一致する点が多数ある。例えば、生まれ育った地域で個人の価値観を尊重して生活し、その地域を豊かなものにしていくための継続的な営みができる社会を目指す地方創生の考え方は、一地方大学である本学を目指す群馬県および近隣の学生を広く受け入れ、その多くが同じ地域で就職することとも合致しているといえる。また令和 22 年頃の社会変化の方向として、SDGs が目指す社会があげられている。今回の報告書では取り上げなかったが、学長指示により令和 4 年度からは SDGs に関連する科目であることをシラバス上で示し、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動である「持続可能な開発のための教育（ESD）」にも長期的な視点で力を注ぐところである。中期的な視点では、4 章でも触れたように学修成果の可視化をより一層学生に浸透させ、ディプロマサブリメントの運用も含めた学修者視点でのシステム構築を実現させる。そのために、短期的な視点で、本学ではまだ採用に至っていない私立大学等改革総合支援事業への採択を目指していく予定である。それらの実現に向けさまざまな組織作り、システムの再構築も推進し、本学はさらなる躍進を遂げるべく教職員が一丸となってそれらに取り組んでいく所存である。

終章

本学は平成13年の1学部3学科から平成31年に農学部生物生産学科が開設・設置、令和4年に農学研究科生物生産学専攻の博士前期課程、博士後期課程がそれぞれ開設・設置され5学部8学科4研究科の体制となり、これからの食・医療・福祉・健康・教育分野で活躍する人材を養成する総合的な高等教育機関へ躍進した。本学が掲げる理念である「建学の精神」＝「自利利他」は本学教職員・学生に広く浸透しているところであるが、この建学の精神を礎に今後も内部質保証の仕組みを適切に機能させ、教職員一丸となって更なる飛躍を目指したいと考える。

令和5年3月
高崎健康福祉大学
FD・自己点検委員会